

CZ-475-02

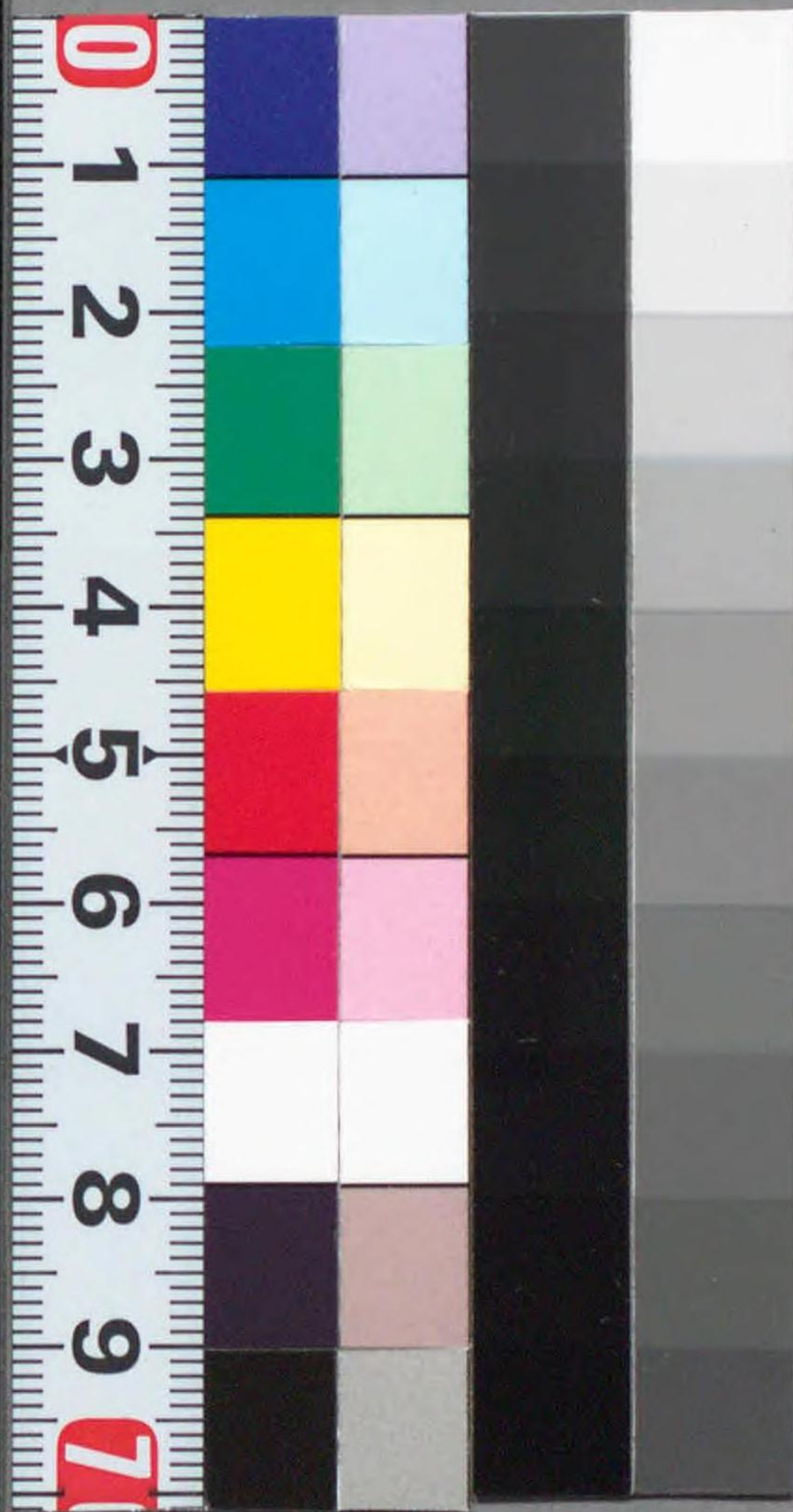


\*1200901599432\*

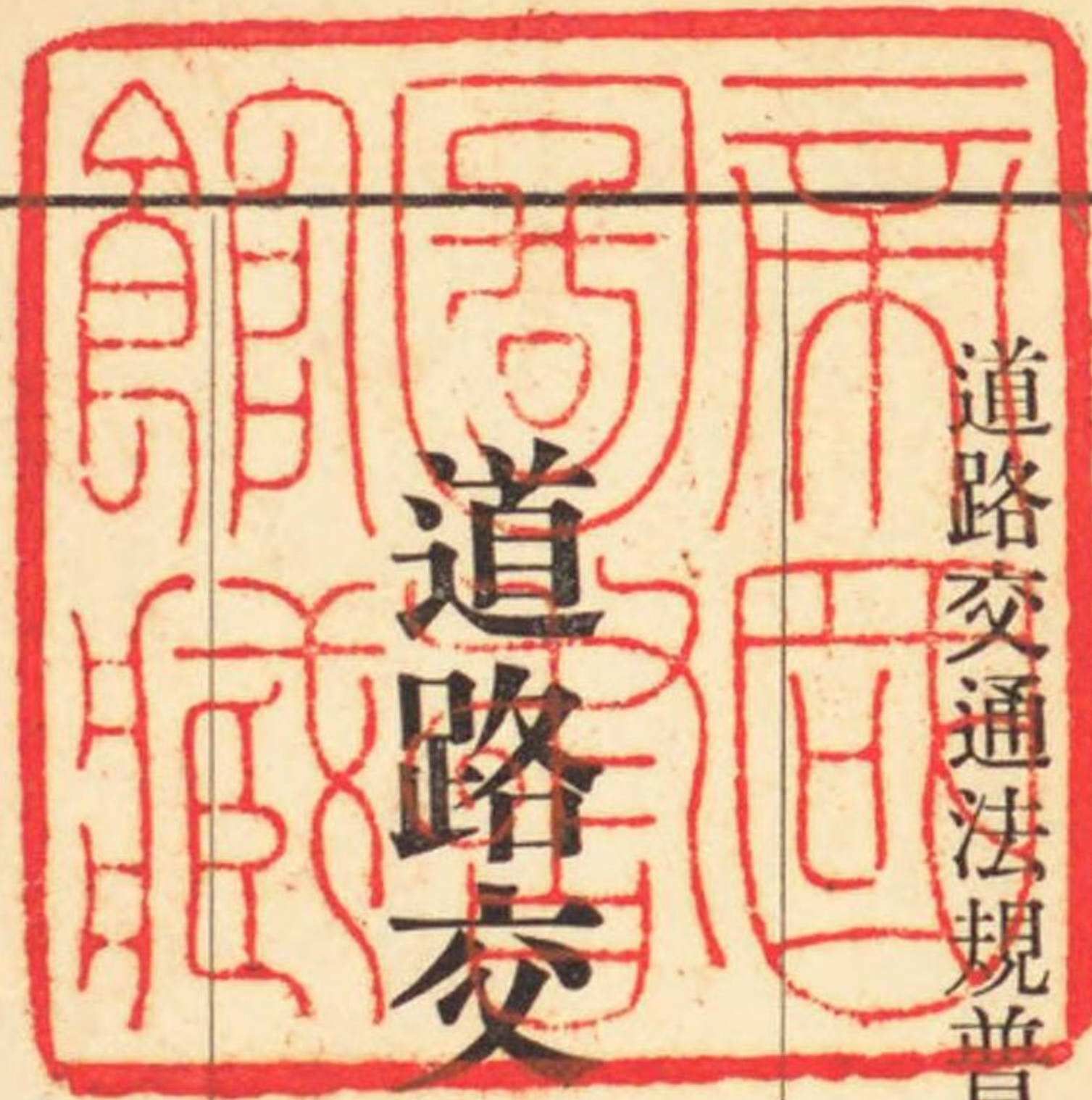


道路  
交通法規

禁電子式複写



586



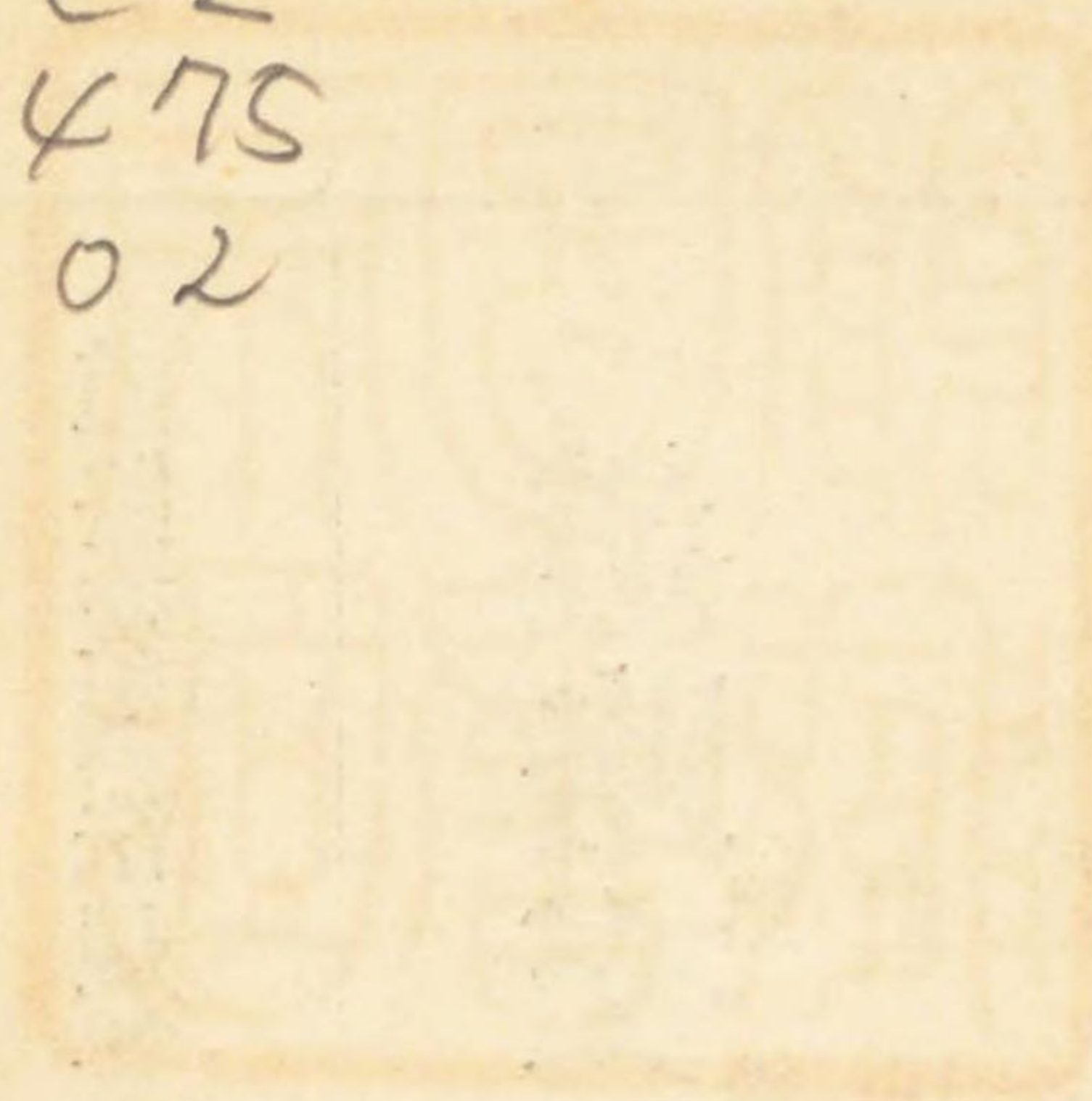
道路交通法規普及會編纂

道路交通法規便覽

東京 伯文社 發兌



CZ  
475  
02



道路交通法規便覽

道路

自動車

(附錄)

土地收用

要塞地帶法

道

路

道  
路  
交  
通  
車  
路

道

自

(備  
用)

土

車

路

要  
求  
此  
帶  
去

147-698

道路目次

道路目次

道路法(大正八年四月十一日法律第五八號).....一

道路法施行令(大正八年十一月四日勅令第四六〇號).....三

耕地整理法中道路ノ意義ニ關スル件(大正九年十二月二十日農務局長土木局長通牒).....四〇

耕地整理法上ノ道路ト道路法上ノ附屬物ニ關スル件(大正十一年一月二十五日一〇來第一九〇號農務省食糧局長宛土木局長回答).....四一

道路法第七條ノ規定ニ依ル同法ノ規定ノ準用等ノ件(大正八年十一月二十日勅令第四七一號).....四二

國道路線認定ノ件(大正九年四月一日內務省告示第二八號).....四三

國道路線認定ノ件(大正九年十二月二十五日內務省告示第一二五號).....四四

道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件(大正八年十一月五日勅令第四六一號).....四五

道路目次 二

町村組合ノ道路經理ニ關スル件 (大正九年九月十七日石局第一一號石) ..... 五

道路ニ關スル費用負擔事務ノ爲設置セル組合管理者ノ權限ニ關スル件 (大正十一年十月二十五日發甲第四四號北海道廳長官各府縣知事宛土木、地方兩局長通牒) ..... 五

道路ニ關スル事務分任ニ關スル件 (大正十一年十月十日東土第三〇號東京府知事宛土木局長回答) ..... 五

道路管理者特別規程 (大正八年十一月二十一日勅令第四七二號) ..... 五

行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル件 (大正九年十二月二十四日乙第三四號山形縣知事宛土木局長回答) ..... 五

河川其他ノ工作物ヲ道路ニ供用ニ關スル件 (大正十年一月十日出土第一號各地方長官宛(沖繩縣ヲ除ク)土木局長通牒) ..... 五

官有道路敷取扱ニ關スル件 (大正十一年三月七日靜土第二八號各地方長官宛(靜岡縣ヲ除ク)土木局長地理課長通牒) ..... 六

土地所有權移轉登記囑託ノ件 (大正十二年六月五日北土第五三號各地方長官宛土木局長、會計課長通牒) ..... 六

臨時海軍建築部長へ商議ノ件 (明治二十九年十一月二十四日內務省訓令訓第七三三號) ..... 六

國縣道ノ工事ニ關スル報告ノ件 (明治四十五年七月土第二五二號陸軍次官宛內務次官照會) ..... 六

道路法中特例ニ關スル法律 (昭和七年九月十四日法律第三五號) ..... 六

道路法中特例ニ關スル法律ニ依ル命令ノ件 (昭和七年九月三十日勅令第二六九號) ..... 六

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ權限ニ關スル件 (大正十一年八月十七日勅令第三八五號) ..... 六

直轄道路工事事務取扱方ノ件 (昭和六年五月十三日發土第四五號各地方官、內務省土木出張所長宛土木局長依命通牒) ..... 六

直轄道路工事執行ニ關スル件 (昭和六年五月十三日發土第四五號內務省各土木出張所長宛土木局長通牒) ..... 七

道路ニ關スル工事取締ニ關スル件 (大正十一年七月二十六日發土第八七號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 七

賃取橋梁及渡船場設置ニ關スル件 (大正九年七月二十八日內務省令第二三號) ..... 七

賃取橋等整理ニ關スル件 (大正九年一月十七日發土第二二號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 七

國ノ事業ノ爲道路占用協議方委任ノ件 (大正十年二月三日內務省令第四號) ..... 七

道路目次 三

道路目次 四

國ノ事業ノ爲道路占用ニ付協議ニ關スル件 (大正十年二月三日發土第一〇) ..... 七六

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件 (大正九年七月一日內) (務省訓令第一一號) ..... 七七

道路ノ占用ニ關スル件 (大正九年四月一日遞土第一號各) (地方長官宛土木局長依命通牒) ..... 八〇

道路ノ占用ニ關スル件 (大正十年一月三十一日九來第一四) (四號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 八六

道路ノ占用ニ關スル件 (大正九年八月四日海土第四號) (各地方長官宛土木局長通牒) ..... 八八

道路占用ノ件 (大正十年九月九日內務省陸土第) (五號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 八八

遞信省ニ於テ自働電話所設置ノ爲道路占用ノ件 (大正十年四月六日遞土第一號道廳) (長官各府縣知事宛土木局長通牒) ..... 八八

陸地測量部所管水準點ノ建設並移轉ノ爲道路占用ノ件 (大正十年六月一日發土第六五號道) (廳長官府縣知事宛土木局長通牒) ..... 九〇

電柱建設ノ爲ニスル道路占用ノ件 (一) (大正十一年六月二十六日發第一七) (八號東京府知事宛土木局長通牒) ..... 九二

前同伴 (二) (大正十一年六月二十六日發第一七八號大) (阪兵庫神奈川各府縣知事宛土木局長通牒) ..... 九三

前同伴 (三) (大正十一年七月十三日發第一七) (八號電氣局長宛土木局長通牒) ..... 九三

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件 (大正十四年三月三十一日發甲第) (四號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 九三

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件 (大正十五年六月於土) (木主任官會議指示) ..... 九四

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件 (昭和二年七月五日發土第五〇號) (各地方長官宛土木局長依命通牒) ..... 九四

給油栓設置許可並占用料徵收ノ件 (昭和四年四月九日東土第二〇八) (號東京府知事宛土木局長回答) ..... 九四

道路法第二十九條ノ規定ニ依ル占用ニ關スル申請手續ノ件 (大正九年六月十六日) (內務省令第一一五號) ..... 九六

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件 (大正八年十二月六日) (內務省令第二二三號) ..... 九七

道路構造令 (大正八年十二月六日) (內務省令第二四號) ..... 九九

道路構造ニ關スル細則 (大正十五年六月於土) (木主任官會議諮問) ..... 一〇三

街路構造令 (大正八年十二月六日) (內務省令第二五號) ..... 一〇六

道路目次 五



道路維持修繕令 (大正十年五月二十八日) 內務省令第一五號 ..... 一三八

道路維持修繕令中改正ニ關スル件 (大正十一年六月五日發第九八號道) 廳長官各府縣知事宛土木局長通牒 ..... 一三二

竝木伐採ノ件 (大正十一年十月三日發甲第四三號道廳長官) 各府縣知事(秋田縣ヲ除ク)宛土木局長通牒 ..... 一三三

道路工事執行令 (大正九年十一月八日) 內務省令第三六號 ..... 一三三

道路工事執行令中疑義ニ關スル件 (大正十一年十一月二十九日乙第八八號靜岡縣知事宛土木局長回答) ..... 一三七

道路工事執行令第八條ニ關スル件 (大正十年三月三日乙第一號) 三重縣知事宛土木局長回答 ..... 一三六

道路管理職員制 (大正九年八月十一日勅令第二四五號) ..... 一三六

道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ關スル費用負擔ノ件 (大正十一年八月十八日勅令第三八六號) ..... 一四一

道路ニ關スル訴訟費用ノ件 (大正十二年五月二十九日甲第四九號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 一四三

道路費國庫補助規程 (大正十年一月二十九日) 內務省令第一號 ..... 一四三

道路改良費國庫補助內規 (道路會議決定) ..... 一四四

國庫補助道路工事竣功認定様式ニ關スル件 (大正十五年六月於土木主任官會議決定) ..... 一四五

國道改良費國庫補助ノ件 (大正九年十月十三日發土第一二二號各地方長官(沖繩縣ヲ除ク)宛土木局長通牒) ..... 一五九

府縣道路新設改築費國庫補助ノ件 (大正九年十一月十七日發甲第四三號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 一六〇

府縣道路費國庫補助ニ關スル件 (大正十年三月二十九日發土第三一號各府縣知事宛土木局長通牒) ..... 一六〇

災害工事費ノ負擔所屬ヲ變東セルモノノ國庫補助精算ニ關スル件 (大正九年三月二十三日發土第三〇號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 一六〇

國庫補助道路工事工程報告ノ件 (大正九年十二月二十三日發土第一三九號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 一六三

道路費國庫補助ニ關スル件 (大正十一年十一月二十五日發土第一四一號大都市所在地方長官宛土木局長通牒) ..... 一六六

國庫補助要求及仕拂方等ニ關スル件 (大正三年四月四日發會第三號地方長官宛內務省會計課長、土木局長通牒) ..... 一六七

農村振興土木事業及產業振興土木事業功程報告ニ關スル件 (昭和七年十一月三十日發第一七五號各地方長官宛土木局長通牒) ..... 一七〇

農村振興及産業振興國庫補助道路改良工事竣功認定申請様式ニ關スル件 (昭和八年三月十五日發第五七) 一七三  
(號各地方官宛土木局長通牒)

農村振興町村土木事業ニ關スル件 (昭和七年八月十八日於內務部長 土木部課長事務打合せ指示事項) 一七七  
(時局匡救ノ爲ニスル土木事業ノ執行ニ關スル件 昭和七年九月五日 內務省訓令第一一號)

時局匡救ノ爲ニスル土木事業ノ執行ニ關スル件 (昭和七年九月五日發甲第五一) 一八一  
(號各地方官宛土木局長通牒)

町村ニ於テ執行スル農村振興土木事業功程報告ニ關スル件 (昭和七年十一月三十日發第一七) 一八三  
(六號各地方官宛土木局長通牒)

農村振興町村土木事業竣功認定並ニ指導費精算認定ニ關スル件 (昭和八年三月十五日發第五八) 一八四  
(號各地方官宛土木局長通牒)

農村振興其ノ他土木事業ニ關スル報告ノ件 (昭和八年五月二十二日發第一二) 一八九  
(七號各地方官宛土木局長通牒)

國庫補助土木事業ノ補助基本額ニ關スル件 (昭和九年二月一日發土第五號道廳長官、各府縣知事宛土木局長、社會局社會部長通牒) 一九一  
(農村振興其ノ他土木事業費國庫補助ノ件 昭和九年六月十五日神甲第三號各府縣知事(神奈川縣ヲ除ク)宛土木局長通牒)

河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル道路工事ノ費用負擔方稟請ニ關スル件 (大正九年七月九日發土第八四) 一九一  
(號各地方官宛土木局長通牒)

河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル道路工事ノ費用負擔方ノ件 (大正九年七月九日發土第八四號內務省各土木出張所長宛土木局長通牒) 一九三

鐵道省ニ於テ經營スル自動車運輸事業ト道路トノ關係ニ關スル件 (昭和七年一月二十七日發土第二號) 一九二  
(各地方官宛土木局長依命通牒)

道路法第三十九條ノ受益者ニ關スル件 (大正十三年三月一日乙第五〇) 一九三  
(號京都府知事宛土木局長回答)

道路工事費受益者負擔規程ノ例 (宮崎縣) 一九五

道路工事費受益者負擔標準一覽表 二〇五

道路損傷負擔規程ノ例 (福井縣) 二二二

道路損傷負擔標準一覽表 二二八

道路附帶工事費負擔區分ノ件 (大正十年一月三十一日九東土第二) 二三四  
(五一號東京府知事宛土木局長通牒)

道路取締令 (大正九年十二月十六日) 日內務省令第四五號 ..... 二二五

重貨物ノ重量標示ニ關スル件 (昭和五年五月六日) 內務省令第一六號 ..... 二二三

荷車ノ輪帶幅ノ制限ニ關スル件 (昭和四年十一月七日發) 土第一〇一號 廳府縣長官宛土木、警保局長依命通牒 ..... 二二三

道路取締ニ關スル件 (大正九年十二月二十七日發) 警第九八號 各地方長官宛警保、土木兩局長通牒 ..... 二二三

道路取締令ニ關スル件 (大正九年十二月二十三日發) 警發第三 五八號各地方長官宛警保局長通牒 ..... 二二七

交通取締ニ關スル件 (大正十年十二月十三日發) 警發第四三 四號各地方長官宛警保局長通牒 ..... 二四二

道路警戒標及道路方向標ニ關スル件 (大正十一年十一月九日) 日內務省令第二七號 ..... 二四二

道路標識建設ニ關スル件 (大正十一年十一月九日發) 土第一二八號 各地方長官宛地方、土木兩局長通牒 ..... 二四七

道路法第五十條ノ規定ニ依ル道路ノ沿道ノ區域ニ關スル件 (大正十一年七月三十一日) 日內務省訓令第一六號 ..... 二四七

道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件 ..... 二四七

(大正九年三月三十日) 日內務省令第六號 ..... 二四七

府縣道(地方費道)ノ路線認定申請ニ關スル件 (大正八年十一月十九日發) 土第一一五號 一號各地方長官宛土木局長通牒 ..... 二五三

府縣道路線認定認可ノ件 (大正十五年八月七日發) 土第三八號 各府縣知事宛土木局長通牒 ..... 二五五

道路法改正法律施行ニ伴フ縣道路線認定ニ關スル件 (大正十一年八月二十二日) 內務省秘第八〇〇號各地方長官宛(埼玉、鹿兒島、沖繩縣ヲ除ク)土木局長通牒 ..... 二五五

路線認定ノ變更又ハ廢止ニ關スル件 (大正九年五月三十一日發) 土第四三號各地方長官宛土木局長通牒 ..... 二六二

道路上ニ軌道敷設ニ關スル件 (大正十三年七月十九日發) 甲第二〇號 各地方長官宛土木、監督兩局長通牒 ..... 二六三

指定道府縣道採擇標準 (大正十五年九月) 決定 ..... 二六三

內務大臣ノ指定シタル府縣道 (大正十五年九月一日) 內務省訓令第八三二號 ..... 二六四

國道及指定府縣道ノ些少ナル區間 (大正十五年六月) 於土主任官會議指示 ..... 二六九

道路目次 一一

道路橋梁ノ構造認可ニ關スル件 (大正九年十月十五日發土第一二) ..... 三五〇

府縣道改良工事設計書様式ニ關スル件 (昭和七年八月二十四日發第一一) ..... 三五五

道路法ニ基ク收入金ニ付督促手数料徴收ニ關スル件 (大正十三年二月十五日東土第四七號) ..... 三五九

訴願裁決様式ノ件 (明治三十四年十一月二) ..... 三六一

法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノノ却下ハ其ノ書類ヲ返付セサル件 (明治四十二年六月二十九日書甲第一三號北海道廳長官各地方長官宛內務大臣官房文書課長通牒) ..... 三六三

民事訴訟ニ付國ヲ代表スルモノノ件 (明治二十四年一月) ..... 三六四

內務省土木出張所其ノ他民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件 (明治二十五年四月十日內務省令第四號) ..... 三六四

北海道道路令 (大正八年十一月二十) ..... 三六五

道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件 (大正八年十一月二十) ..... 三六八

道路法ニ依リ認定セサル道路ノ公用廢止ニ關スル件 (大正九年七月三日乙第三三號) ..... 三七〇

道路區域ノ變更ニ因リ不用ニ歸シタル土地處分ニ關スル件 (大正十一年十一月八日乙第八二) ..... 三七二

道路法施行期日ノ件 (大正八年十一月四) ..... 三七二

道路占用ニ關スル件 (大正九年六月二十九日內務省東土第一九) ..... 三七二

電氣事業ノ爲ニスル報償契約ノ件 (大正九年十月八日遞地第一〇) ..... 三七三

大正十一年法律第三號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) ..... 三七三

道路路線ノ認定ヲ參事會ニ諮問ノ件 (大正十年五月五日乙第一號) ..... 三七四

府縣道路路線認定ニ關スル諮問ノ件 (大正十一年五月九日發土第四五) ..... 三七四

道路ノ路線ノ認定ノ諮問ニ關スル件 (大正十五年四月二十三日發土第一) ..... 三七四

道路ノ路線認定ノ諮問其ノ他ニ關スル件 (大正九年三月十三日甲第四號) ..... 三七五

道路目次 一三

道路元標ニ關スル件 (大正十一年八月十八日) 日內務省令第二〇號 ..... 三六

道路法施行令ニ基キ道路附屬物指定ノ件 (大正九年三月二十五日) 內務省告示第二三號 ..... 三六

道路法第十八條第一項ニ依ル管理者ニ對スル第一次監督官廳ニ關スル件 (大正十一年十二月一日甲第一七號) 號岩手縣知事宛土木局長通牒 ..... 三六

認定セサル從來ノ道路敷處分ニ關スル件 (大正九年十月二十八日第四〇二號) 栃木縣知事宛地理課長、土木局長回答 ..... 三七

道路公債法 (大正九年八月十一日) 日法律第五九號 ..... 三七

凡 欄上ハ見出便覽、※符ハ參照事項又ハ參照條文、法ハ道路法ノ略、施ハ道路法施行令ノ略、太數字ハ上掲法令ノ條文、――ハ乃至ノ略ナリ

# 道路法 (大正八年四月十一日) 改 (大正十一年三月二十日) 法律第五八號 正 (法律第三三號)

## 第一章 總 則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

※耕地整理法中道路ノ意義ニ關スル件 (大正九年十二月二十日農務局第一九四七號各地) 四〇

方長官宛農務省農務局長、土木局長通牒

第二條 左ニ掲グルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 道路ニ接續スル橋梁及渡船場

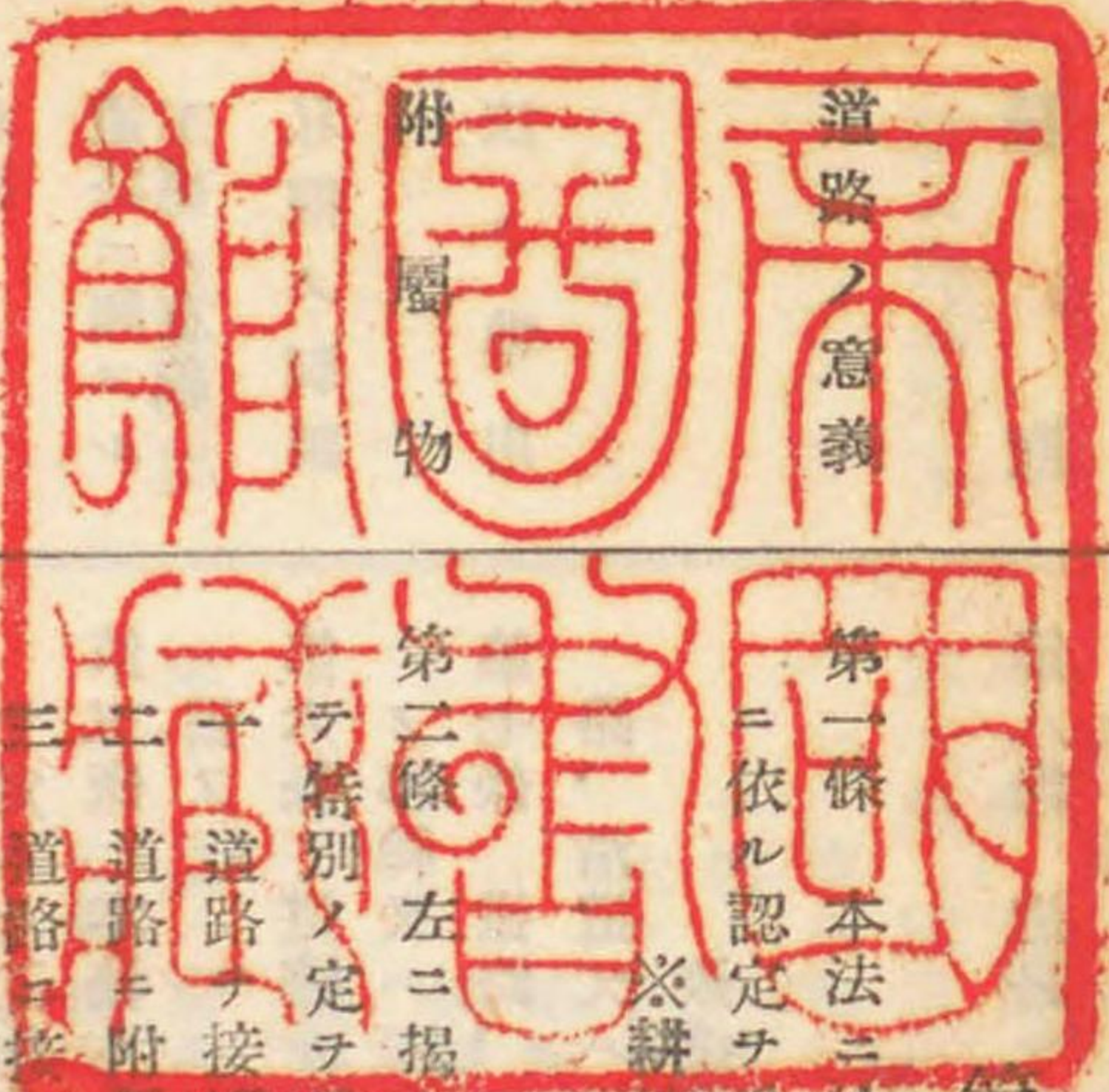
二 道路ニ附屬スル溝、竝木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識

三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場

四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ

※耕地整理法上ノ道路ト道路法上ノ附屬物ニ關スル件 (大正十一年一月二十五日) 〇來第一九四一

〇號農商務省食糧局長宛土木局長回答



橋梁、渡船場ノ意義

他ノ工作物ノ意義

道路ニ關スル工事ノ意義

私權ノ制限

法ノ準用

種類

道 二

第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ

本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス

第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ

第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ

第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

※道路法第七條ノ規定ニ依ル同法ノ規定ノ準用等ノ件 (大正八年十二月二十日 六日勅令第四七號) 四二

### 第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 國道
- 二 府縣道

三 市道

四 町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

- 一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線
- 二 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

※施三・六(告示)、七・八(起終點)

※國道路線認定ノ件 (大正九年四月一日) 四二

※國道路線認定ノ件 (大正九年十二月二十五日) 五二

第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

- 一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線
- 二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線
- 三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

道 三

等級

府縣道路線認定

- 五 府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 六 府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線
- 七 數市町村ヲ連結スル重要ナル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 八 樞要ノ港津又ハ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル國道又ハ府縣道ニ連絡スル路線

九 地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線

※施二(諮問)、法五二(認可)、施四・六(告示)、七・八(起終點)

第十二條 削除(大正十一年法律第三號)

第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十五條 市町村長ハ市町村ノ爲特ニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村

市道路線認定

町村道路線認定

管外路線認定

路線ノ重複

管理者

特別管理者

道ノ路線トス

※施二(諮問)、二〇・三三、法五二(認可)、施五・六(告示)

第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

### 第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

※道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件

(大正八年十一月五日勅令第四六一號) 五四

※町村組合ノ道路經理ニ關スル件 (大正九年九月十七日石川縣知事宛地方、土木兩局長回答) 五四

※道路ニ關スル費用負擔事務ノ爲設置セル組合管理者ノ權限ニ關スル件 (大正十一年十月二十五日發甲第四四號北海道廳長官各府縣知事宛土木、地方兩局長通牒) 五六

※道路ニ關スル事務分任ニ關スル件 (大正十一年十月十日東土第三〇號東京府知事宛土木局長回答) 五六

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依

ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得  
道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定  
ヲ準用ス但シ私人ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得ス

※道路管理者特別規程(大正八年十一月二十) 五八  
(六日勅令第四七二號)

※行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル件(大正九年十二月二十四日乙第三) 五九  
(四號山形縣知事宛土木局長回答)

※河川其ノ他ノ工作物ヲ道路ニ供用ニ關スル件  
(大正十年一月十日出土第一號各地方  
長官宛(沖繩縣ヲ除ク)土木局長通牒) 五九

第十九條 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

※法五二(認可)、施一〇・一六・一七(告示)

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ  
主務大臣必要アリト認ムルトキハ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道  
路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ

※施二〇・二二・法五二(認可)、施一〇ノ二(直轄)  
※官有道路敷取扱ニ關スル件(大正十二年三月七日靜土第二八號各地方長官) 六〇  
(宛(靜岡縣ヲ除ク)土木局長、地理課長通牒)

※土地所有權移轉登記囑託ノ件(大正十二年六月五日北土第五三號各) 六一  
(地方長官宛土木局長、會計課長通牒)

※臨時海軍建築部長(商議)ノ件(明治二十九年十一月二十四) 六一  
(日內務省訓令第七三三號)

※國縣道ノ工事ニ關スル報告ノ件(明治四十五年七月土第二五二) 六一  
(一號陸軍次官宛內務次官照會)

※道路法中特例ニ關スル法律(昭和七年九月十四) 六二  
(日法律第三五號)

※道路法中特例ニ關スル法律ニ依ル命令ノ件(昭和七年九月三十) 六三  
(日勅令第二六九號)

※道路法第二十條第二項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ權限ニ關スル件  
(大正十一年八月十七) 六五  
(日勅令第三八五號)

※直轄道路工事事務取扱方ノ件  
(昭和六年五月十三日發土第四五號各地方長) 六六  
(官、內務省土木出張所長宛土木局長依命通牒)

※直轄道路工事執行ニ關スル件(昭和六年五月十三日發土第四五號內) 六七  
(務省各土木出張所長宛土木局長通牒)

第二十一條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者  
ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法

第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

※河川法第十條第一項「河川ノ附屬物ニシテ兼ネテ他ノ工作物ノ効用ヲナスモ  
ノアルトキハ地方行政廳ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ其ノ附屬物ニ關スル

道路區域ノ決  
定

新設、改築、修  
繕、維持

兼用道路工事  
執行命令



工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得」

※法五二(認可)

他ノ工事等ニ  
因ル道路工事  
執行命令

第二十二條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執  
行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

※法五二(認可)

特別維持修繕  
命令

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳  
ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲  
サシムルコトヲ得

※法五二(認可)

道路工事ノ許  
可承認

第二十四條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ  
又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

※施二〇・三三・法五二(認可)

他ノ工事ノ執  
行

※道路ニ關スル工事取締ニ關スル件 (大正十一年七月二十六日發土第<sup>八</sup>) 七一  
七號各地方長官宛土木局長通牒) 七一  
第二十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト  
共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

※法五二(認可)

賃取橋梁渡船  
場ノ許可承認

第二十六條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋錢又ハ渡錢ヲ  
徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得  
前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間内橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

※法五二(認可)、施二一・一六・一七(告示)、一三・一四(徵收)

※賃取橋梁及渡船場設置ニ關スル件 (大正九年七月二十八日) 七三  
(日內務省令第二三號)

※賃取橋等整理ニ關スル件 (大正九年一月十七日發土第<sup>二</sup>) 七五  
七號各地方長官宛土木局長通牒)

賃取橋梁渡船  
場ノ設置

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場  
ヲ設クルコトヲ得

※法五二(認可)、施二一・一六・一七(告示)、一三・一四(徵收)

占  
用

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得  
國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テ  
ハ此ノ限ニ在ラス

※法五二(認可)

※國ノ事業ノ爲道路占用協議方委任ノ件 (大正十年二月三日) 七六  
※國ノ事業ノ爲道路占用ニ付協議ニ關スル件 (內務省令第四號)

※道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件 (大正十年二月三日發土第一〇) 七六  
(號各地方長官宛土木局長通牒) 七七  
(大正九年七月一日內務省訓令第一一號) 七七

※道路ノ占用ニ關スル件 (大正九年四月一日遞土第一號各) 八〇  
地方長官宛土木局長依命通牒

※道路ノ占用ニ關スル件 (大正十年一月三十一日九來第一四) 八六  
四號各地方長官宛土木局長通牒

※道路ノ占用ニ關スル件 (大正九年八月四日海土第四號) 八八  
各地方長官宛土木局長通牒

※道路占用ノ件 (大正十年九月九日內務省陸土第) 八八  
五號各地方長官宛土木局長通牒

※逋信省ニ於テ自働電話所設置ノ爲道路占用ノ件 (大正十年四月六日遞土第一號道廳) 八八  
長官各府縣知事宛土木局長通牒

※陸地測量部所管水準點ノ建設並移轉ノ爲道路占用ノ件 (大正十年六月一日發土第六五號道) 九〇  
廳長官各府縣知事宛土木局長通牒

※電柱建設ノ爲ニスル道路占用ノ件

(一) 大正十一年六月二十六日發第一七) 九二一  
(八號東京府知事宛土木局長通牒)

※同伴 (二) 大正十一年六月二十六日發第一七八號大) 九三  
(阪兵庫神奈川各府縣知事宛土木局長通牒)

※同伴 (三) 大正十一年七月十三日發第一七) 九三  
(八號電氣局長宛土木局長通牒)

※鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件 (大正十四年三月三十一日發甲第) 九三  
四號各地方長官宛土木局長通牒

※鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件 (大正十五年六月於土) 九四  
木主任官會議指示

※鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件 (昭和二年七月五日發土第五〇號) 九四  
各地方長官宛土木局長依命通牒

※給油栓設置許可並占用料徴收ノ件 (昭和四年四月九日東土第二〇八) 九四  
號東京府知事宛土木局長回答

公益事業ノ爲ノ占用

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用力法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

臺帳

※道路法第二十九條ノ規定ニ依ル占用ニ關スル申請手續ノ件 道 一一一

第三十條 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ (大正九年六月十六日) 九六 (内務省令第一五號)

臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

※施一五・一六・一七(告示)

※道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件 (大正八年十二月六日) 九七 (内務省令第二三號)

第三十一條 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

※道路構造令 (大正八年十二月六日) 九九 (内務省令第二四號)

※道路構造ニ關スル細則 (大正十五年六月於土) 一〇二 (木主任官會議諮問)

※街路構造令 (大正八年十二月六日) 一二六 (内務省令第一五號)

※道路維持修繕令 (大正十年五月二十八日) 一二八 (内務省令第一五號)

※道路維持修繕令中改正ニ關スル件 (大正十一年六月五日發第九八號道) 一三一 (廳長官各府縣知事宛土木局長通牒)

※並木伐採ノ件 (大正十一年十月三日發甲第四三號道廳長官) 一三一 (各府縣知事宛(秋田縣ヲ除ク)土木局長通牒)

構造、維持、修繕、工事執行方法

職員

第三十二條 道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

※道路管理職員制 (大正九年八月十一日) 一三九 (日勅令第二四五號)

第四章 道路ニ關スル費用及義務

費用ノ通常負擔

第三十三條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

前項ニ規定スルモノヲ除クノ外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ其ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

※道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ關スル費用負擔ノ件

(大正十一年八月十八日勅令第三八六號) 一四一

※道路ニ關スル訴訟費用ノ件 (大正十二年五月二十九日甲第四) 一四二

(九號各地方官宛土木局長通牒)

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用  
ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場  
合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

※河川法第三十條 河川ノ附屬物ニシテ兼テ他ノ工作物ノ效用ヲナスモノア

ルトキハ其ノ工作物ノ管理者タル行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體若ハ管理  
者タル私人ヲシテ其ノ附屬物ニ關スル費用ノ全部若ハ一部ヲ負擔セシムルコ  
トヲ得

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ

其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新  
設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

國庫補助

兼用道路費負擔

※道路費國庫補助規程 (大正十年一月二十九日) 一四三

(日內務省令第一號)

※道路改良費國庫補助內規 (道路會議決定) 一四四

※國庫補助道路工事竣功認定様式ニ關スル件 (大正十五年六月於土) 一四五

(木主任官會議決定)

※國道改良費國庫補助ノ件 (大正九年十月十三日發土第一二二號各地) 一五九

(方長官(沖繩縣ヲ除ク)宛土木局長通牒)

※府縣道路新設改築費國庫補助ノ件 (大正九年十一月十七日發甲第四) 一六〇

(三號各地方官宛土木局長通牒)

※府縣道路費國庫補助ニ關スル件 (大正十年三月二十九日發土第三) 一六〇

(一號各府縣知事宛土木局長通牒)

※災害工事費ノ負擔所屬ヲ變更セルモノノ國庫補助精算ニ關スル件

(大正九年三月二十三日發土第二) 一六〇

(〇號各地方官宛土木局長通牒)

※國庫補助道路工程報告ノ件 (大正九年十二月二十三日發土第一) 一六二

(三九號各地方官宛土木局長通牒)

※道路費國庫補助ニ關スル件 (大正十一年十一月二十五日發土第一四一) 一六六

(號六大都市所在地方官宛土木局長通牒)

※國庫補助要求及仕拂方等ニ關スル件 (大正三年四月四日發會第三號地方官) 一七〇

(官宛內務省會計課長、土木局長通牒)

※農村振興及産業振興國庫補助道路改良工事竣功認定申請様式ニ關スル件

(昭和八年三月十五日發第五七) 號各地方長官宛土木局長通牒 一七三

※農村振興町村土木事業ニ關スル件

(昭和七年八月十八日於內務部長) 土木部課長事務打合せ指示事項 一七七

※時局匡救ノ爲ニスル土木事業ノ執行ニ關スル件

(昭和七年九月五日) 內務省訓令第十一號 一八一

※時局匡救ノ爲ニスル土木事業ノ執行ニ關スル件

(昭和七年九月五日發甲第五一) 號各地方長官宛土木局長通牒 一八二

※町村ニ於テ執行スル農村振興土木事業功報報告ニ關スル件

(昭和七年十一月三十日發第一七) 六號各地方長官宛土木局長通牒 一八三

※農村振興町村土木事業竣功認定並ニ指導費精算認定ニ關スル件

(昭和八年三月十五日發第五八) 號各地方長官宛土木局長通牒 一八四

※農村振興其ノ他土木事業ニ關スル報告ノ件

(昭和八年五月二十二日發第一二) 七號各地方長官宛土木局長通牒 一八九

※國庫補助土木事業ノ補助基本額ニ關スル件

(昭和九年二月一日發土第五號道廳長官、各府) 縣知事宛土木局長、社會局社會部長通牒 一九二

※農村振興其ノ他土木事業費國庫補助ノ件

(昭和九年六月十五日神甲第三號各府縣) 知事(神奈川縣ヲ除ク)宛土木局長通牒 一九二

築造者負擔

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

原因者負擔

第三十七條 他ノ工事又ハ行為ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行為ニ付費用ヲ負擔スル者チシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

※施三〇・二二・法五二(認可)

※河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル道路工事ノ

費用負擔方稟請ニ關スル件 (大正九年七月九日發土第八四) 號各地方長官宛土木局長通牒 一九一

※河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル道路工事ノ費用負擔方ノ件

(大正九年七月九日發土第八四號內務) 省各土木出張所長宛土木局長通牒 一九二

※鐵道省ニ於テ經營スル自動車運輸事業ト道路トノ關係ニ關スル件

(昭和七年一月二十七日發土第二號) 各地方長官宛土木局長依命通牒 一九二

第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工

特別維持修繕  
費負擔

事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

※法五二(認可)

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

※施二〇・二二・法五二(認可)

※道路法第三十九條ノ受益者ニ關スル件(大正十三年三月一日乙第五〇) 一九三  
號京都府知事宛土木局長回答

※道路工事費受益者負擔標準一覽表 二〇五

第四十條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲナス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

※施二〇・二二・法五二(認可)

※道路損傷負擔規程ノ例(福井縣、群馬縣) 二二二

他ノ工事費負擔

第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲ニ要シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合

合テ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

※施二〇・二二・法五二(認可)

※道路附帶工事費負擔區分ノ件(大正十年一月三十一日九東七第二) 二二四  
五一號東京府知事宛土木局長通牒

義務履行費負擔

第四十二條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲ニ要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

負擔金ノ歸屬

第四十三條 道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス

第四十一條ノ規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

第四十四條 道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢

收入ノ歸屬

沿道土地立入  
使用

ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス  
第四十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

※施一八(通知)

非常災害時ノ  
使役、使用、收  
損害補償

第四十六條 非常災害ノ爲必要アル時ハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得  
第四十七條 前二條ノ規定ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ現ニ生シタル損害ハ立入、使用、使役又ハ收用ノ後三月内ニ管理者之ヲ補償スヘシ  
第四十八條 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

沿道者ノ損害  
豫防施設  
使用、保全

第四十九條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

※道路取締令(大正九年十二月十六日) 二二五  
日内務省令第四五號

※重貨物ノ重量標示ニ關スル件(昭和五年五月六日) 二三一  
内務省令第一六號

※荷車ノ輪帶幅ノ制限ニ關スル件

※道路取締ニ關スル件

※道路取締令ニ關スル件

※交通取締ニ關スル件

※道路警戒標及道路方向標ニ關スル件

※道路標識建設ニ關スル件

沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五十條

※法五二(認可)、施一〇・一六・一七(告示)

※道路法第五十條ノ規定ニ依ル道路ノ沿道ノ區域ニ關スル件

(大正十一年七月三十一日) 二四七  
日内務省訓令第一六號

沿道區域ノ決  
定

第五章 監督及罰則

管理者ノ監督  
處分

第五十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ
  - 四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ
  - 五 公益上必要ト認ムルトキ
- 前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得
- 前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

※法五二(認可)

監督官廳ノ認可

第五十二條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受ケヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

- 一 國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト
- 二 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト
- 三 道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト
- 四 第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲シムルコト
- 五 第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト
- 六 第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト
- 七 第二十七號ノ規定ニ依リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト
- 八 第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト
- 九 第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト
- 十 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

※施一九(監督官廳)(三三)(認可)



※道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ

監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セザル件 (大正九年三月三十日) 二四七  
日内務省令第六號

※府縣道(地方費道)ノ路線認定申請ニ關スル件

(大正八年十一月十九日發土第一五) 二五二  
一號各地方長官宛土木局長通牒

※府縣道路路線認定認可ノ件

(大正十五年八月七日發土第三八) 二五五  
號各府縣知事宛土木局長通牒

※道路法改正法律施行ニ伴フ府縣道路路線認定ニ關スル件

(大正十一年八月二十二日內務省秘第八〇〇號各地方長官宛(埼玉、鹿兒島、沖繩縣ヲ除ク)土木局長通牒) 二五五

※路線認定ノ變更又ハ廢止ニ關スル件

(大正九年五月三十一日發土第四) 二六二  
三號各地方長官宛土木局長通牒

※道路上ニ軌道敷設ニ關スル件

(大正十三年七月十九日發甲第二〇號) 二六三  
各地方長官宛土木、監督兩局長通牒

※指定府縣道採擇標準

(大正十五年) 二六三  
九月決定

※內務大臣ノ指定シタル府縣道

(大正十五年九月一日) 二六四  
內務省訓令第八三二號

※國道及指定府縣道ノ些少ナル區間

(大正十五年六月於土) 三四九  
木主任官會議指示

※道路橋梁ノ構造認可ニ關スル件

(大正九年十月十五日發土第一二) 三五〇  
四號各地方長官宛土木局長通牒

※府縣道改良工事設計書樣式ニスル件

(昭和七年八月二十四日發第一一) 三五五  
八號各地方長官宛土木局長通牒

監督官廳ノ命令處分

第五十三條 監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

※施一九(監督官廳)

處分ノ強制

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者力強制スル場合ニ之ヲ準用ス

負擔金其ノ他ノ強制徵收

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

※道路法ニ基ク收入金ニ付督促手数料徵收ニ關スル件

(大正十三年二月十五日東土第四七號) 三五九  
東京府知事宛地方、土木兩局長回答

第五十六條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 許可ヲ得スシテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタル者

二 許可ヲ得スシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

三 道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

四 詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タル者

五 正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサル者

六 第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササル者

第六章 訴願及訴訟

第五十七條

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

※訴願裁決様式ノ件 (明治三十四年十一月二日參甲第三號通牒) 三六一

※法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノノ却下ハ其ノ書類ヲ

返付セサル件 (明治四十二年六月二十九日書甲第一三號北海道) 三六三

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

※民事訴訟ニ付國ヲ代表スルモノノ件 (明治二十四年一月七日勅令第三號) 三六四

※內務省土木出張所其ノ他民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件 (明治二十五年四月十日內務省令第四號) 三六四

第七章 雜則

第六十條 本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道

廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス

※施二三

第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定並第三十三條乃至第三十六條、第四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

※北海道道路令 (大正八年十一月二十一日勅令第四七三號) 三六五

不用物件等ノ管理處分

第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノト看做ス

※道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件

(大正八年十一月二十一日勅令第四七四號) 三六八

※道路法ニヨリ認定セサル道路ノ公用廢止ニ關スル件

(大正九年七月三日乙第三三號) 三七〇  
山口縣知事宛土木局長回答

※道路區域ノ變更ニ因リ不用ニ歸シタル土地處分ニ關スル件

(大正十一年十一月八日乙第八二號) 三七一  
號愛知縣知事宛土木局長回答

不適用法規

第六十三條 左ニ掲クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス

一 明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關スル件

二 明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件  
第十二項

三 明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件

四 陸地測量標條例第二條

五 水路測量標條例第二條

六 電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

七 軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

八 河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條

- 九 砂防法第八條及第十六條
- 十 私設鐵道法第四十二條
- 十一 輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條
- 十二 電氣事業法第九條
- 十三 大正三年法律第三十七號

附 則

第六十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

※道路法施行期日ノ件 (大正八年十一月四日勅令第四五九號) 三七一

第六十五條 左ニ掲クル法令ハ之ヲ廢止ス

- 一 明治五年第三百二十五號布告
- 二 明治六年第四百十六號布告
- 三 明治六年第四百十三號達
- 四 明治九年第六十號達
- 五 明治十八年第一號布達
- 六 明治二十年勅令第二十八號

舊 處 分

既存事項ノ許可承認

第六十六條 本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條件ト看做ス

第六十七條 本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可又ハ承認ノ效力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

※道路占用ニ關スル件 (大正九年六月二十九日内務省東土第一九) 三七一

※電氣事業ノ爲ニスル報償契約ノ件 (大正九年十月八日遞地第一〇) 三七二

第六十八條 本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴訟又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (大正十一年三月法律第三號追加)

本法中第二十條、第三十三條、第四十三條及第六十條ノ改正規定ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム其ノ他ノ規定ハ大正十年法律第六十三號第一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ其ノ施行ノ期日ヲ定ムル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

舊處分ニ關スル訴訟

改正規定ノ施行期日

※大正十一年法律第三號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八三號 三七三

※道路公債法 (大正九年八月十一) 日法律第五九號 三七九

附 錄

大正十一年法律第三號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八三號 三七三  
大正十一年法律第四號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八四號 三七四  
大正十一年法律第五號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八五號 三七五  
大正十一年法律第六號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八六號 三七六  
大正十一年法律第七號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八七號 三七七  
大正十一年法律第八號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八八號 三七八  
大正十一年法律第九號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三八九號 三七九  
大正十一年法律第十號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九〇號 三七八  
大正十一年法律第十一號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九一號 三七九  
大正十一年法律第十二號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九二號 三七八  
大正十一年法律第十三號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九三號 三七九  
大正十一年法律第十四號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九四號 三七八  
大正十一年法律第十五號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九五號 三七九  
大正十一年法律第十六號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九六號 三七八  
大正十一年法律第十七號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九七號 三七九  
大正十一年法律第十八號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九八號 三七八  
大正十一年法律第十九號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第三九九號 三七九  
大正十一年法律第二十號改正法律施行ノ件 (大正十一年八月十七) 日勅令第四〇〇號 三七八

### 道路法施行令 (大正八年十一月四) 改 (大正十一年八月十七) (大正十五年六月三十)

第一條 削除 (大正十五年六月勅令第二四一號)

第二條 府縣道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲サムトスルトキハ府縣道ニ付テハ府縣會、市道ニ付テハ市會、町村道ニ付テハ町村會ニ之ヲ諮問スヘシ但シ重要ナラサル變更又ハ廢止ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル諮問ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル府縣道ニ付テハ府縣會及市會ニ之ヲ諮問スヘシ

※道路路線ノ認定ヲ參事會ニ諮問ノ件 (大正十年五月五日乙第一號) 三七四

※府縣道路路線認定ニ關スル諮問ノ件 (大正十一年五月九日發土局長回答) 三七四

※道路ノ路線ノ認定ノ諮問ニ關スル件 (大正十五年四月二十三日發土局長第一) 三七四

※道路ノ路線認定ノ諮問其ノ他ニ關スル件 (大正九年三月十三日甲第四號) 三七五

第三條 國道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第四條 府縣道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第五條 市町村長道路法第十五條ノ規定ニ依リ市道町村道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ地元市町村長ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六條 前三條ノ告示ニハ路線名並路線ノ起點終點及重要ナル經過地ヲ表示スヘシ

第七條 府縣廳、師團司令部、鎮守府又ハ市役所ノ所在地ヲ國道又ハ府縣道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ

第八條 東京市ニ於ケル道路元標ノ位置ハ日本橋ノ中央トス

市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ハ前項ニ規定スルモノヲ除クノ外府縣知事之ヲ定ム

第九條 道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク

道路元標ノ様式ハ内務大臣之ヲ定ム

道路元標ハ管理者之ヲ建設スヘシ等級ヲ異ニスル道路ニ係ルモノナルトキハ上級道路ノ管理者之ヲ建設スヘシ

※道路元標ニ關スル件 (大正十一年八月十八日) 三七六

(日內務省令第二〇號)

第十條 道路又沿道ノ區域ヲ定メタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ  
内務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ區域ヲ定メタルトキ亦同シ

※道路法施行令ニ基キ道路附屬物指定ノ件 (大正九年三月二十五日) 三七八

(內務省告示第二三號)

第十條ノ二 内務大臣道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲ストキハ豫メ官報ヲ以テ其ノ道路ノ路線名、區間及工事開始ノ期日ヲ告示スヘシ

前項ノ國道ノ新設又ハ改築ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ終了スルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ告示スヘシ

第十一條 道路ノ供用ヲ開始シ又ハ廢止スルトキハ管理者タル行政廳ハ豫メ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ内務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ供用ヲ開始シ又ハ廢止スルトキ亦同シ

第十二條 道路法第二十六條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ許可又ハ承認シタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ設置者並橋錢又ハ渡錢ノ額及徵收期間ヲ告示スヘシ同法第二十七條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルトキ亦同シ

第十三條 左ニ掲グルモノニ付テハ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ス

一 軍隊

二 演習中ノ軍人軍屬

三 召集令狀若ハ召集傳達書ヲ所持シ應召ノ爲通行スル軍人又ハ召集令狀配達人

四 簡閱點呼令狀若ハ簡閱點呼傳達書ヲ所持シ簡閱點呼ニ參會スル爲通行スル軍人又ハ簡閱點呼令狀配達人

- 五 徵發ニ關スル令書配達人
  - 六 徵發人夫及其ノ引率人
  - 七 徵發物件及其ノ運搬人
  - 八 勤務中ノ憲兵又ハ警察官吏
  - 九 護送中ノ囚人又ハ刑事被告人及其ノ護送人
  - 十 水火災警防ノ爲又ハ其ノ演習ノ爲通行スル當該官吏更員又ハ一定ノ服裝ヲ爲シタル消防夫水防夫
  - 十一 尋常小學校ニ往復ノ兒童
  - 十二 受持區内ニ勤務中ノ修路工夫
- 第十四條 橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル者ハ徵收ノ場所ニ左ニ掲クル事項ヲ榜示スヘシ
- 一 設置者
  - 二 渡錢又ハ橋錢ノ額
  - 三 徵收期間
  - 四 橋錢又ハ渡錢ヲ徵收セサル場合
- 第十五條 道路臺帳ヲ調製シタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ其ノ旨ヲ告示スヘシ利害關係人ハ道路臺帳ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得
- 第十六條 他ノ工作物ト效用ヲ兼ナル道路ニ關シ告示スヘキ事項ハ道路法第十八條第二項ノ規定ニ依リ

他ノ工作物ノ管理者タル行政廳ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト爲シタル場合ニ於テハ其管理者同法第十七條ノ規定ニ依リ管理者タルヘキ行政廳ニ之ヲ通知シ通知ヲ受ケタル行政廳本令ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第十七條 第五條ノ規定ハ道路法第十五條若ハ第十八條第一項ノ規定ニ依ル道路ニ關シ第十條、第十一條、第十二條若ハ第十五條ノ規定ニ依ル告示ヲ爲ス場合又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル道路ニ關シ前條ノ規定ニ依ル告示ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 道路法第四十五條ノ規定ニ依ル通知ハ三日前ニ場所及日時ヲ指定シ之ヲ爲スヘシ  
道路法第四十五條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ル場合ニ於テハ日出前日没後ハ占有者ノ意ニ反シテ立入ルコトヲ得ス

第十九條 道路ノ路線ノ認定者及道路ノ管理者ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督ス

- 一 市町村長認定者又ハ管理者ナルトキハ第一次ニ府縣知事、第二次ニ内務大臣
- 二 前號ニ規定スル以外ノ者認定者又ハ管理者ナルトキハ内務大臣

※道路法第十八條第一項ニ依ル管理者ニ對スル第一次監督官廳ニ關スル件  
大正十一年十二月一日甲第一七  
 號岩手縣知事宛土木局長通牒 三七八

第二十條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 市長ヲ以テ管理者トスル國道又ハ府縣道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

- 二 道路法第十五條ノ規定ニ依リ二府縣以上ニ互ル路線ヲ認定スルコト
- 三 道路法第二十四條ノ規定ニ依ル承認ヲ府縣ニ對シ爲スコト
- 四 道路法第十七條但書ノ市ノ市内道路ニ關シ同法第三十九條又ハ第四十條ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ負擔方法ヲ定ムルコト
- 五 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ國ニ費用ヲ負擔セシムルコト
- 第二十一條 削除(大正十五年六月勅令第二四一號)
- 第二十二條 前二條ニ規定スルモノヲ除クノ外道路法第五十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘキモノニ付テハ第一次監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十三條 北海道ニ於テ支廳ノ所在地ヲ地方費道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ
- 北海道ノ道路ノ路線ノ認定者又ハ管理者町村長ナルトキハ第一次ニ支廳長、第二次ニ道廳長官、第三次ニ内務大臣之ヲ監督ス
- 北海道ノ道路ニ付左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ハ道廳長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 道路法第十五條ノ規定ニ依リ二市支廳管内以上ニ互ル道路ノ路線ヲ認定スルコト
- 二 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ道ニ費用ヲ負擔セシムルコト
- 前三項ニ規定スルモノノ外北海道ニ付テハ本令中府縣、府縣知事、府縣廳、府縣會又ハ府縣道ニ關ス

ル規定ヲ道、道廳長官、道廳、道會、又ハ地方費道ニ關シ適用ス

附 則

- 第二十四條 本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十五條 道路法施行ノ際認定スヘキ國道ノ路線ニ關シ豫メ道路會議ニ諮問シタルモノハ本令ニ依リ諮問シタルモノト看做ス
- 第二十六條 道路法施行ノ際認定スヘキ府縣道又ハ地方費道ノ路線ニ關シ本令公布後ニ於テ豫メ府縣會又ハ道會ニ諮問シタルモノハ本令ニ依リ諮問シタルモノト看做ス郡道、市道、區道又ハ町村道ノ路線ノ認定ノ諮問ニ付亦同シ
- 第二十七條 市道、區道又ハ町村道ノ路線ノ認定ニ付テハ道路法施行ノ際ニ限リ第六條ノ規定ニ拘ラス
- 平面圖ヲ公衆ノ縦覽ニ供シ其ノ旨ヲ告示スルコトヲ得
- 前項ノ平面圖ニハ路線ノ位置並路線ノ交叉點及兩端ノ地番若ハ地先地番ヲ表示スヘシ別ニ地番調書ヲ作製シ平面圖ニ添附スルコトヲ妨ケス
- 第二十八條 市區町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ付本令施行前道廳長官又ハ府縣知事ノ定メタルモノハ本令ニ依リ定メタルモノト見做ス

附 則(大正十一年八月 勅令第三八四號)



本令中第十條ノ二ノ規定並第十七條及第二十三條ノ改正規定ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス其ノ他ノ規定ハ大正十年法律第六十三號第一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ其ノ施行ノ期日ヲ定ムル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年法律第三號中第十一條ノ改正規定施行ノ際認定スヘキ府縣道ノ路線ニ關シ本令公布後ニ於テ豫メ府縣會ニ諮問シタルモノハ道路法施行令第二條ノ規定ニ依リ諮問シタルモノト看做ス

附

則(大正十五年六月勅令第二四一號)

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

※認定セサル從來ノ道路敷處分ニ關スル件

(大正九年十月二十八日第四〇二號) 木縣知事宛地理課長、土木局長回答(三七九)

耕地整理法中道路ノ意義ニ關スル件

(大正九年十二月二十日農務省農務局長、內務省土木局長通牒)

道路法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スルコト及行政廳ニ於テ其ノ路線ヲ認定シタルモノナルコトノ二個ノ條件ヲ具備スルコトヲ要シ其ノ一ヲ缺クトキハ道路法ノ適用ヲ受クヘキ道路ト稱スルヲ得サルヲ以テ一般道路中ニハ道路法ノ適用ヲ受クヘキ道路ト然ラサルモノトノ二者ヲ併存ス從テ耕地整理法第十一條ニ所謂道路中ニモ右二者ヲ包含スル義ニ候條爲念及通牒候也

追テ本文耕地整理ニ依リ生スル道路ニシテ道路法ノ適用ナキモノハ可成速ニ道路法ニ依リ路線ヲ認定シ道路ノ管理ヲ統一スル様御配慮相成度

耕地整理法上ノ道路ト道路法上ノ附屬物ニ關スル件

(大正十一年一月二十五日一〇來第一九) 農務省農務局長宛土木局長回答

本年十一月二十日食局第九三號ヲ以テ標記ノ件御照會ノ處道路法ニ於テハ道路其ノモノト道路ノ附屬物トハ之ヲ區別致居候得共耕地整理法ニ於ケル道路ハ御意見ノ如ク附屬物ヲモ包含スルモノト存候

農商務省食糧局長照會(大正十年十一月二日食局第九三號)

道路法ニ於テ道路ノ附屬物ハ道路ト其ノ取扱ヲ異ニシ就中道路ノ路線ノ認定ノ變更又ハ廢止ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ道路法第六十二條ニ依リ處分スヘキ義ニ有之候モ耕地整理法第十一條ノ關係ニ於テハ從來道路中ニハ其ノ附屬物ヲモ包含シ從テ道路ノ變更廢止ニ依リ不用ニ歸シタル附屬物ハ其ノ道路ト共ニ無償ニテ之ヲ整理施行地ノ所有者ニ交付シ又廢止シタル道路ニ代ルヘキ道路ノ附屬物ハ其ノ道路ト共ニ無償ニテ國有ニ編入スルコトニ取扱來候道路法ニ於テ不用ニ歸シタル道路ノ附屬物ヲ道路管理者ヲシテ處分セシムルハ主トシテ道路ノ新設、改築、修繕及維持管理ニ要スル費用ヲ其ノ道路管理者ニ於テ負擔スル爲ニ有之候ハ耕地整理ニ依リ道路ノ變更廢止ヲ爲ス場合ニ於テ

ハ道路法施行後ト雖從來ト取扱ヲ異ニスヘキモノニ無之ト被存候モ爲念貴見承知致度此段及照會候也

道路法第七條ノ規定ニ依ル同法ノ規定ノ準用等ノ件

(大正八年十一月二十  
六日勅令第四七一號)

第一條 道路法第二十八條、第二十九條、第四十四條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十  
一條乃至第五十三條、第五十六條及第五十九條ノ規定竝道路法施行令第二十二條ノ規定ハ道路又ハ其  
ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用ス

第二條 道路法第四十五條、第四十七條、第四十九條及第五十九條ノ規定竝道路法施行令第十八條ノ規  
定ハ沿道ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國道路線認定ノ件 (大正九年四月一日  
內務省告示第二八號)

改 大正九年十一月內務省告示第一〇五號、十一年三月同第五七號、八月同第二〇〇號、十  
二月同第三四七號、十三年三月同第一〇號、十四年十月同第一六七號、十五年六月同  
第一三號、昭和二年七月同第三八二號、十一月同第四七〇號、三年五月同第一一二號、同  
第一一三號、六月同第一四〇號、十月同第二九六號、四年三月同第五五號、十一月同第  
三四五號、第三四九號、五年三月同第四八號、十月同第一九五號、十一月同第二二〇號、六

正 年四月同第九二號、第一一五號、五月同第一三四號、十月同第二三六號、七年十一月同  
第二九一號、八年二月同第三一號、五月同第一三八號、第一五九號、七月第二〇九號、  
第二二六號、八月同第三四六號、十二月同第四二一號、第四四〇號、第四四一號、九年  
五月同第二五一號、第二八一號

一號 東京市ヨリ神宮ニ達スル路線  
經過地

横濱市(神奈川町字西之町、青木町字宮洲町經由) 神奈川縣足柄下郡箱根町 靜岡縣田方郡三島町  
清水市(江尻出作經由) 靜岡市(鳥見町經由) 濱松市 豊橋市 岡崎市(八丁橋經由) 名古屋市  
愛知縣海部郡永和村 三重縣桑名郡西桑名町 三重郡川越村 四日市市 三重縣三重郡日永村 津  
市(宇治山田市宮川町通經由)

二號 東京市ヨリ鹿兒島縣廳所在地ニ達スル路線(甲)  
經過地

一號路線(三重縣三重郡永日村ニ於テ分岐) 三重縣鈴鹿郡龜山町 關町 滋賀縣栗太郡草津町 大  
津市京都市(下京區烏丸通ヨリ七條通ニ至リ西折シテ大宮通經由) 大阪市(葭屋橋、湊屋橋、大江橋  
西成大橋經由) 西淀川區加島町 兵庫縣川邊郡小田村 尼崎市 兵庫縣武庫郡鳴尾村 瓦木村 西  
宮市武庫郡本山村 魚崎町 住吉村 御影町 神戸市(葺合北本町通、同小野柄通、大開通經由)  
明石市(大藏町一丁目、弓町、西王子町一丁目經由) 姫路市(神屋町、平野町、米田町經由) 兵庫縣飾  
道 四三

磨郡餘部村 岡山市 岡山縣小田郡笠岡町 福山市 廣島縣安藝郡海田市町 廣島市(の場町、紙屋町、左官町、觀音町經由) 山口縣吉敷郡小郡町、下關市(西細江町經由) 門司市 小倉市 福岡市 佐賀縣三養基郡田代村 久留米市 福岡縣三井郡國分村 熊本市 熊本縣葦北郡水俣町  
三號 東京市ヨリ鹿兒島縣廳所在地ニ達スル路線(乙)  
經過地

二號路線 (小倉市大阪町ニ於テ分岐) 福岡縣企救郡企救町 中津市 大分縣速見郡龜川町大字 龜川(海岸經由) 別府市 大分市 宮崎市 宮崎縣宮崎郡高岡町 都城市  
四號 東京市ヨリ北海道廳所在地ニ達スル路線  
經過地

(東京市日本橋區本石町三丁目經由) 東京府南足立郡千住町 淵江村 宇都宮市 福島市 宮城縣名取郡岩沼町 仙臺市(廣瀨橋、東二番丁經由) 岩手縣膽澤郡衣川村 盛岡市 青森縣三戸郡野澤村 青森市 函館市 小樽市  
五號 東京市ヨリ青森縣廳所在地ニ達スル路線  
經過地

四號路線(福島市本町ニ於テ分岐) 米澤市 山形縣南村山郡堀田村大字成澤 山形市 秋田市(川尻經由) 弘前市

六號 東京市ヨリ宮城縣廳所在地ニ達スル路線  
經過地

四號路線(東京府東京市淺草區言問橋西詰ニ於テ分岐) 水戸市 茨城縣那珂郡柳河村 宮城縣名取郡岩沼町 四號路線

七號 東京市ヨリ千葉縣廳所在地ニ達スル路線  
經過地

四號路線(東京市日本橋區淺草橋南橋詰ニ於テ分岐) 千葉縣東葛飾郡市川町  
八號 東京市ヨリ京都府廳所在地ニ達スル路線(甲)  
經過地

一號路線(東京市日本橋區通一丁目ニ於テ分岐) 八王子市 神奈川縣津久井郡小原町 山梨縣北都留郡上野原町 南都留郡河口村 東八代郡金生村 甲府市錦町 中巨摩郡貢川村 長野縣諏訪郡下諏訪町 西筑摩郡福島町 岐阜縣可兒郡御嵩町 稻葉郡加納町 十二號路線(岐阜縣不破郡關ヶ原町ニ於テ分岐) 滋賀縣栗太郡草津町 二號路線

九號 東京市ヨリ新潟縣廳所在地ニ達スル路線  
經過地

四號路線(東京市日本橋區本石町三丁目ニ於テ分岐) 東京市板橋區板橋町 浦和市 埼玉縣北足立

郡與野町 北埼玉郡太井村 高崎市(芝塚經由) 前橋市 新潟縣南魚沼 郡湯澤村 北魚沼郡小千谷町 長岡市

十號 東京市ヨリ秋田縣廳所在地ニ達スル路線  
經過地

九號路線(高崎市芝塚ニ於テ分岐)高崎市住吉町 長野縣北佐久郡西長倉村 上田市(北沖經由)  
長野市(南長野經由)長野縣上水内郡若槻村 下水内郡飯山町 新潟縣北魚沼郡小千谷町 九號路線(新潟市ニ於テ分岐)北蒲原郡新發田町 鶴岡市 山形縣東田川郡廣野村 飽海郡酒田町 秋田縣由利郡本莊町

十一號 東京市ヨリ石川縣廳所在地ニ達スル路線(甲)  
經過地

十號路線(長野縣上水内郡若槻村ニ於テ分岐)高田市 新潟縣中頸城郡直江津町 富山縣下新川郡入善町 富山市(新大橋經由)高岡市(金澤市市姫通經由)  
十二號 東京市ヨリ石川縣廳所在地ニ達スル路線(乙)  
經過地

一號路線(名古屋市南區熱田市場町ニ於テ分岐)(名古屋市西區南外堀町通景雲橋、明道町經由)一宮市(傳馬浦經由)岐阜縣稻葉郡加納町 安八郡墨俣町 大垣市 不破郡關ヶ原町 滋賀縣伊香郡木之本町 鹽津村 福井縣敦賀郡敦賀町 福井市(幸橋經由)  
十三號 東京市ヨリ岐阜縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

十二號路線(岐阜縣稻葉郡加納町ニ於テ分岐)(岐阜市金町一丁目經由)

十四號 東京市ヨリ京都府廳所在地ニ達スル路線(乙)  
經過地

十號路線(長野縣北佐久郡西長倉村ニ於テ分岐)長野縣諏訪郡下諏訪町 八號路線  
十五號 東京市ヨリ和歌山縣廳所在地ニ達スル路線(甲)  
經過地

經過地

二號路線(京都市下京區七條通ニ於テ分岐)(京都市下京區東九條柳下町經由)京都府紀伊郡深草町 伏見町 久世郡宇治町 奈良市 奈良縣磯城郡田原本町 高市郡八木町 北葛城郡高田町 南葛城郡御所町 宇智郡五條町 和歌山縣伊都郡橋本町 那賀郡粉河町

十六號 東京市ヨリ和歌山縣廳所在地ニ達スル路線(乙)  
經過地

二號路線(大阪市東區難波橋南橋詰ニ於テ分岐)堺市(大濱南町經由)大阪府泉南郡淡輪町  
十七號 東京市ヨリ山口縣廳所在地ニ達スル路線(甲)  
經過地

二號路線(山口縣吉敷郡小郡町ニ於テ分岐)  
經過地

十八號 東京市ヨリ山口縣廳所在地ニ達スル路線(乙)

經過地

二號路線(京都市下京區大宮通ニ於テ分岐) 京都府天田郡下豐富村 兵庫縣朝來郡枚田村 鳥取市  
(吉方町經由) 松江市 鳥根縣那賀郡濱田町

十九號 東京市ヨリ鳥根縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

二號路線(岡山市西大寺町ニ於テ分岐) 岡山縣久米郡福渡町 大倭村 眞庭郡久世町 米子市 十

八號路線(松江市雜賀町ニ於テ分岐)

二十號 東京市ヨリ鳥取縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

二號路線(兵庫縣飾磨郡餘部村ニ於テ分岐)

二十一號 東京市ヨリ德島縣廳所在地ニ達スル路線(甲)

經過地

二號路線(明石市西本町ニ於テ分岐) 兵庫縣津名郡岩屋町 德島縣板野郡撫養町

二十二號 東京市ヨリ德島縣廳所在地ニ達スル路線(乙)

經過地

二號路線(岡山縣御津郡大野村ニ於テ分岐) 岡山縣兒島郡宇野町 高松市香川縣大川郡津田町 德

島縣板野郡板西町

二十三號 東京市ヨリ高知縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

二十二號路線(高松市兵庫町ニ於テ分岐) 丸龜市 香川縣仲多度郡龍川村 善通寺町 琴平町 德

島縣三好郡池田町

二十四號 東京市ヨリ愛媛縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

二十三號路線(香川縣仲多度郡龍川村ニ於テ分岐) 愛媛縣宇摩郡川之江町

二十五號 東京市ヨリ長崎縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

二號路線(佐賀縣三養基郡田代村ニ於テ分岐) 佐賀市 (松原町堀端經由) 佐賀縣杵島郡武雄町

二十六號 東京市ヨリ沖繩縣廳所在地ニ達スル路線

經過地

二號路線 鹿兒島港

二十七號 東京市ヨリ第七師團司令部所在地(旭川市)ニ達スル路線(甲)

經過地

四號路線（札幌市北一條通ニ於テ分岐） 北海道空知郡岩見澤町

二十八號 東京市ヨリ第七師團司令部所在地（旭川市）ニ達スル路線（乙）

經過地

四號路線（青森港ニ於テ分岐） 室蘭市 北海道空知郡栗澤村（清眞布經由） 岩見澤町 二十七號

路線

二十九號 東京市ヨリ第十四師團司令部所在地（栃木縣河内郡國本村）ニ達スル路線

經過地

四號路線（宇都宮市池上町ニ於テ分岐）

三十號 東京市ヨリ舊第十五師團司令部所在地（愛知縣渥美郡高師村）ニ達スル路線

經過地

一號路線（豊橋市札木町ニ於テ分岐）

三十一號 東京市ヨリ横須賀鎮守府所在地（横須賀市）ニ達スル路線

經過地

一號路線（横濱市中區櫻木町七丁目ニ於テ分岐） 神奈川縣久良岐郡金澤町

三十二號 東京市ヨリ吳鎮守府所在地（吳市）ニ達スル路線

經過地

二號路線（廣島縣安藝郡海田市町ニ於テ分岐） 廣島縣安藝郡大屋村

三十三號 東京市ヨリ佐世保鎮守府所在地（佐世保市）ニ達スル路線

經過地

二十五號路線（佐賀縣杵島郡武雄町ニ於テ分岐）

三十四號 東京市ヨリ舞鶴要港部所在地（京都府加佐郡中舞鶴町）ニ達スル路線（甲）

經過地

十八號路線（京都府天田郡下豐富村ニ於テ分岐） 京都府加佐郡舞鶴町

三十五號 東京市ヨリ舞鶴要港部所在地（京都府加佐郡中舞鶴町）ニ達スル路線（乙）

經過地

十二號路線（福井縣敦賀郡敦賀町ニ於テ分岐）

三十六號 東京市ヨリ横濱港ニ達スル路線

經過地

八號路線（東京市麴町區外櫻田町ニ於テ分岐） 東京市芝區白金丹波町 品川區西大崎一丁目 蒲

田區古市町 川崎市小向 橫濱市鶴見區東寺尾 神奈川區青木通 三十一號路線(橫濱市中區櫻木町一丁目ニ於テ分岐)

三十七號 東京市ヨリ大阪港ニ達スル路線

十六號路線(大阪市東區本町二丁目ニ於テ分岐) (大阪市木津川橋經由)

三十八號 東京市ヨリ神戸港ニ達スル路線

二號路線(神戸市神戸加納町六丁目ニ於テ分岐)

國道路線認定ノ件(大正九年十二月二十五日 內務省告示第一二五號)

改(大正十一年一月二十八日內務省告示第二〇號、同年八月八日同第二〇號、同年六月九日同第一〇七號、昭和二年四月五日同第三一一號)

特一號 千葉縣千葉郡津田沼町大字大久保ヨリ印旛郡千代田村大字畔田ニ達スル路線

特二號 神奈川縣足柄下郡溫泉村ヨリ靜岡縣富士郡加島村ニ達スル路線

特三號 靜岡縣駿東郡富士岡村大字二子ヨリ玉穗村大字瀧ヶ原ニ達スル路線

特四號 愛知縣豊橋市ヨリ渥美郡二川町大字小松原ニ達スル路線

特五號 愛知縣渥美郡高師村ヨリ高豊村大字高塚ニ達スル路線

特六號 愛知縣渥美郡福江町ヨリ伊良湖岬村ニ達スル路線

特七號 愛知縣渥美郡福江町大字島ヨリ大字中山ニ達スル路線

特八號 長崎縣上縣郡佐須奈村大字佐護字北里ヨリ同字安保ニ達スル路線

特九號 長崎縣下縣郡鷄知村大字鷄知字樽ヶ濱陰ヨリ同字口樽ヶ濱ニ達スル路線

特十號 長崎縣下縣郡鷄和村ヨリ竹敷村ニ達スル路線

特十一號 長崎縣下縣郡嚴原町ヨリ豆酸村ニ達スル路線

特十二號 山口縣豊浦郡黒井村ヨリ豊西村ニ達スル路線

特十三號 和歌山縣海草郡加太町大字加太ヨリ大字深山ニ達スル路線

特十四號 鹿兒島縣大島郡西方村大字久慈ヨリ大字西古見ニ達スル路線

特十五號 鹿兒島縣大島郡西方村ヨリ東方村ニ達スル路線

特十六號 鹿兒島縣大島郡實久村ヨリ鎮西村ニ達スル路線

特十七號 佐賀縣藤津郡西嬉野村大字下宿ヨリ長崎縣東彼杵郡千綿村ニ達スル路線

特十八號 廣島縣廣島市荒神町ヨリ宇品町ニ達スル路線

特十九號 東京府小笠原島父島大村ヨリ扇村ニ達スル路線

特二十號 京都府加佐郡志樂村ヨリ東大浦村ニ達スル路線

- 特二十一號 神奈川縣三浦郡南下浦村大字菊名ヨリ大字金田ニ達スル路線
- 特二十二號 大分縣北海部郡佐賀關町大字關字西町ヨリ字福水ニ達スル路線
- 特二十三號 神奈川縣三浦郡田浦町大字浦郷字前田千二百三十三、千二百三十四番地合併地先ヨリ三千三百七十九番地地先ニ達スル路線
- 特二十四號 廣島縣賀茂郡廣村字大新開ヨリ字津久茂ニ達スル路線
- 特二十五號 長崎縣東彼杵郡日宇村福石免ヨリ崎邊免ニ達スル路線
- 特二十六號 千葉縣東葛飾郡葛飾村ヨリ塚田村ニ達スル路線
- 特二十七號 靜岡縣駿東郡原里村板妻四百八十五番地先ヨリ同郡須山村百六十五ノ一番地先ニ達スル路線

**道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件** (大正八年十一月五) (日勅令第四六號)

道路法第十七條但書ノ規定ニ依リ左ノ市ヲ指定ス

- 東京市 京都市 大阪市
- 横濱市 神戸市 名古屋市

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**町村組合ノ道路經理ニ關スル件** (大正九年九月十七日石局第二號石) (川縣知事宛地方、土木兩局長回答)

七月十二日發地第一五四號御照會ノ件御意見ノ通ト存候  
 追テ御照會ノ場合町村組合ヲ設クルモ道路管理者ハ依然各町村長ナルニ付事務ノ處理上却テ煩雜ヲ來スヘクト存候爲念申添候

**石川縣知事照會** (大正九年七月十二) (日發地第一五四號)

道路法ノ規定ニ依レハ國道ヲ除ク外ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トシ道路ノ新設改築修繕及維持ハ之ヲ管理者ヲシテ爲サシメ而シテ道路ニ關スル費用負擔ノ義務ハ之ヲ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ニ屬セシメラレ候結果從前町村制第二百二十九條ニ依リ道路ノ經理ヲ目的トシテ設置セル町村組合ノ經理路線ニシテ其ノ全部カ道路法ニ依リ新ニ町村道路線ニ認定セラレタルトキハ該町村組合ハ右認定ト同時ニ其存立ノ目的タル事務ノ全部カ消滅ニ歸スルモノト認メラレ候然ル處實際道路ノ經理ニ關シテハ路線數町村ノ區域ニ涉リ然カモ各町村ニ共通的ノ利害關係ヲ有シ之ヲ統一經理スルノ必要アルモノ少カラサルヲ以テ此等ニ該當スルモノニ在リテハ既存町村組合ニ於テ道路法第二十四條ニ依リ町村道路管理者ノ許可ヲ得テ道路ノ維持ヲ爲シ得ル義ト存セラレ候而シテ此ノ場合ニ於テハ既存ノ町村組合ハ町村制第三百三十條第一項ニ依リ共同事務ノ變更ヲ爲シ可然尙今後前記ノ事務ヲ目的トシテ新ニ町村組合ヲ設クルコトモ亦支障ナキ様被存候得共一應以上取扱ノ適否ニ關スル御意見承知致度候條何分ノ御回示相煩度候也



道路ニ關スル費用負擔事務ノ爲設置セル組合管理者ノ

權限ニ關スル件

(大正十一年十月二十五日發甲第四四號北海道廳長官各府縣知事宛土木、地方兩局長通牒)

標記ノ件ニ關シ別紙甲號新潟縣知事ノ伺ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度

(甲號) 新潟縣知事照會 (大正十一年二月二十一日土收第六三一號)

大正八年二月二十日帝國議會(衆議院)道路法委員會ニ於ケル政府委員ノ說明ニ依レハ道路ノ路線ヲ認定シ其ノ道路ノ管理事務ヲ共同處理スルカ爲ニ市町村又ハ町村組合ヲ設ケ得ルモノノ如ク思料セラレルモ市制町村制ノ規定ニ依リ設ケル市町村組合ハ市町村ニ屬スル事務ニ限ラルルモノニシテ市長町村長ノ權限ニ屬スル路線認定及管理事務ヲ目的トスル組合ハ設ケ得サルモノノ如クニモ思料セラレ聊力疑義有之候ニ付何分ノ御回示相成度此段及照會候也

(乙號) 土木局長回答 (大正十一年九月九日新土第七七號)

二月二十一日土收第六三一號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處道路ニ關スル費用負擔事務處理ヲ目的トシテ設置セル組合ニ於テハ組合長ハ路線ノ認定及道路ノ管理ノ權限ヲ有スル次第ニ付右様御了知相成度

道路ニ關スル事務分任ニ關スル件

(大正十一年十月十日東土第三〇六號東京府知事宛土木局長回答)

九月六日戌土甲第三二五號伺出標記ノ件右ハ道路管理者ニ專屬スル事務ニシテ特ニ規定ナキ限リ他ノ者ニ委任スルコトヲ得サル義ト御承知相成度

東京府知事伺 (大正十一年九月六日戌土甲第三二五號)

道路法第十五條ニ依リ認定シタル市道ノ道路ニ關スル左記事項ヲ道路法第五十二條及市制第九十四條ニ依リ區長ニ分任方東京市長ヨリ稟請有之候處道路法上管理者又ハ其ノ他ノ機關カ其ノ職權ニ屬スル事項ヲ他ノ者ニ行使セシメ又ハ委任シ得ル場合ハ法第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十八條等ニ規定アリ其ノ他ノ場合ニ於テハ他ノ者ヲシテ絕對ニ行使セシムルヲ得サルヤニ被存候ノミナラス市制第九十四條又ハ第九十八條ニ依リ市長ノ命ヲ受ケ又ハ法令ノ規定ニ依リ區長ノ管理スヘキ事務ハ自ラ其ノ區内ニ屬スル事務ニ限ル義ニシテ法令ニ特別ノ明文ナキ限リハ其ノ區外ニ屬スル事務ヲ掌理シ得ヘキモノニ無之從テ本件ハ之ヲ區長ニ分任シ得サルモノト被存候得共聊力疑義相生シ候ニ付何分ノ御指揮相仰度此段相伺候也

記

- 一 道路ノ維持修繕ニ關スル事項
- 一 道路法第二十四條ノ處分
- 一 工事ノ爲交通禁止
- 一 道路ノ占用許可又ハ占用料徵收ニ關スル事項

道路管理者特別規程

(大正八年十一月二十)改(大正十五年八月二十)正(七日勅令第四七二號)正(七日勅令第二九二號)

第一條 行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ付道路法第十八條第一項ノ規定ニ依リ關係管理者カ其ノ一ヲ以テ管理者ト爲ス必要アリト認ムルトキハ關係管理者ノ協議ニ依リ管理者ト爲ルヘキ者及其ノ管理スヘキ區間ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ關係管理者タル行政廳ヲ併セテ監督スル行政官廳ノ指揮ヲ請フヘシ

第二條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テ道路法第十八條第二項ノ規定ニ依リ道路管理者又ハ工作物管理者カ其ノ一ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト爲ス必要アリト認ムルトキハ道路管理者及工作物管理者ノ協議ニ依リ管理者ト爲ルヘキ者及其ノ管理スヘキ區間ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ道路管理者及工作物管理者ヲ併セテ監督スル行政官廳ノ指揮ヲ請フヘシ監督行政官廳タル主務大臣異ナルトキハ關係主務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

第三條 前二條ニ規定スル監督行政官廳必要ト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス道路法第十八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ管理者及管理區間ヲ定ムルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ニ依リ管理者及管理區間定リタルトキハ第一條ニ規定スル關係管理者タル行政廳又ハ第二條ニ規定スル道路管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第一條及第二條ノ規定ニ依リ管理者ヲ協議ニ依リ定メタルトキハ管理者ハ管理スヘキ區間ヲ具シ之ヲ

監督官廳ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル件

(大正九年十二月二十四日乙第三)四號山形縣知事宛土木局長回答

十一月二十四日收土第一八五六號照會標記ノ件左記ノ通御承相成度

記

一 照會ノ如キ場合ニ於テハ他ノ行政廳ヲシテ新ニ路線ノ認定ヲ爲サシメ法第十八條ノ規定ニ依リ管理スルヲ至當トス

二 法第十五條ノ規定ハ本件ノ如キ場合ニ於テ適用スルハ不可然義ト認ム

山形縣知事伺(大正九年十一月二十四)日收土第一八五六號

行政區劃ノ境界ニ沿ヒタル道路ヲ擴張スル爲道路ノ半側カ他ノ行政區劃内ニ亘ル場合ニ於テハ他ノ行政廳ニ於テ新ニ路線認定ノ手續ヲ爲シ其ノ管理ハ法第十八條ニ依ルヘキ義ナルヤ或ハ道路管理者カ市町村長ナル場合ハ法第十五條ニ基キ他市町村長ノ意見ヲ求メ之ヲ執行シ若シ其路線カ郡道以上ナル場合ハ絶對ニ他ノ區域ニ亘ルヲ許ササル義ナリヤ差當リ事件有之候ニ付何分ノ御答報相煩度及照會候也

河川其ノ他ノ工作物ヲ道路ニ供用ニ關スル件

(大正十年一月十日出土第一號各地方  
長官宛(沖繩縣ヲ除ク)土木局長通牒)

河川法第八條ノ規定ニ依リ當省ニ於テ直接工事ヲ施行スル河川又ハ其ノ附屬物ヲ道路ノ用ニ供スル場合  
ニ在リテハ所管當省土木出張所長ニ協議ノ上道路新設ノ手續ヲ履行セラレ度尙既ニ道路ヲ開設シタルモ  
ノニ對シテモ此際相當協議ノ上河川工作物ト道路ノ效用上遺憾ナカラシメラレ度

**官有道路敷取扱ニ關スル件** (大正十一年三月七日靜土第二八號各地方長官宛)  
(靜岡縣ヲ除ク)土木局長、地理課長通牒)

今般標記ノ件ニ關シ靜岡縣知事ニ對シ別紙ノ通回答致候條御了知相成度

靜岡縣知事宛回答

官有道路敷取扱ニ關スル件

大正九年八月十八日土第八二七四號ヲ以テ標記ノ件伺出ノ處

- 一 道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ヲ處分スル權限ハ先般勅令第四七四號ノ一部改正ニ依リ  
明確ナラシメタルカ如ク其ノ道路ノ管理者タリシ者ニ屬スルヲ以テ其ノ處分シタル道路敷ノ所有權移  
轉登記モ亦其者ニ於テ囑託スヘキ義ニ有之候
- 二 新ニ道路ト爲スヘキ土地ヲ官有ニ取得シ其ノ地種目ノ變換ヲ爲スハ道路管理者ノ權限ニ屬スヘキモ  
ノニ有之候
- 三 道路法ニ依リ路線ヲ認定セサル舊道路敷ハ官有地特別處分規則ニ依リ處分スヘキ義ニ有之候

**土地所有權移轉登記囑託ノ件**

(大正十二年六月五日北土第五三號各  
地方長官宛土木局長、會計課長通牒)

道路管理者カ道路ノ敷地ヲ國ニ取得シタル場合ニ於ケル土地所有權登記ノ囑託方ニ關シテハ客年三月七  
日靜土第二八號ヲ以テ通牒致置候處右ハ今同前通牒ノ通り道路敷地ヲ國ニ取得シタル旨ヲ囑託書ニ明記  
シ道路管理者ヨリ囑託スルコトニ司法省ト協議決定候條御了知相成度

**臨時海軍建築部長へ商議ノ件**

(明治二十九年十一月二十四  
日內務省訓令訓第七三三號)

舞鶴軍港附近ニ於テ新ニ道路ヲ設ケ若クハ市街地劃ヲ定メントスルトキハ詳細ナル地圖ヲ添ヘ其都度臨  
時海軍建築部長へ商議スヘシ

**國縣道ノ工事ニ關スル報告ノ件**

(明治四十五年七月土第二五二  
一號陸軍次官宛內務次官照會)

國道及假定縣道ノ工事ニ關スル報告書ハ從來及同覽候處事務簡捷上右廢止致度見込ニ候得共貴省ノ御意  
見如何ヤ承知致度尙右報告書全然廢止ハ支障有之候ハハ其必要ナル事項至急御回答相成度此段及照會候  
也

陸軍省回答 (大正元年八月二十  
日陸普第一八九號)

國縣道工事竣工報告回覽廢止ノ件ニ關シ去ル明治四十五年七月二十四日土第二五二一號ヲ以テ御照會ノ

趣一應了承然ルニ右報告書ヲ全然廢止スルハ調査上支障有之候ニ就テハ概ネ左記様式ニ準シ半年毎ニ取  
纏メ通牒相成候様致度候也

道テ國縣道並河港ニ關スル著大ノ工事ハ従前ノ通認可前協議相成度爲念申添候

左記

府縣名	道縣	區間	新延長	新幅員	新勾配	新曲線	橋梁幅員及長	備考
何縣	何々	自何郡何村	里何町何	何何間	何分ノ	何何間	幅何間	何年何月改築竣
同	何國	自何郡何村	同	何分	同	同	長何間	功何々爲變更
道國	何國	至何村地内	同	同	同	同	同	何年何月改築竣
號道	號道		同	同	同	同	同	功何村經由何
								村經由ニ變更

道路法中特例ニ關スル法律 (昭和七年九月十四日 法律第三五號)

東京市區域擴張ノ際東京府知事力現ニ執行シ又ハ既定繼續費ヲ以テ執行セムトスル道路ニ關スル工事ハ  
引續キ東京府知事之ヲ執行スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ東

京府知事之ヲ行フ

附 則

本法ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

道路法中特例ニ關スル法律ニ依ル命令ノ件 (昭和七年九月三十日 勅令第二六九號)

第一條 東京府知事昭和七年法律第三十五條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行スルトキハ豫メ其ノ

道路ノ路線名、區間及工事開始ノ期日ヲ告示スヘシ

前項ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ廢止、變更又ハ終了スルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ告示スヘシ

第二條 昭和七年法律第三十五號ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行スル場合ニ於テハ左ニ掲クル道

路管理者ノ權限ハ東京府知事之ヲ行フ

一 道路法第十九條ノ規定ニ依リ道路ノ區域ヲ定ムルコト

二 道路法第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシムルコト

三 道路法第二十四條ニ規定スル道路ニ關スル工事ノ許可又ハ承認ヲ爲スコト

四 道路法第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

五 道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコト

- 六 道路法第三十條ノ規定ニ依リ道路臺帳ヲ調製スルコト
- 七 道路法第三十三條第二項但書及第三十四條ノ規定ニ依リ費用ノ負擔ニ付協議スルコト
- 八 道路法第三十七條、第三十九條及第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト
- 九 道路法第四十五條ノ規定ニ依リ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコト

- 十 道路法第四十六條ノ規定ニ依リ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコト
- 十一 道路法第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲナスコト
- 十二 道路法第五十一條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シ又ハ償補セシムルコト
- 十三 道路法第五十五條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ徵收スルコト
- 十四 道路法施行令第十條ノ規定ニ依リ道路ノ區域ヲ告示スルコト
- 十五 道路法施行令第十一條ノ規定ニ依リ道路ノ供用又ハ廢止ヲ告示スルコト
- 前項ニ規定スル東京府知事ノ權限ハ前條ノ規定ニ依リ告示スル工事開始ノ期日ニ始リ其ノ工事廢止又ハ工事終了ノ期日ニ終ル但シ負擔金ノ徵收ニ付テハ其ノ終了ノ日マテ存續ス
- 第三條 東京府知事前條第一項第五號又ハ第十二號ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ要領ヲ東京市長ニ通知スヘシ

第四條 昭和七年法律第三十五號ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行シタル爲不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ東京府知事之ヲ管理處分スヘシ  
 大正八年勅令第四百七十四號ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

**道路法第二十條第二項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ權限ニ關スル件**

(大正十一年八月十七日勅令第三八五號)

第一條 道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲グル道路管理  
 理者ノ權限ハ内務大臣之ヲ行フ

- 一 道路法第十九條ノ規定ニ依リ道路ノ區域ヲ定ムルコト
- 二 道路法第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシムルコト
- 三 道路法第二十四條ニ規定スル道路ニ關スル工事ノ許可又ハ承認ヲ爲スコト
- 四 道路法第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト
- 五 道路法第四十五條ノ規定ニ依リ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコト
- 六 道路法第四十六條ノ規定ニ依リ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又

ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコト

七 道路法第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ爲スコト

八 道路法第五十一條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シ又ハ補償セシムルコト

前項ニ規定スル内務大臣ノ權限ハ道路法施行令第十條ノ二ノ規定ニ依リ告示スル工事開始ノ期日ニ始

リ其ノ工事廢止又ハ工事終了ノ期日ニ終ル

第二條 内務大臣前條第一項第一號ノ規定ニ依リ道路ノ區域ヲ定メタルトキハ之ヲ道路管理者ニ通知ス

ヘシ  
道路管理者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ道路法施行令第十條ノ規定ニ準シ之ヲ告示スヘシ

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

**直轄道路工事事務取扱方ノ件**

(昭和六年五月十三日發土第四五號各地方長官内務省土木出張所長宛土木局長依命通牒)

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ當省大臣ノ行フヘキ道路ニ關スル事務ノ取扱ニ付左記御承知相成度

一 道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル區間ノ國道ニ關スル事項ニシ

テ道路法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ要スルモノノ申請書ハ總テ土木出張所ヲ

經由進達セラレ度

二 前號ノ國道ニ關シ道路管理者限リ處分シ得ヘキ事項ハ所管土木出張所長ニ協議ノ上處分セラレ度

三 土木出張所長道路法第十九條、第二十一條、第二十二條及第五十一條ノ規定ニ依ル處分ヲ必要ト  
スルトキハ道路管理者ニ協議ヲ爲シ上申セラレ度又第二十四條ノ規定ニ依リ申請ヲ受理シタルトキ  
モ同様御取扱相成度

**直轄道路工事事務執行ニ關スル件**

(昭和六年五月十三日發土第四五號内務省各土木出張所長宛土木局長通牒)

標記ノ件ニ關シ左記御承知ノ上執行相成度

一 工事ノ執行ハ道路工事事務執行令ノ規定ニ依ルヘキハ勿論ノ義ニ有之又今回執行スル道路工事事務ハ失業

者ヲ救済スルノ趣旨ニ出スルヲ以テ成ルヘク直轄ノ方法ニ依リ執行セラルヘク萬已ムヲ得スシテ請

負ニ付セムトスルトキハ本官ニ協議セラレ度

二 工事ノ設計ヲ變更シ(些少ナル變更ヲ除ク)又ハ配付豫算ノ各目ヲ流用セムトスルトキハ稟伺セ

ラルヘキハ勿論箇所毎ノ工事費ヲ流用セムトスルトキモ本官ニ協議ノ上措置セラレ度

三 新設國道上ノ有效路面ニ電柱ヲ建設シ又ハ鐵道軌道等ヲ敷設スルコトハ之ヲ許ササル方針ナルヲ

以テ之ニ關シ道路管理者ヨリ許可ノ協議ヲ受ケタルトキハ更ニ本官ニ協議セラレ度

四 直轄工事ニ因リ必要ヲ生シタル軌道ニ關スル工事ノ執行ニ付キテハ軌道法ノ規定ニ依リ相當措置

方至急地方長官ニ要求セラレ度

五 別紙第一號及第二號様式ニ依ル國道改良工事事務執行豫定表ヲ本月末日迄ニ提出セラレ度又工事着手

ノ上ハ工事ノ工程ヲ第三號様式ニ依リ毎翌月十日迄ニ御報告相成度

(別紙第一號及第二號様式省略)  
(第三號様式)

府 縣 町 村 間改良工事工程月表  
 號國道 郡市 町村  
 昭和 年 月 分  
 土木出張所

科 目	豫算額 円	仕 拂 額		殘 額 円	備 考
		前月迄 円	本月分 円		
工 費					
用地費					
地移轉並費					
物件補償費					
雜費					
合 計					

工事出來形

工種	種 別	區別	單位	豫算高	出 來 形 狀		出來形合	殘額	備 考
					前月迄	本月分			
道 路 工 事	掘鑿工	量	立方圓米						
	築堤工	量	立方圓米						
	擁壁工	量	平方圓米						
	路面工	量	平方圓米						
	溝工	量	圓米						
	側溝	量	圓米						
	雜工事	量	圓米						
	小計	量	圓米						
		量	圓米						
		量	圓米						





- ノ上同時ニ施工スルコト
- 二 道路ノ掘鑿ハ作業上支障ナキ限り可成其ノ範圍ヲ狹小ナラシメ且同時ニ長區間ニ亘リ施行セサルコト尙其ノ工事ハ成ルヘク之ヲ敏速ナラシムルコト
- 三 道路ヲ横斷シテ掘鑿スル場合ハ一側ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル棧橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ爲スコト但シ二部ニ分チ施工シ能ハサルトキハ夜間交通杜絶シタル後ニ於テシ日出前迄棧橋ヲ架設スルコト
- 四 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住者ノ出入ヲ妨ケサル様棧橋ヲ架設スルコト
- 五 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルヘク之ヲ堆積シ置カサルコト
- 六 掘坑ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ボササル様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且夜間ハ注意燈ヲ點スルコト
- 七 市内ノ主要ナル道路其ノ他交通頻繁ナル道路ニ於テ工事ヲ執行スルニ當リテハ其ノ工事施行箇所ニ工事施行期間及起業者名(起業者力府縣又ハ市ナルトキハ其ノ工事ヲ擔當スル部局名)ヲ榜示セシムルコト尙請負者チシテ工事ヲ執行セシムルトキハ請負者名チモ併記セシムルコト
- 八 道路ノ掘坑ハ成ルヘク速ニ埋戻ヲ爲スコト
- 九 道路埋戻ノ際ハ舊道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ鋪裝セル道路ノ路面工事ハ起業者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ施行スルコト

**賃取橋梁及渡船場設置ニ關スル件** (大正九年七月二十八日內務省令第二三號)

第一條 道路法第二十六條ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ノ圖書ヲ添附スヘシ

- 一 地形圖 (接續道路其ノ他ノ道路系統ヲ記入スヘシ)
- 二 工事方法書及圖面 (橋梁縱斷面圖又ハ渡船位置河川橫斷面圖ニハ接續道路トノ取付關係、河底、平水位及最高水位ヲモ記入スヘシ)
- 三 工費豫算書
- 四 收支豫算明細書
- 五 橋錢又ハ渡錢ノ額
- 六 徵收期間
- 七 元資消却年次表
- 八 工事著手及竣功ノ年月日

第二條 道路法第五十二條第三號第五號ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 前條申請書及其ノ添附圖書ノ謄本
- 二 道路法第二十條及第二十七條ノニ依ル規定コトヲ得サル事由
- 三 申請人私人ナルトキハ地元公共團體ニ於テ之ヲ經營スルコトヲ得サル事由 (管理者ト地元公共團體

體トノ交渉願末書ヲ添附スヘシ

四 申請人私人ナルトキハ其ノ信用及資産ノ状態

五 許可又ハ承認ニ付スル條件

他ノ法令ニ依リ許可、認可其ノ他ノ手續ヲ要スルトキハ前項ノ認可申請ト同時ニ管理者之ヲ爲スヘシ

第三條 橋梁又ハ渡船場設置ノ許可承認ニ關シ道路法第五十二條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ要セサルモノハ處分ノ日ヨリ十日内ニ申請書及附屬圖書ノ謄本ヲ添附シ處理ノ要領ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第四條 橋梁又ハ渡船場ノ工事竣功シタルトキハ工費精算書ヲ添へ道路管理者ノ検査ヲ受クヘシ

第五條 管理者ハ橋梁又ハ渡船場ノ工事其ノ他必要ト認ムル事項ヲ隨時監査スヘシ

管理者ハ許可ヲ受ケタル者ニ説明ヲ求メ關係帳簿、書類、圖面等ヲ檢閲スルコトヲ得

第六條 管理者橋錢又ハ渡錢徵收期間中公益上ノ必要ニ依リ道路法第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ取消シタルトキハ元資消却年次表ニ依ル未消却額ヲ補償スヘシ

道路法第二十六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ國又ハ公共團體ヨリ請求アリタルトキハ許可ニ依リ生スル權利義務ノ移轉ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ國又ハ公共團體ハ前項ノ規定ニ依ル金額ヲ補償スヘシ但シ協議ニ依リ之ニ異ナル補償金額ヲ定ムルコトヲ得

第七條 管理者橋錢又ハ渡錢徵收期間中公益上ノ必要ニ依リ橋錢又ハ渡錢ノ徵收ヲ停止シタルトキハ收支豫算明細書ヲ參酌シテ補償金額ヲ定ムヘシ

第八條 第一條ノ規定ハ道路法第二十七條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ノ設置ニ關スル認可申請ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

賃取橋等整理ニ關スル件(大正九年一月十七日發土第二號各地方官宛土木局長通牒)

現今私人ノ經營ニ係ル賃取橋ヲ觀ルニ往々營利ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セルモノアリ其ノ然ラサルモノニアリテモ收支ノ計算ヲ謬リ免許年限ノ延長ヲ計ルモノアルノミナラス又其ノ維持修繕ヲ怠ルカ爲メ交通上危険ヲ惹起スルノ虞アルモノ少カラサルハ道路改良上極メテ遺憾ノ次第ニ有之候條道路法ノ施行ヲ期トシ費用負擔團體ノ資力ニ應シ相當之ヲ整理スルノ必要ヲ認ムル次第ニ有之候依テ道路法ニ依リ認定セムトスル府縣道ノ路線中ニ賃取橋賃取渡船場アルトキハ名稱、位置、徵收期限及其ノ路線名ヲ記載シ其ノ整理ニ關スル意見書ヲ添附スヘキ旨客年十一月發土第一五一號ヲ以テ通牒シタル次第ニ有之候處右整理ノ方針ニ付テハ大體左記ノ通決定相成候條右ニ依リ相當御措置相成度

記

一 國道及府縣道上ニ存スル賃取橋賃取渡船場ハ道路法第二十七條ノ規定ニ依リ可成管理者ヲシテ之ヲ



經營セシムルコト

二 郡道町村道上ニ存スル賃取橋賃取渡船場ニ付テモ之ニ準スルコト但シ市内ニ於ケル市道上ニハ賃取橋賃取渡船場ヲ認メサルコト

三 管理者ニ於テ之ヲ經營スルコト能ハサル事由アル場合ニ於テハ道路法第二十六條ノ規定ニ依リ郡市町村等ノ地元公共團體ヲシテ之ヲ經營セシムルコト

四 前三項ニ依リ難キ事由アル場合ニ非サレハ私人ヲシテ之ヲ經營セシメサルコト

**國ノ事業ノ爲道路占用協議方委任ノ件** (大正十年二月三日 內務省令第四號)

道路法第二十八條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ協議スヘキ事件中左ニ掲クル事項ニ關係セサルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

- 一 各廳用電柱建設ノ爲ニスル路面ノ占用
- 二 道路横斷ニ非サル専用軌道敷設ノ爲ニスル路面ノ占用

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**國ノ事業ノ爲道路占用ニ付協議ニ關スル件** (大正十年二月三日發土第一〇號 各地方長官宛土木局長通牒)

今回本省令第四號ヲ以テ標記ノ件委任相成候處之カ承認ニ付テハ大正九年七月當省訓令第十一號ノ趣旨

ニ準據シ御措置相成度

**道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又**

**ハ承認ニ關スル件** (大正九年七月一日內務省訓令第一號)

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ付テハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ定ニ依ルヘシ

第一條 道路又ハ其ノ附屬物ノ占用ヲ許可又ハ承認スルハ他ニ相當餘地ナク道路又ハ其ノ附屬物ヲ占用スル緊切ノ必要アル場合ニ限ルヘシ

第二條 道路又ハ其ノ附屬物ノ占用ハ本令中特ニ規定スル場合ヲ除クノ外路面、側溝及其ノ上下ヲ避ケ法敷其ノ他適當ナル箇所ヲ擇ハシムヘシ

占用ニ關スル工事ノ爲既設ノ特殊工作物ノ保持ニ影響ヲ及ホス虞アル箇所ハ之ヲ避ケヘシ但シ之ニ關シ特別ノ施設ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニアラス

第三條 電線路建設ノ爲路面ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ電柱ハ路端ニ之ヲ建設セシメ電線ハ路面上十五尺以上ニ架設セシムヘシ但シ歩車道ノ區別アル箇所ニ於テハ電柱ハ歩道ノ車道側ニ建設セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ引込線ニ限リ歩道ノ路面上十五尺以下ニ架設セシムルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依リ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

- 一 電柱ハ道路ノ同一側ニ建設シ對側ニ路上建設物アルトキハ五間以上錯立セシムルコト
- 二 電柱ハ道路ノ曲角ニ建設セサルコト
- 三 電柱ノ脚釘ハ路面上六尺以下ノ部分ニ取付サルコト
- 四 地下線路ト架空線路トノ連絡用鐵管ハ電柱ノ道路ニ面セサル側ニ設備スルコト
- 第五條 街燈建設ノ爲必要アル場合ニ於テハ路端又ハ歩道ノ車道側ヲ占用セシムルコトヲ得
- 第六條 道路ニ出入スヘキ通路ヲ設クルカ爲必要アルトキハ路端又ハ側溝上ヲ占用セシムルコトヲ得
- 第七條 標燈又ハ看板ノ類ヲ路面上八尺以上ノ高サニ設クル場合ニ限り二尺以内側溝上又ハ路端上ニ突出セシムルコトヲ得

第八條 家屋檣壁等ノ工事ノ爲必要アル場合ニ限り側溝上又ハ路端ヲ板圍ノ爲占用セシムルコトヲ得

第九條 上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲道路ノ地下ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テ

- ハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ
- 一 本線ハ車道ノ地下ニ支線ハ歩道ノ地下ニ築設スルコト但シ歩車道ノ區別ナキ箇所ニ於テ本線ノ適用ニ付テハ道路幅員ノ中央三分二ヲ車道、兩側各六分一ヲ歩道ト看做ス
- 二 瓦斯管路ノ本線ト電線路ノ本線トハ道路ノ同一側ニ築設セサルコト
- 三 下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道ノ本線ハ瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スルコト

四 電線路及瓦斯管路ノ引込線ハ直接本線ヨリ分岐セサルコト

五 下水道本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ十尺以上タラシムルコト但シ工地上又ハ土地ノ狀況ニ依リ已

ムヲ得サル場合ニ限り三尺迄短縮シ得ルコト

六 上水道電線路及瓦斯管路ノ本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ四尺以上タラシムルコト但シ工地上已ム

ヲ得サル場合ニ限り二尺迄短縮シ得ルコト

七 地下工作物ハ堅牢ニシテ耐久力ヲ有セシムルコト

八 車道ニ築設スル地下工作物ノ耐力ハ道路構造令又ハ街路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當セシ

ムルコト

九 地下工作物相互間又ハ地下工作物ト地上建設物トノ距離ハ作業上保安上支障ヲ來ササル限り之ヲ

接近セシムルコト

第十條 鐵道、専用軌道其ノ他道路ヲ横斷シテ工作物ヲ築設スル場合ハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

- 一 工作物ヲ路面ニ築設スルトキハ路面ト高低ナカラシムルコト
- 二 鐵道又ハ専用軌道カ路面ヲ横斷シテ踏切ヲ設クルトキハ其ノ斜角ハ四十五度ヨリ緩ナラシムルコト
- 三 工作物道路上ヲ横斷スルトキハ路面上十五尺以上タラシムルコト
- 四 工作物ヲ道路ノ地下ニ築設スルトキハ他ノ地下工作物ニ支障ヲ及ホササル限度ニ於テ路面トノ距

離チ定ムルコト

第十一條 露店又ハ祭典、縁日、歳ノ市、草市、市日、賣出等ノ爲必要ナル施設ニ付テハ特ニ路面ヲ臨時占用セシムルコトヲ得

第十二條 上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲必要アルトキハ橋梁ノ耐力ニ影響ヲ及ボササル範圍ニ於テ橋梁ノ兩側又ハ橋床下ヲ占用セシムルコトヲ得

道 八〇

道路ノ占用ニ關スル件(大正九年四月一日遞土第一號各地方長官宛土木局長依命通牒)

遞信省ニ於テ電信電話線路建設ノ爲道路ヲ占用スル場合ニ於テハ別紙要項ニ依ルヘキコトニ協議候條御承知ノ上道路管理者ニ御通達相成度

遞信省所管電信電話線路建設其ノ他ニ關スル要項

第一 線路ノ測量

- 一 線路ノ測量ヲ爲サムトスルトキハ相當日數前其ノ區間及期日ヲ關係地方長官ニ通知シテ官吏、吏員ノ現場立會ヲ求ムルコト地方長官其ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ道路管理者ニ通知スルコト
- 二 前項ノ官吏吏員立會ヲ爲ササルトキハ便宜工事擔當官限リ測量ヲ行ヒ其ノ旨ヲ通知スルコト
- 三 前二項ニ依リ測量シタル後關係地方長官ヨリ要求アリタルトキハ必要ニ應シ現場ニ就キ説明シ若シ支障アルトキハ速ニ測量換テ爲スコト

四 建柱位置(支柱支線ヲ含ム)ヲ定メタルトキハ其ノ位置ヲ標識シ置クコト

第二 線路ノ建設

甲 架空線路

- 一 電柱(支柱支線ヲ含ム)建設ノ際ハ著手工事擔當官ヨリ直接關係地方長官ニ通知スルコト
- 二 電柱建設ノ際ハ一般交通ニ最モ支障尠ナカラシムルコト
- 三 道路ヲ占用シテ電柱ヲ建設スル場合ニ於テ相當法敷(側溝法敷ヲ除ク)在ルトキハ之ヲ利用シ相當法敷ナキ場合ニ於テノミ路端ニ之ヲ建設スルコト
- 四 前項ノ場合ニ於テハ電柱ハ道路ノ同一側ニ之ヲ建設シ其ノ電柱ノ對側ニ電柱郵便函其ノ他ノ建設物アルトキハ可成五間以上錯立セシムルコト
- 五 道路ノ曲角ニハ電柱ヲ建設セサルコト已ムヲ得スシテ道路ノ曲角ニ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ特ニ注意シテ其ノ占用面積ヲ少クシ交通ノ支障ヲ最モ少ナカラシムルコト
- 六 電線路ハ道路面ヨリ十五尺以上ノ高サヲ保タシムルコト特別ノ事由アル場合ニ於テハ引込線ニ限リ交通ニ支障ナキ程度ニ於テ其ノ高サヲ低減スルヲ得ルコト
- 七 道路ニ建設スル電柱ノ脚釘ハ通行者ニ危険ナカラシムル爲地上六尺以下ノ部分ニハ之ヲ取付ケサルコト
- 八 電柱建設ノ爲道路ヲ掘鑿シタルトキハ地下線ノ埋設ニ準シ相當措置スルコト

道 八一

乙 地下線路

- 一 地下線路ノ工事ノ施行ニ付テハ一般交通ニ最モ支障尠カラシムルコト
- 二 地下線路ハ一旦埋設シタルトキハ屢掘鑿スルカ如キコトナキ様長期ノ計畫ヲ定メ施工スルコト
- 三 地下線路ハ幅員狭キ道路ヲ避クルコト
- 四 地下線路ト架空線路トノ連絡用鐵管ハ交通ノ妨害トナラサル様成ルヘク電柱ノ道路ニ向ハサル側ニ設備スルコト

五 地下線路ヲ橋梁ニ架設シタル場合ニ於テ其ノ橋梁ノ改築又ハ修繕ノ爲地下線路ノ移轉ヲ要スルトキハ其ノ工事及費用ニ付テハ道路管理者豫メ當該官廳ト協議スルコト

六 地下線ノ埋設ニ付テハ左記各號ニ依ルコト

(イ) 道路ノ掘鑿ハ作業上支障ナキ限り可成其ノ範圍ヲ狭少ナラシメ且同時ニ長區間ニ亘リ施工セサルコトトシ尙其ノ工事ハ成ルヘク之ヲ敏速ナラシムルコト

(ロ) 道路ヲ横斷シテ掘鑿スル場合ハ一側ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル棧橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ爲スコト但シ二部ニ分チ施工シ能ハサルトキハ夜間交通杜絶シタル後ニ於テシ日出前迄ニ棧橋ヲ架設スルコト

(ハ) 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住者ノ出入ヲ妨ケサル様棧橋ヲ架設スルコト

(ニ) 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルヘク之ヲ堆積シ置カサルコト

(ホ) 掘坑ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危險ヲ及ボササル様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且夜間ハ注意燈ヲ點スルコト

(ヘ) 道路ノ掘坑ハ成ルヘク速ニ埋戻ヲ爲スコト

(ト) 道路埋戻ノ際ハ舊道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ鋪裝セハ道路ノ路面工事ハ占用者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ施工スルコト

第三 線路ノ移轉

一 道路管理者ヨリ線路移轉ノ請求アリタルトキハ占用者ハ遲滯ナク其ノ工事設計及豫算ヲ提示シ工事施工ノ請求アリタルトキハ速ニ工事ヲ施工スルコト

二 道路改築ノ爲電信線路電話線路移轉ノ必要ヲ生スヘキ部分ニ付テハ道路管理者豫メ當該官廳ト協議スルコト

第四 損害補償

一 工事又ハ通信ノ支障ト爲ルヘキ道路ニ關スル工作物、竹木等ノ移轉伐採等ヲ要スルトキハ道路管理者ニ照會シタル上相當處理スルコト

二 前號ノ竹木ノ伐採ヲ爲ストキハ道路管理者ノ立會ヲ求ムルコト

三 前二號ニ依ル損害ノ補償金額ハ協議ノ上之ヲ定ムルコト

第五 現存道路ノ整理

- 一 現在道路ヲ占用セル電柱ニシテ前各號ニ適合セサルモノハ漸次前各號ニ依ルコトトシ殊ニ建替ノ際ハ可成之ヲ實行スルコト
- 遞信省所管電信電話地下工作物施設要項
- 一 本要項ニ於テ地下工作物ト稱スルハ道路面下ニ築造埋設スル郵便、電信、電話、電氣信號、電燈、電力又ハ電氣鐵道用ノ地下線路、上水、下水、瓦斯其ノ他液體氣體ノ輸送管路並交通運輸用ノ地下道ノ類ヲ謂フ
- 二 本要項ニ於テ本線ト稱スルハ起點ヨリ支線ノ分岐點ニ至ル間ノ線路(管路ヲ含ム)ヲ謂ヒ支線ト稱スルハ本線ヨリ引込線ノ分岐點ニ至ル間ノ線路ヲ謂ヒ引込線ト稱スルハ支線ヨリ分岐シ需要場ニ至ル間ノ線路ヲ謂フ
- 三 本要項ハ道路ノ幅員三間未滿ニシテ本要項ニ據リ難キ場合ニハ之ヲ適用セス
- 四 本線ハ車道ニ支線ハ歩道ニ築設スヘシ歩車道ノ區別ナキ道路ハ幅員ノ中央三分ノ二ヲ車道兩側各六分ノ一ヲ歩道ト看做ス
- 五 幅員六間未滿ノ道路又ハ工事上已ムヲ得サル場合ハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 六 瓦斯管路ノ本線ト各種電氣用ノ本線トハ道路ノ同一側ニ築設スヘカラス
- 七 下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道又ハ液體氣體輸送用ノ本線ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スヘシ

- 八 引込線ハ本線ヨリ分岐スヘカラス
- 九 幅員六間未滿ノ道路ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得幅員六間以上ノ道路ト雖モ下水道ノ引込線ハ亦前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 十 交通運輸用ノ地下道ノ築設ニ付テハ上部ニ他ノ地下工作物ヲ築造又ハ埋設スルノ餘地ヲ存スヘシ但シ起業者ニ於テ既設地下工作物ヲ整理シ且橫斷地下工作物ニ對シ相當ノ設備ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 十一 前項以外ノ地下工作物ノ頂部ト道路面トノ距離ハ左ノ制限ニ依ルコトヲ要ス
- (一) 下水道本線 十尺以上但シ工事上又ハ土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サル場合ニ限り三尺迄短縮スルコトヲ得
- (二) 其ノ他ノ本線 四尺以上但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ限り二尺迄短縮スルコトヲ得
- 十二 地下工作物ハ堅牢ニシテ耐久力ヲ有スルモノナルコトヲ要ス
- 十三 地下工作物ノ耐力ハ道路構造令、街路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當スルヲ要ス
- 十四 地下工作物相互間又ハ地下工作物ト地上建設物トノ距離ハ作業上並保安上支障ヲ來ササル限り之ヲ接近セシムヘシ
- 十五 實施方針
- (一) 既設地下工作物ニ妨ケラレ本要項ヲ適用スルコト能ハサル場合ハ本要項ノ精神ニ從ヒ施行セシ

△ルコト

(二) 幅員六間以上ノ道路ニ築設スル地下工作物ニシテ需要場所ニ配給スルモノハ支線ヲ築設セシムルコト

(三) 支線路ヲ本要項第四ニ依リ歩道ニ築設シ難キ場合ニ於テハ之ニ準スヘキ場所ヲ選ハシムルコト

(四) 支線路(電信線電話線及下水線路ヲ除ク)ハ保安上支障ナキ限り可成共同溝ト爲サシムルコト

(五) 支線路(下水線路ヲ除ク)ノ構造ハ溝形式トシ土管「コンクリート」又ハ煉瓦等ヲ以テ構成シ蓋ハ鐵、石又ハ「コンクリート」等ノモノヲ用ヒ之ヲ道路面ト高低ナカラシメ必要アル場合ニ隨時開閉シ得ルノ設備ト爲サシムルコト

(六) 共同溝内ニハ各種線路相互ノ錯綜ヲ防クヘキ區劃ヲ設ケシムルコト

(七) 引込線ヲ敷設スルニ當リ甚シク道路ヲ破壞スル虞アル場所ハ共同溝築設ノ際豫メ引込管ヲ分岐シ置キ必要ニ應シ作業シ得ルノ設備ヲ爲サシムルコト

**道路ノ占用ニ關スル件**(大正十年一月三十一日九來第一四四號各地方長官宛土木局長通牒)

遞信省ニ於テ郵便函設置ノ爲道路ヲ占用スル場合ニ於テハ別紙要項ニ依ルヘキコトニ協議候條御承知ノ上道路管理者ニ御通達相成度

郵便函設置ニヨル道路占用ニ關スル協定

第一 郵便柱函ノ設置

一 郵便柱函ヲ道路ニ設置スル場合ニハ歩道(歩車道ノ區別ナキ場合)中其ノ效用ヲ妨ケサル限り一般交通ニ最モ支障尠キ位置ヲ撰ヒテ設置スルコト

二 郵便柱函ヲ道路ニ設置スル場合ニハ其ノ位置ヲ郵便柱函ヲ所轄スル遞信官署ヨリ五日前道路管理者ニ通知スルコト

三 郵便柱函設置ノ爲メ道路ヲ掘鑿スルニハ作業上支障ナキ限り可成其範圍ヲ狭少ナラシメ其工事ハ可成之ヲ敏速ナラシムルコト

四 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出スルコト

五 道路埋戻ノ際ハ舊道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ鋪裝セル道路ノ路面工事ハ占用者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ爲スコト

六 郵便柱函設置ノ爲メ道路ニ關スル工作物竹木等ノ移轉伐採等ヲ要スル場合ニハ道路管理者ニ照會シタル上相當處置スルコト

七 前號ノ移轉伐採等ヲ爲ストキハ道路管理者ノ立會ヲ求ムルコト

八 前二號ニ依ル損害ノ補償金額ハ協議ノ上之ヲ定ムルコト

第二 道路工事ニ伴フ郵便柱函ノ移轉

一 道路改築ノ爲又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ郵便柱函移轉ノ必要ヲ生スヘキ場合ニハ道路管理者豫メ遞



信官署ニ協議スルコト

- 二 前號ノ工事ニ要スル費用ハ道路管理者又ハ道路ニ關スル工事ヲ執行スル者ヲシテ負擔セシムルコト
- 第三 現在ノ郵便柱函  
現在道路ヲ占用セル郵便柱函ニシテ第一項第一號ニ適合セサルモノハ漸次改設スルコトトシ一應現在ノモノヲ認ムルコト

道 八八

### 道路ノ占用ニ關スル件

(大正九年八月四日海土第四號各地方長官宛土木局長通牒)

海軍省ニ於テ電柱其ノ他ノ工作物建設ノ爲道路ヲ占用スル場合ニ於テハ本年四月一日遞土第一號通牒ト同一ノ要項ニ依ルヘキコトニ協議候條御承知ノ上道路管理者ニ御通達相成度

### 道路占用ノ件

(大正十年九月九日内務省陸土第五號各地方長官宛土木局長通牒)

陸軍省所管ノ電柱建設(軍用電信法ニ依ル遊動)ノ爲ニスル路面ノ占用ハ大正九年四月一日遞土第一號通牒要項ニ準據スルモノトシテ協議濟ニ候條御了知ノ上各道路管理者ニ御傳達相成度

### 遞信省ニ於テ自動電話所設置ノ爲道路占用ノ件

(大正十年四月六日遞土第一號廳長官各府縣知事宛土木局長通牒)

遞信省ヨリ自働電話所設置ニ要スル道路占用ノ件不日貴官宛協議セラルル事ト存候就テハ右占用ノ標準

ハ左記ノ通ニ候ヘハ御承諾相成可然ト存候ニ付爲御參考申進候

記

### 自働電話所設置ノ爲道路占用ニ關スル標準

#### 第一 自働電話所設置

- 一 自働電話所ヲ道路ニ設置スル場合ニハ步道(歩車道ノ區別ナキ場合ハ步道ニ準スヘキ部分)中可成有效幅員ヲ減セサルヲ旨トシ竝木ノ保護道路標識其ノ他ノ附屬物ノ效用ヲ妨ケス且一般交通ニ最モ支障ナキ位置ヲ選ヒテ之ヲ設置スルコト
- 二 道路ノ曲角ニハ自働電話所ヲ設置セサルコト
- 三 自働電話所ヲ道路ニ設置スル場合ニハ其ノ位置ヲ自働電話所ヲ所轄スル遞信官署ヨリ五日以前道路管理者ニ通知スルコト
- 四 自働電話所設置ノ爲道路ヲ掘鑿スル必要アルトキハ作業上支障ナキ限り可成其ノ範圍ヲ狭少ナラシメ且其ノ工事ハ可成敏速ナラシムルコト
- 五 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出スルコト
- 六 道路埋戻ノ際ハ掘鑿前ニ於ケル道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ鋪裝セル道路ノ路面工事ハ占用者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ爲スコト
- 七 自働電話所設置ノ爲道路ニ關スル工作物竹木等ノ移轉伐採等ヲ必要トスル場合ニハ道路管理者ニ

道 八九

照會シタル上相當處理スルコト

八 前號ノ移轉伐採等ヲ爲ストキハ道路管理者ノ立會ヲ求ムルコト

九 前二號ニ依ル損害ノ補償金額ハ協議ノ上之ヲ定ムルコト

第二 道路工事ニ伴フ自働電話所ノ移轉

一 道路改築ノ爲又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ自働電話所移轉ノ必要ヲ生スヘキ場合ニハ道路管理者ニ於

テ豫メ自働電話所ヲ所轄スル遞信官署ニ協議スルコト

二 前號ノ移轉工事ニ要スル費用ハ道廳管理者又ハ道路ニ關スル工事ヲ執行スル者ヲシテ負擔セシム

ルコト

第三 現存ノ自働電話所

既ニ道路ニ設置シアル自働電話所ニシテ第一項第一號及第二號ニ適合セサルモノハ漸次改設スルコトトシ一應現在ノモノヲ認ムルコト

陸地測量部所管水準點ノ建設並移轉ノ爲道路占用ノ件

(大正十年六月一日發土第六五號) 道廳長官府縣知事宛土木局長通牒

陸軍省ヨリ陸地測量部所管水準點ノ建設並移轉ニ關シ別紙要項ニ依リ道路占用方協議有之候節ハ協議ニ

應セラレ可然ト存候ニ付御參考ノ爲及通牒候

陸地測量部所管水準點ノ建設並移轉ニ關スル要項

第一 水準點標石(又ハ木標)ノ建設

一 標石(又ハ木標以下之ニ準ス)埋設地點ヲ豫定シタルトキハ假杭ヲ以テ其ノ位置ヲ標識シ其ノ位置ヲ圖示シタル圖面ヲ添ヘ成ルヘク速ニ道路管理者ニ通知スルコト

二 前項管理者其ノ位置ニ支障アリト認メタルトキハ速ニ測量官ノ立會ヲ求メ位置ノ變更ヲ協議スルコト

三 道路ヲ占用シテ標石ヲ建設スル場合ニ於テハ路肩其ノ他適當ナル箇所(測溝法敷ヲ除ク)ヲ利用シ

已ムヲ得サル場合ニハ其ノ一側ニ於テ成ル可ク一般交通ニ支障ナキ位置ヲ選フコト

四 標石建設ノ際ハ一般交通ニ最モ支障ナカラシムルコト

五 道路ノ曲角及路上建設物ト五間以内ニ於テ錯立セル地點ヲ避クルコト

六 交通上支障アル地點ニ建設ヲ要スルトキハ埋設法ニ依リ其ノ上方ヲ交通シ得セシムル如クスルコト

七 建設作業ハ努メテ速ニ竣工セシメ且ツ其ノ除土及物件堆積ノ爲交通ヲ妨ケサル如クスルコト

八 標石建設ノ爲道路ヲ掘鑿スルニハ作業上支障ナキ限り成ルヘク其ノ範圍ヲ狭少ナラシムルコト

九 標石建設ノ爲道路ノ掘鑿ヲ要スルトキハ掘抗ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工事用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ボササル様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且夜間注意灯ヲ點スルコト

十 道路埋戻ノ際ハ舊道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ鋪裝セル道路ノ

路面工事ハ占用者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ施行スルコト

第二 既設點ノ移轉改埋

第二 既設點ノ移轉改埋

- 十一 既設水準點標石カ道路工事ノ支障トナリタルトキハ道路管理者ハ該點ノ番號所在ヲ指摘シ之カ移轉ヲ陸地測量部ニ請求スルコト
- 十二 陸地測量部前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ該點ノ移轉改埋ニ要スル經費ノ豫算書ヲ添ヘ實施期日ヲ道路管理者ニ通知スルコト
- 十三 前項ノ實施ニ當リ移轉地ノ撰定及標石建設ニ關シテハ第一ノ要項ニ準スルコト
- 十四 道路工事ノ都合ニヨリ至急水準點ノ撤去ヲ要スルカ又ハ該點ノ移轉改埋作業ニシテ道路工事ノ竣成後ニアラサレハ實施シ難キ場合ニ在リテハ陸地測量部ハ道路工事擔任官ニ於テ隨意標石ヲ撤去シ之ヲ保管スル様道路管理者ニ通知シ適當ノ時期ニ至リ前項ノ如ク實施スルコト
- 十五 標石ノ移轉改埋及改測ニ要スル經費ハ(標石、磐石、石蓋及防衝石代ヲ除ク)一切移轉請求者ノ負擔タルコト

**電柱建設ノ爲ニスル道路占用ノ件** (一) (大正十一年六月二十六日發第一七八號東京府知事宛土木局長通牒)

電柱建設ノ爲ニスル道路占用ニ付テハ大正九年四月遞土第一號通牒及同年七月當省訓令第十一號ニ依リ他ニ相當餘地ナク且緊切ノ必要アル場合ニ限り其ノ許可承認ヲ爲スコトニ御取扱相成居候儀トハ存候ヘ共目下改築中ニ屬スル貴管内一號國道上ニ建設セラレタル電燈用柱ノ如キハ右通牒訓令等ノ趣旨ニ適合セラレサルモノモ有之哉ニ被存候處折角巨資ヲ投シテ改築ヲ爲ス道路ニ對シ此ノ種ノ占用ヲ爲サシムルコトハ道路ノ利用増進上可成之ヲ避クルラ適當ト相認候條新ニ改築ヲ爲ス國道ニ付テハ特ニ此ノ點ニ留意シ已ムヲ得サル場合ノ外電柱等ノ建設ハ之ヲ認許セサル方針ヲ以テ御措置相成様致度爲念申進候

**同 件** (二) (大正十一年六月二十六日發第一七八號大阪、兵庫、神奈川各府縣知事宛土木局長通牒)

標記ノ件ニ關シ別紙寫(前記)ノ通り東京府知事ニ對シ通牒致置候條貴管内ノ道路占用ニ付テモ同一趣旨ニ基キ御取扱相成様致交爲念申進候

**同 件** (三) (大正十一年七月十三日發第一七八號電氣局長宛土木局長通牒)

標記ノ件ニ付別紙寫(前記)ノ通地方長官ニ對シ通牒候條爲御參考及送付候

**鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件**

(大正十四年三月三十一日發甲第一四號各地方長官宛土木局長通牒)

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用方法ニ關シテハ大正九年當省訓令第十一號第十條ノ定ニ依據セラレヘク又其ノ道路ノ改築ニ關シテハ道路構造令及街路構造令等ノ規定スル構造ニ依リ鐵道經營者ヲシテ適當ニ施設セシムヘキハ勿論ノ義ニ有之候處往々ニシテ是等ノ定ニ依ラサルモノアルノミナラス現在道路ヲ著シク改悪スル事例不尠爲ニ是ヲ變更セシムトスルモ其ノ前後ニ於ケル鐵道工事ハ既ニ竣功済ニシテ變更困難ナル場合アリ道路交通上遺憾トスル所ニ有之候此ノ如キハ地方鐵道ニ關スル工事ノ施行認可申請書ヲ審査スルニ方リ道路トノ關係ヲ考慮セサルニ基因スル義ト存候ニ付自今ハ篤ト審査ノ上叙上ノ缺陷ヲ事前ニ防止スル様御留意相成度

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件

(大正十五年六月於土  
木主任官會議指示)

鐵道敷設ノ爲ニスル重要ナル國道府縣道ノ占用ニ關シテハ平面交叉ヲ避ケ又占用ニ伴ヒ必要ヲ生シタル  
道路工事ニ關シテハ姑息ナル改修ヲ避ケラレタシ

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關スル件

(昭和二年七月五日發土第五〇號)  
各地方長官宛土木局長依命通牒)

鐵道敷設ノ爲ニスル道路ノ占用又ハ改築ニ關シテハ大正十四年三月發甲第四號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之  
道路交通ヲ考慮シ御措置相成居候コトトハ存候ヘ共尙鐵道敷設ニ際シ主要幹線道路トノ平面交叉ヲ認メ  
ラルル向有之此ノ如キハ自動車利用ノ増加ニ伴ヒ日ニ交通ノ繁劇ヲ加フル道路交通ヲ顧慮セサルモノニ  
シテ遺憾ノ至リニ有之候就テハ今回鐵道又ハ專用軌道敷設ノ爲都市又ハ其ノ附近ニ於ケル國道又ハ指定  
府縣道主要ナル街路トノ平面交叉ハ之ヲ認メサルコトニ省議決定相成候ニ付御了知ノ上特ニ平面交叉ヲ  
避ケ得サル理由存スル場合ハ國道指定府縣道ノ交叉ニ限り其ノ處分前豫メ事情ヲ具シ當省ニ御協議相成  
度主要街路ニ關シテモ同一趣旨ニ依リ御監督相成度

給油栓設置許可並占用料徴收ノ件

(昭和四年四月九日東土第二〇八號)  
東京府知事宛土木局長回答)

標記ノ件一月八日辰土第一〇二八三號以テ御照會相成候處右ハ御見込ノ通處分相成差支ナキ義ト存候

理由

本件ハ給油栓設置ノ爲ニスル道路占用カ競願ニ屬スル場合ニ於テ占用者ヲ決定スルニ付競争入札ニ依  
リ最高額ノ占用料ヲ納付スル者ニ許可スルモ支障ナキヤト謂フニ在ルモ道路ノ占用ヲ何人ニ許スヤハ道  
路管理者ノ自由裁量ニ屬スルモノナルヲ以テ其ノ選擇ヲ如何ナル方法ニ依ルヤモ亦自由ナルモノト認メ  
本案伺候

東京府知事(昭和四年一月八日辰土第一〇二八三號)

東京市長ヨリ標記ノ件ニ付別紙寫ノ通り申請有之候處右ハ給油栓又ハ是レト類似ノ道路占用料ヲ競争入  
札ノ方法ニヨリ其ノ最高額ノ入札者ニ占用ヲ許可シ又此種占用ノ繼續出願者ニハ其ノ營業狀態ヲ參酌  
シテ前占用料ノ二倍ヲ超過セサル限度ニ於テ増額占用料ヲ徴收セムトスルモノニ有之候得共道路又ハ其  
ノ附屬物ノ占用ヲ許可又ハ承認スルハ他ニ相當餘地ナク道路又ハ其ノ附屬物ヲ占用スル緊切ノ必要アル  
場合ニ限ルヘキコトハ大正九年御省訓令第十一號第一條所定通りニ有之然ルニ本件ノ如ク道路占用ヲ競  
争入札ノ方法ニ依リ許可セムトスルカ如キハ御省訓令ノ趣旨ニモ悖リ不可然儀ト被存候ヘ共東京市ノ如  
キ大都會ニ於テハ適當ノ箇所ニ給油所ノ如キモノノ存在ハ必要ノ設備ト被認從ツテ道路管理上支障ナキ  
限リハ何人ニ對シテモ之ヲ許可スルコトハ不得止儀ト存候ニ付テハ其ノ占用許可ノ方法トシテ最も多額  
ノ占用料ヲ提供スル者ニ許可スルコトハ強チ不條ナラサルノミナラス處理上又得策ト被認候間市長ノ申  
請ニ對シテハ認可ヲ與フルノ外無之ト存候得共處分上聊力疑義相生候ニ付テハ何分ノ御回示相煩度此段

及照會候也(別紙寫省略)

道路法第二十九條ノ規定ニ依ル占用ニ關スル申請手續ノ件

(大正九年六月十六日  
内務省令第一五號)

第一條 道路法第二十九條ノ規定ニ依リ許可若ハ承認又ハ占用料ノ決定ヲ受ケムトスル者ハ地方長官チ經由シ申請書ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 申請事項

二 申請理由

三 管理者ニ提出セル申請書及其ノ指令書ノ謄本又ハ占用料告知書其ノ他ノ處分書ノ謄本

四 事業ノ種類及其ノ計畫

五 占用(區域附近地形圖及占用區域ノ圖面ヲ添附シ其ノ區域内ニ他ノ工作物アルトキハ之ヲ明示スルコト)

六 占用期間

第二條 前條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ處分アリタル日ヨリ六十日内ニ地方長官ニ之ヲ提出スヘシ

地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ十四日内ニ内務大臣ニ之ヲ進達スヘシ

附 則

本令ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ノ處分ニ付テハ第二條第一項ノ規定スル期間ハ本令施行ノ日ヨリ起算ス

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件 (大正八年十二月六日  
内務省令第二三號)

第一條 道路臺帳ハ調書及圖面ヲ以テ之ヲ組成ス

第二條 道路臺帳ハ道路ノ種類毎ニ之ヲ調製スヘシ

第三條 調書ニハ路線毎ニ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 路線名

二 路線認定ノ年月日

三 路線ノ目的タル起點、終點

四 路線ノ主要ナル經過地

五 路線ノ延長

イ 道路ノ延長

1 他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ區間、延長及工作物ノ種類

2 隧道ノ數及延長

ロ 橋梁ノ數及延長

ハ 渡船場ノ數及延長

- 二 他ノ道路ニ屬スル路線ノ區間及延長
  - 六 道路公用開始ノ年月日
  - 七 道路ノ一般幅員、道路ノ最狹幅員及其ノ地點
  - 八 道路ノ最急勾配及其ノ地點
  - 九 道路曲線ノ最小半徑及其ノ地點
  - 十 賃取橋ノ名稱位置及橋錢徵收期限
  - 十一 賃取渡船場ノ名稱位置及渡錢徵收期限
  - 十二 民有ニ屬スル道路敷地ノ地番面積
- 第四條 圖面ハ平面圖、縱斷面圖及橫斷面圖トス
- 平面圖ハ縮尺千二百分ノ一以上トシ附近ノ地形、磁北及梯尺ヲ表示シ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 道路區域ノ境界線
  - 二 一町毎ノ距離ヲ示シタル道路中心線
  - 三 道路幅員ノ著シク變化スル箇所ニ於ケル幅員
  - 四 行政區劃名大字名字名及其ノ境界線
  - 五 隧道溝橋橋梁及渡船場ノ名稱
  - 六 道路元標其ノ他主要ナル道路附屬物

- 七 道路ト效用ヲ兼ヌル他ノ工作物
- 縱斷面圖及橫斷面圖ハ必要ナル場合ニ限り之ヲ調製スヘシ
- 前項縱斷面圖ノ水準基線ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外陸地測量部水準標ニ準據スヘシ
- 第五條 市道區道及町村道ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ得テ調書及圖面ノ記載事項ノ一部ヲ省略シ又ハ字圖ヲ以テ平面圖ニ代フルコトヲ得
- 第六條 調書及圖面ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ訂正スヘシ
- 附 則
- 本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**道路構造令** (大正八年十二月六日) 改 (大正十一年十月十四日)

- 第一條 國道ノ有效幅員ハ四間以上ト爲スヘシ
- 第二條 府縣道ノ有效幅員ハ三間以上ト爲スヘシ
- 第三條 主要ナル市道ノ有效幅員ハ三間以上ト爲スヘシ
- 第四條 主要ナル町村道ノ有效幅員ハ二間以上ト爲スヘシ

山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限リ其ノ幅員ヲ三尺以内縮小スルコトヲ得

第五條 前各條第二項ノ規定ニ依リ前各條第一項ニ規定スル最小幅員ヲ縮小スルトキハ相當距離毎ニ待避所ヲ設クヘシ

第六條 國道ノ勾配ハ三十分一、府縣道ノ勾配ハ二十五分一ヨリ急ナルコトヲ得ス

特殊ノ箇所ニ於テハ前項勾配ヲ十五分一迄、山地ニシテ已ムヲ得サル箇所ニ於テハ長四十間以内ニ限リ十分一迄ト爲スコトヲ得

道路ノ勾配力變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縱斷曲線ヲ設クヘシ

坂路長キトキハ相當ノ距離毎ニ五十分一ヨリ緩ナル勾配ヲ有スル相當ノ區間ヲ設クヘシ

第七條 國道及府縣道ノ屈曲部中心線ノ半徑ハ三十間以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ六間迄之ヲ縮小スルコトヲ得

人家連擔又ハ連擔スヘキ箇所ノ屈曲部ニ於ケル凸角ハ相當之ヲ翦除シ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得半徑二十間以下ノ曲線ハ背向直接ヲ避ケ兩曲線間ニ相當ノ直線ヲ設クヘシ

第八條 國道及府縣道ノ車道ノ路面ノ構造ハ車輪ノ輪帶幅一寸ニ付百貫ノ荷重ニ耐フルヲ標準ト爲スヘシ歩車道ヲ區別セサル箇所ニ於テハ交通ノ情勢ニ依リ道路幅員ノ一部ニ限リ前項ニ規定スル構造ニ依ラサルコトヲ得

第九條 國道府縣道ノ側溝ノ深及底幅ハ一尺以上ト爲スヘシ

第十條 國道及府縣道ノ路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位ヨリ一尺以上ト爲スヘシ

第十一條 國道及府縣道ノ隧道ノ有效幅員ハ三間半以上ト爲スヘシ但シ接續道路ノ有效幅員ニ二尺ヲ加ヘタル幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得

第十二條 國道及府縣道ノ橋梁ノ有效幅員ハ橋長四間未滿ノ場合ハ道路ノ有效幅員ト同一ト爲シ橋長四間以上ノ場合ハ三間以上ト爲スヘシ但シ接續道路ノ有效幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得

第十三條 國道及府縣道ノ橋梁ハ左ニ掲グルモノノ通過ニ耐フル構造ト爲スヘシ

橋面一平方尺ニ付十二貫ニ相當スル群衆但シ徑間ニ應シ相當輕減スルコトヲ得

國道ニ在リテハ二千貫ノ車輛、十二米噸輾壓機

府縣道ニ在リテハ千七百貫ノ車輛但シ主要ナル區間ニ於テハ國道ニ準スヘシ

第十四條 第十一條第二項ノ規定ハ國道及府縣道中上部橫構ヲ有スル橋梁ニ之ヲ準用ス道路カ橋下ヲ通過スル場合ニ付亦同シ

第十五條 前九條中府縣道ニ關スル規定ハ主要ナル市道及町村道ニ關シ之ヲ準用ス

第十六條 本令中府縣道ニ關スル規定ハ地方費道ニ、市道ニ關スル規定ハ主要ナル準地方費道又ハ區道ニ關シ之ヲ適用ス但シ地方費道ノ有效幅員ハ山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限リ第二條第一項ニ規定スル幅員ヲ一間以内縮小スルコトヲ得

第十七條 北海道ニ於ケル橋梁ノ有效幅員ハ橋長四間以上ノ木橋ニ限リ國道ニ在リテハ十五尺迄地方費道又ハ主要ナル準地方費道、區道、町村道ニ在リテハ十尺迄之ヲ縮小スルコトヲ得

第十八條 交通ノ情勢ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ得テ前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十九條 街路ノ構造ニ付テハ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年内務省令第二六號附則

本令ハ大正十一年法律第三號第八條、第十一條、第十二條及第六十一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ其ノ施行ノ期日ヲ定ムル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

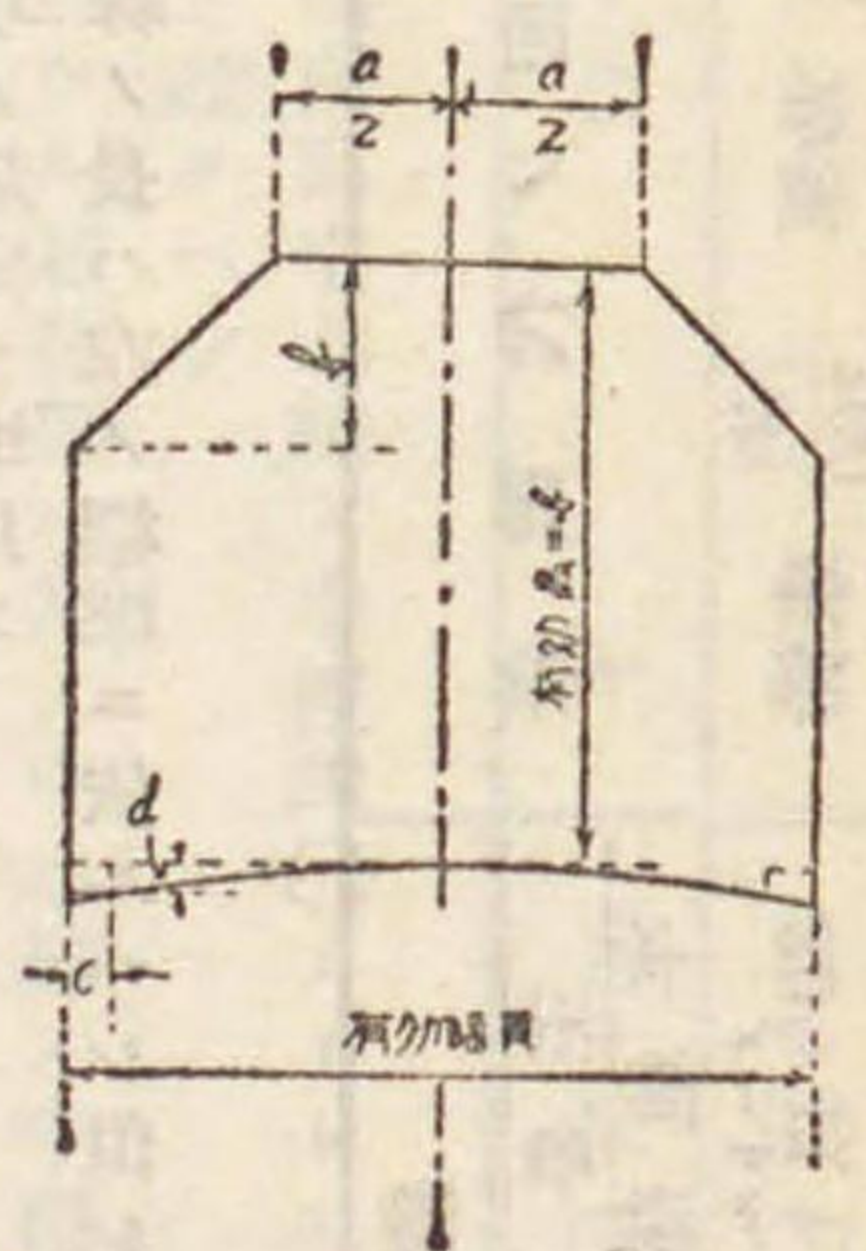
道路構造ニ關スル細則 (大正十五年六月於土  
木主任官會議諮問)

第一章 道 路

第一條 道路ノ有效幅員ト稱スルハ路面幅員ヨリ路肩ノ幅員ヲ除キタルモノヲ謂フ

路肩ノ幅員ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外〇、五メートル以上ト爲スヘシ

第二條 道路ノ建設規定ハ左ノ定ニ依ルヘシ



$$a \geq 2.7 \text{ メートル}$$

$$b \leq 0.8 \text{ メートル}$$

(h=4.0メートルノ場合)

$$1.3 \text{ メートル}$$

(h=4.5メートルノ場合)

$$c \leq 0.2 \text{ メートル}$$

$$d \leq 0.2 \text{ メートル}$$

歩車道ヲ區別セル箇所ニ於テハ歩道上ノ有效高ハ路面ヨリ二、五メートル以上ト爲スヘシ

第三條 待避所ハ見透開敞ノ場所ヲ選ビ之ヲ設クヘシ

待避所ノ長ハ二〇メートル以上ト爲スヘシ

第四條 道路ニハ最小縦斷勾配ヲ附スヘシ

前項ノ勾配ハ  $\frac{1}{200}$  ヲ以テ標準トス但シ街路其ノ他特殊ノ箇所ニ於テハ相當之ヲ緩ニスルコトヲ得



第五條 勾配  $\frac{1}{25}$  ヨリ急ナル坂路ノ長左ノ式ニ依リ算出セル制限ヲ超ユル場合ニ在リテハ其ノ制限長以内毎ニ  $\frac{1}{50}$  ヨリ緩ナル長四〇メートル以上ノ區間ヲ設ケヘシ

$$S = \left( \frac{80}{10 + 3i} \right)^2 + 4i$$

S = 制限長 (メートル)

i = 勾配 (百分率)

前項ノ勾配ニ以上連續スル坂路ニ在リテハ其ノ勾配ニ對スル制限長ノ比例ニ依リ之ヲ一勾配ノ坂路ノ長ニ換算シ前項ノ規定ヲ準用ス

第六條 縱斷曲線ノ長ハ左ノ標準ニ依ルヘシ但シ縱斷曲線ヲ設ケハキ區間短キトキハ其ノ長ヲ相當短縮スルコトヲ得

勾配ノ代數差	縱斷曲線ノ長			
	主要ナル區間 平地部	山岳部	其ノ他ノ區間 平地部	山岳部
$\frac{1}{100}$ 乃至 $\frac{3}{100}$ 未滿	30 以上	30 以上	30 以上	10 以上
$\frac{3}{100}$ 乃至 $\frac{5}{100}$ 未滿	60 以上	30 以上	30 以上	10 以上

$\frac{5}{100}$ 乃至 $\frac{3}{100}$ 未滿	80 以上	50 以上	50 以上	20 以上
$\frac{8}{100}$ 乃至 $\frac{10}{100}$ 未滿	90 以上	60 以上	60 以上	20 以上
$\frac{10}{100}$ 以上	90 以上	80 以上	80 以上	30 以上

第七條 道路ノ屈曲部中心線ノ半徑四〇メートル以下ノ曲線ハ背向直接ヲ避ケ兩曲線間ニ二〇メートル以上ノ直線部ヲ設ケヘシ

第八條 坂路ニ於ケル屈曲部ハ其ノ中心線ノ半徑 (メートル) ヲ其ノ勾配 (分數) ニテ除シタル數カ七五〇以上ノモノト爲スヘシ

第九條 道路ニ於ケル最小安全視距ハ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外國道ニ在リテハ一〇〇メートル府縣道ニ在リテハ六〇メートルヲ標準トシ屈曲部ノ中心線ノ半徑ハ左ノ式ニ依リ之ヲ算出スヘシ

$$r = \frac{m}{2} + \frac{c^2}{m8}$$

r 半徑

m 道路中心線上一、五メートルノ高ニ於テ中心線ヨリ之ト直角ノ方向ニ於ケル屈曲部ノ内側ノ法面又ハ障碍物ニ至ル最短距離

○ 安全視距

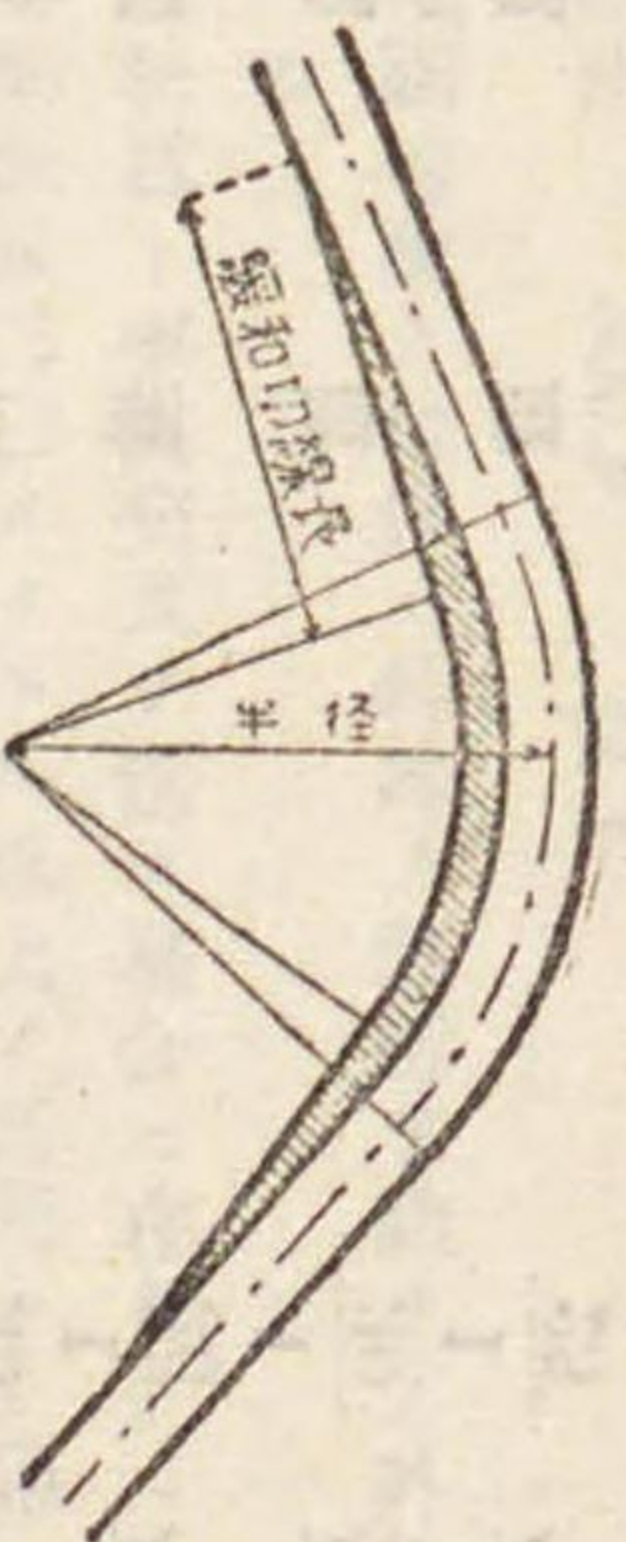
見透距離ヲ増大スルカ爲段切ヲ爲ス場合ニ在リテハ路面上ニ一、二メートルノ高ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
 第十條 屈曲部中心線ノ半徑三〇〇メートル以下ノ場合ニ於ケル道路ノ幅員ハ其ノ屈曲部ノ内側ニ於テ  
 左ノ標準ニ依リ之ヲ擴大スヘシ

半徑	擴大スヘキ幅員
20 米	2 米
20 〃	1.5 〃
30 〃	1.2 〃
45 〃	1 〃
60 〃	0.8 〃
120 〃	0.5 〃
180 〃	0.3 〃
300 〃	以下

前項ノ規定ニ依ル擴大部分ノ兩端ト其ノ前後直線部トノ取付ニハ緩和切線ヲ用ヒ其ノ長ハ左ノ標準ニ  
 依ルヘシ

半徑	緩和切線ノ長
45 米	30 米 以上

米	米	米	米
45 〃	乃至	60 〃	未滿
60 〃	乃至	120 〃	未滿
120 〃	乃至	180 〃	未滿
180 〃	乃至	240 〃	未滿
240 〃	乃至	300 〃	以下
			25 〃
			22 〃
			20 〃
			18 〃
			15 〃
			以上
			以上
			以上
			以上



第十一條 道路ノ横斷勾配ハ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

路面ノ種類  
 土砂  
 利道

横斷勾配  
 1/12 乃至 1/15  
 1/25 乃至 1/25

水締	カ	ダ	ム	道	1/15	乃	至	1/30
瀝	青	カ	ダ	ム	1/25	乃	至	1/40
瀝	青	混	凝	土	1/25	乃	至	1/50
ポ	ー	ト	ラ	ソ	1/30	乃	至	1/50
ポ	ー	ト	ラ	ソ	1/30	乃	至	1/50
煉	瓦	道			1/30	乃	至	1/50
木	塊	道			1/30	乃	至	1/50
石	塊	道			1/25	乃	至	1/50
シ	ー	ト	ア	ス	1/30	乃	至	1/60
シ	ー	ト	ア	ス	1/30	乃	至	1/60

道一〇メ

第十二條 道路屈曲部ニ於ケル横斷勾配ハ街路其ノ他特殊ノ箇所ヲ除クノ外中心線ノ半徑三〇〇メートル以下ノ場合ニ限リ左ノ標準ニ依ル片勾配ト爲スヘシ

半 徑 勾 配

100	未滿	12	1
100	乃至	15	1
150	乃至	20	1
240	乃至	25	1

前項ノ屈曲部ト直線部トノ横斷勾配ノ附ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外長一〇メートルニ付〇、一メートルノ割合ヲ以テ標準ト爲スヘシ

第十三條 道路力鐵道又ハ新設軌道ト平面交叉ヲ爲ス場合ニ在リテハ其ノ踏切ノ前後ニ於テ各六〇メートル以上ノ直線部ヲ設ケ踏切前後長三〇メートル以上ノ區間ハ150ヨリ緩ナル勾配トナスヘシ  
踏切及其ノ前後ニ於ケル長各二〇メートル以上ノ道路ノ有效幅員ハ五、五メートル以上トナスヘシ  
第十四條 橋梁ノ取付道路ニハ長一〇メートル以上勾配150ヨリ緩ナル區間ヲ設クヘシ  
第十五條 斷崖其ノ他交通上危險ノ虞アル箇所ニハ駒止ヲ設クヘシ

第二章 橋 梁

第一節 總 則

第十六條 本則ハ鋼橋又ハ鐵筋混凝土橋ノ設計ニ適用スルモノトス

第十七條 本則ニ於テ一等橋ト稱スルハ街路、二等橋ト稱スルハ國路、三等橋ト稱スルハ府縣道ニ架設スル橋梁ヲ謂フ

第十八條 本則ニ規定スル鋼材ハ綴釘又ハ特殊ノモノヲ除クノ外建築用鋼トシ鐵筋混凝土用「セメント」ハ「ポーターランドセメント」トス

第二節 荷 重

第十九條 死荷重ノ算出ニ付使用材料一立方メートルノ重量ハ左ノ假定ニ依ルヘシ

材	料	重 量 (キログラム)	材	料	重 量 (キログラム)
鑄	鐵	7250	礫	又ハ碎石	1700
鍊	鐵	7800	砂		1700
鋼		7850	土		1600
鑄	鋼	7860	木	材	650

鐵筋	混 凝 土	2400	石 塊	鋪 裝	2600
混 凝 土		2200	煉 瓦	鋪 裝	2200
セメントモルタル		1700	瀝 青	鋪 裝	2100
石		2600	木 塊	鋪 裝	1000
煉	瓦	2.00	「カ」	タム鋪裝	2100

第二十條 活荷重ハ左ノ定ニ依ルヘシ

1. 群 衆 荷 重

(イ) 一等橋ノ主桁主構ニ在リテハ左ノ式ニ依リ算出スヘシ

$$\text{車 道} \quad w = \frac{120,000}{170+l} \leq 600$$

$$\text{步 道} \quad w = \frac{100,000}{170+l} \leq 500$$

l 群衆荷重(一平方メートルニ付キログラム)  
w 徑 間(メートル)

主桁主構以外ノ部材ニ在リテハ車道一平方メートルニ付六〇〇キログラム、歩道一平方メートルニ付五〇〇キログラムトス

(ロ) 二等橋又ハ三等橋ノ主桁主構ニ在リテハ左ノ式ニ依リ算出スヘシ

$$\begin{aligned} \text{車道} \quad W &= \frac{100,000}{170+l} \leq 500 \\ \text{歩道} \quad W &= \frac{80,000}{170+l} \leq 400 \end{aligned}$$

W 群衆荷重 (一平方メートルニ付キログラム)  
l 徑間 (メートル)

主桁主構以外ノ部材ニ在リテハ車道一平方メートルニ付五〇〇キログラム、歩道一平方メートルニ付四〇〇キログラムトス

2. 自動車荷重

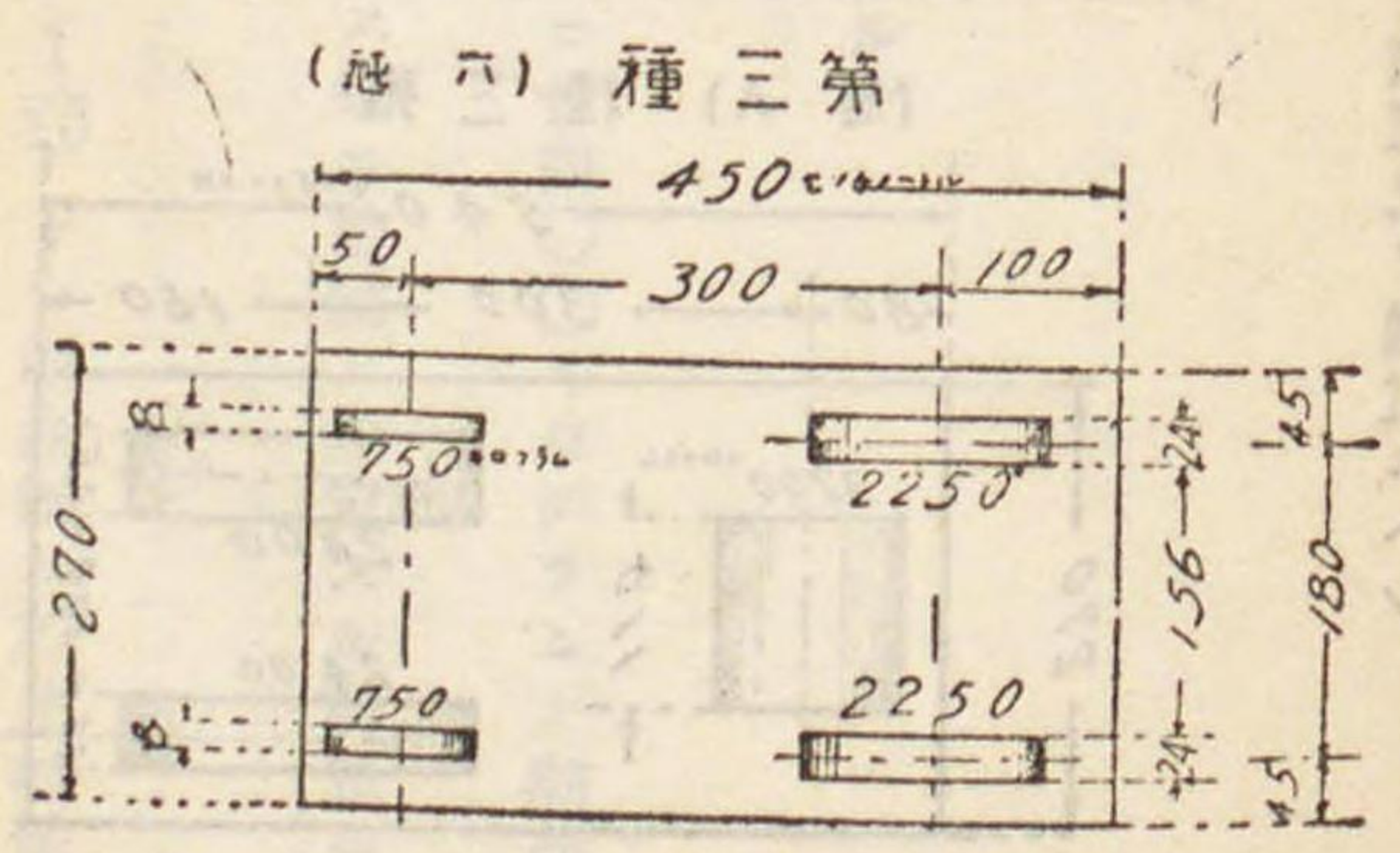
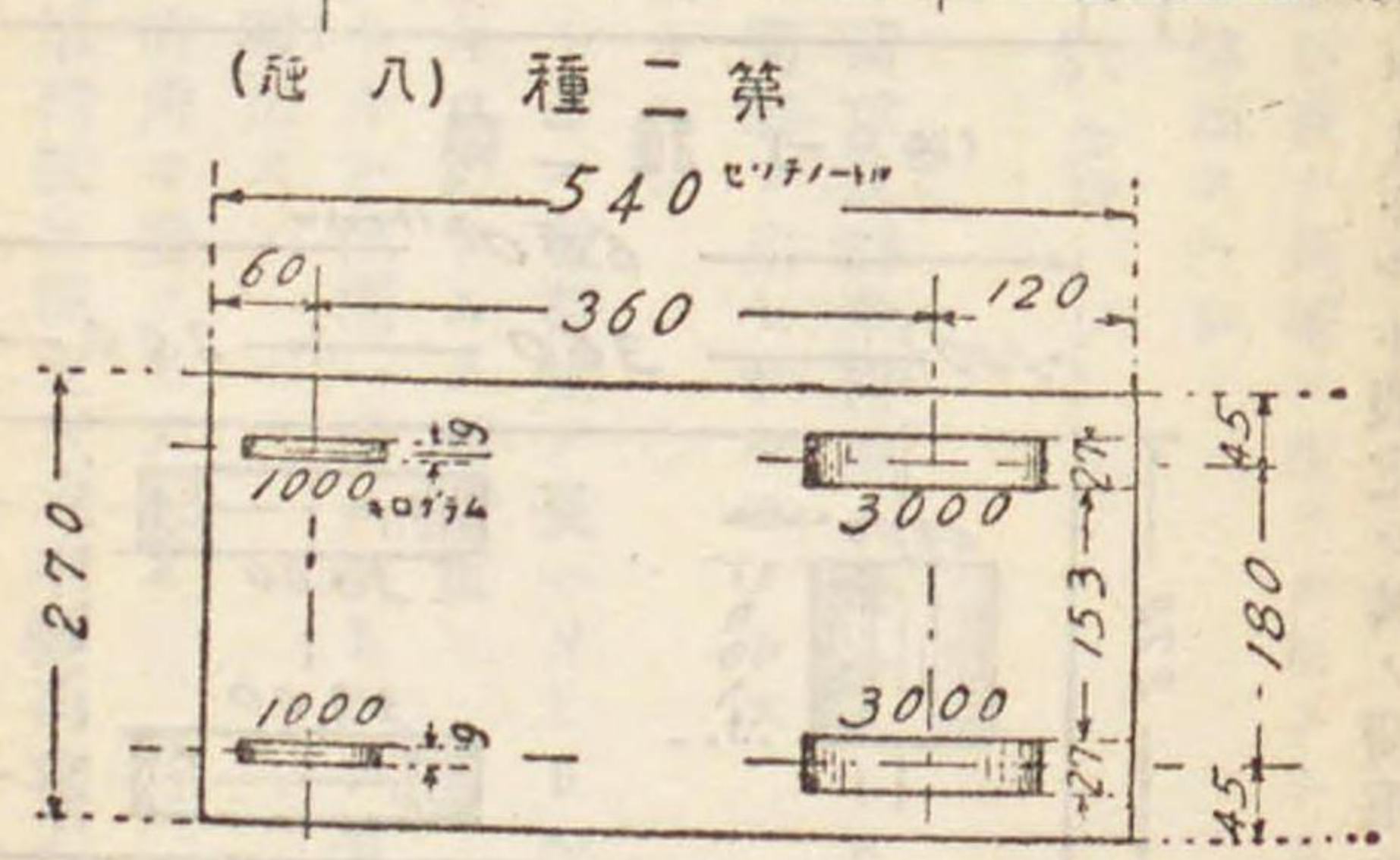
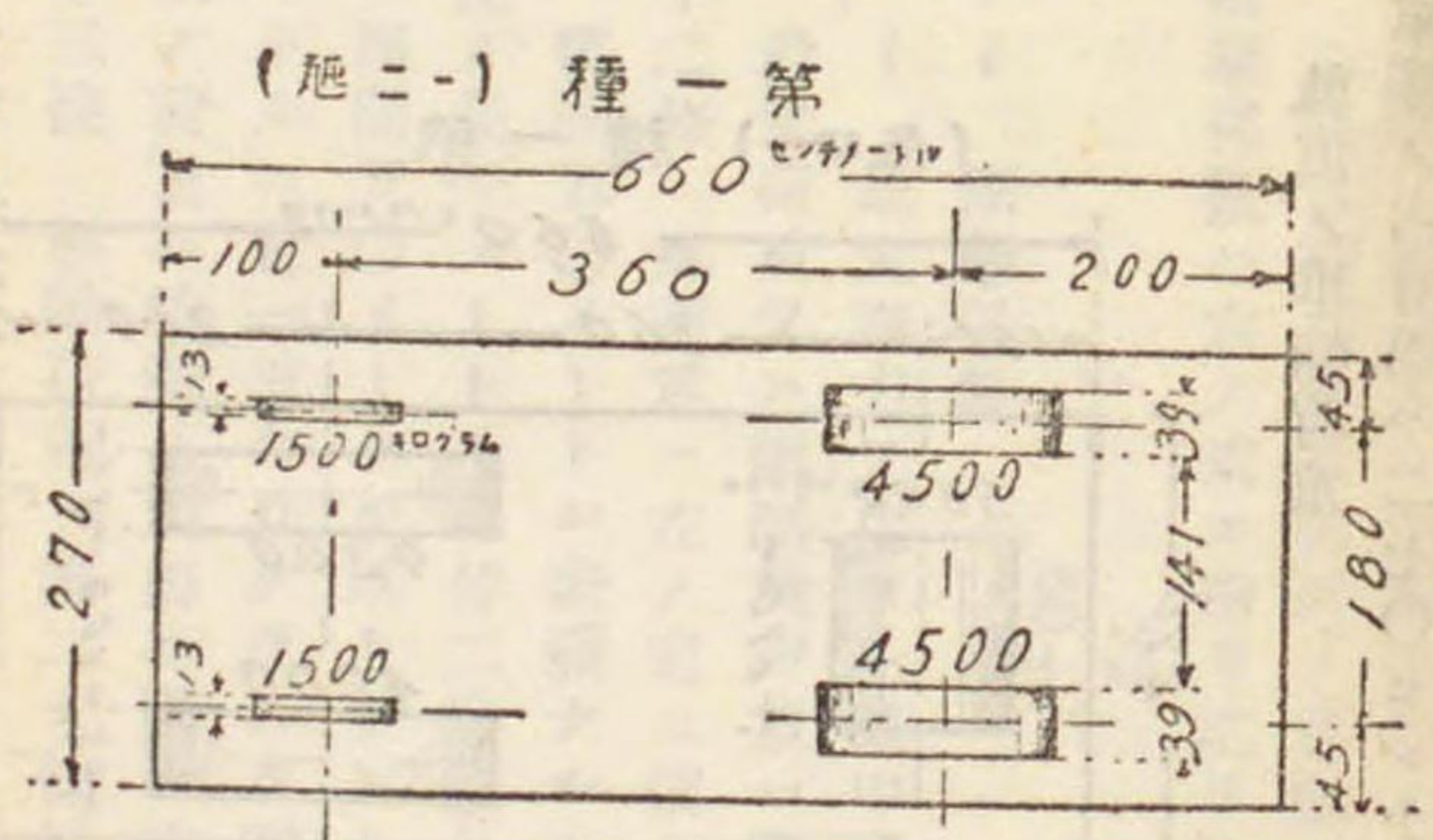
一等橋ニ在リテハ第一種、二等橋ニ在リテハ第二種、三等橋ニ在リテハ第三種トス

道一一二

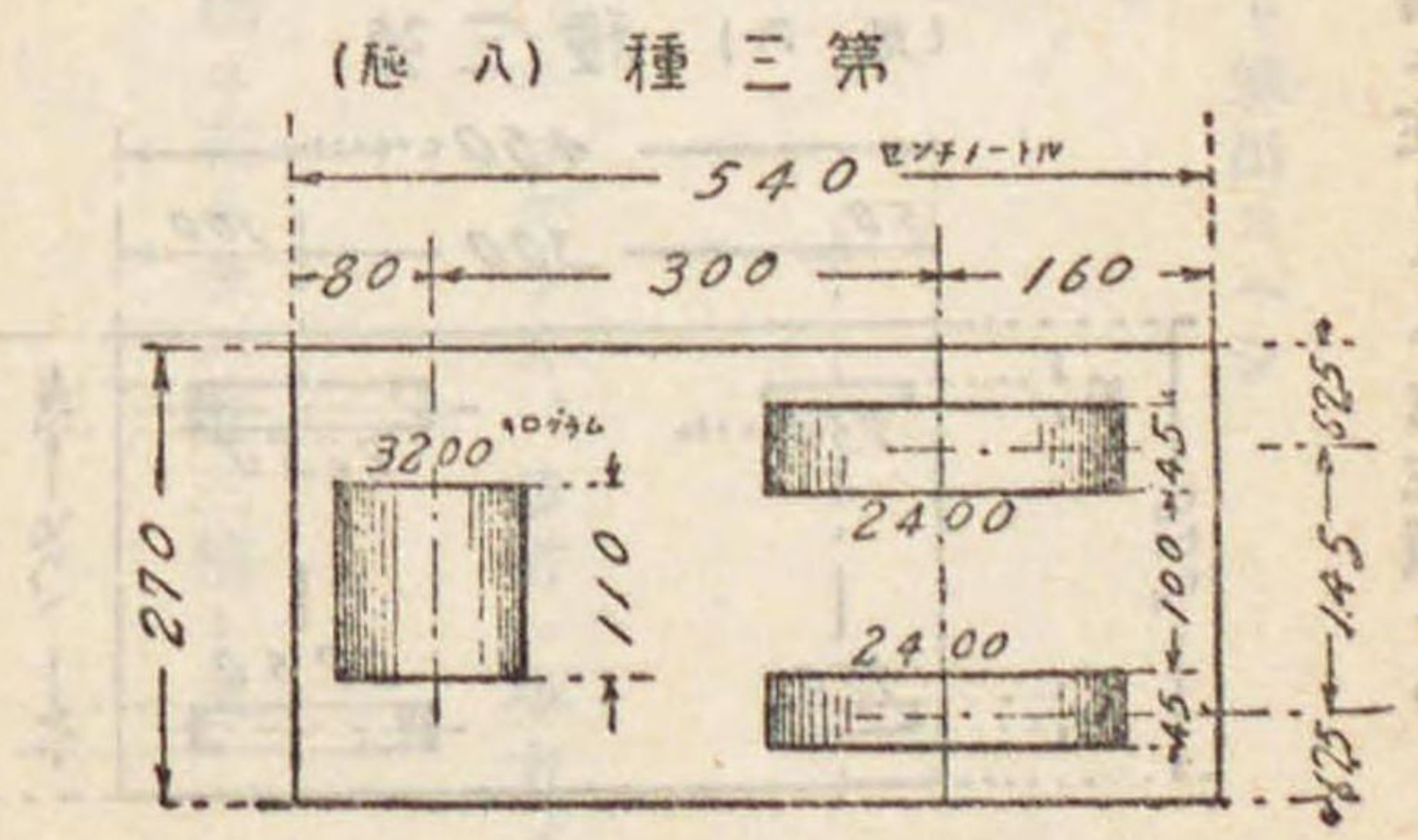
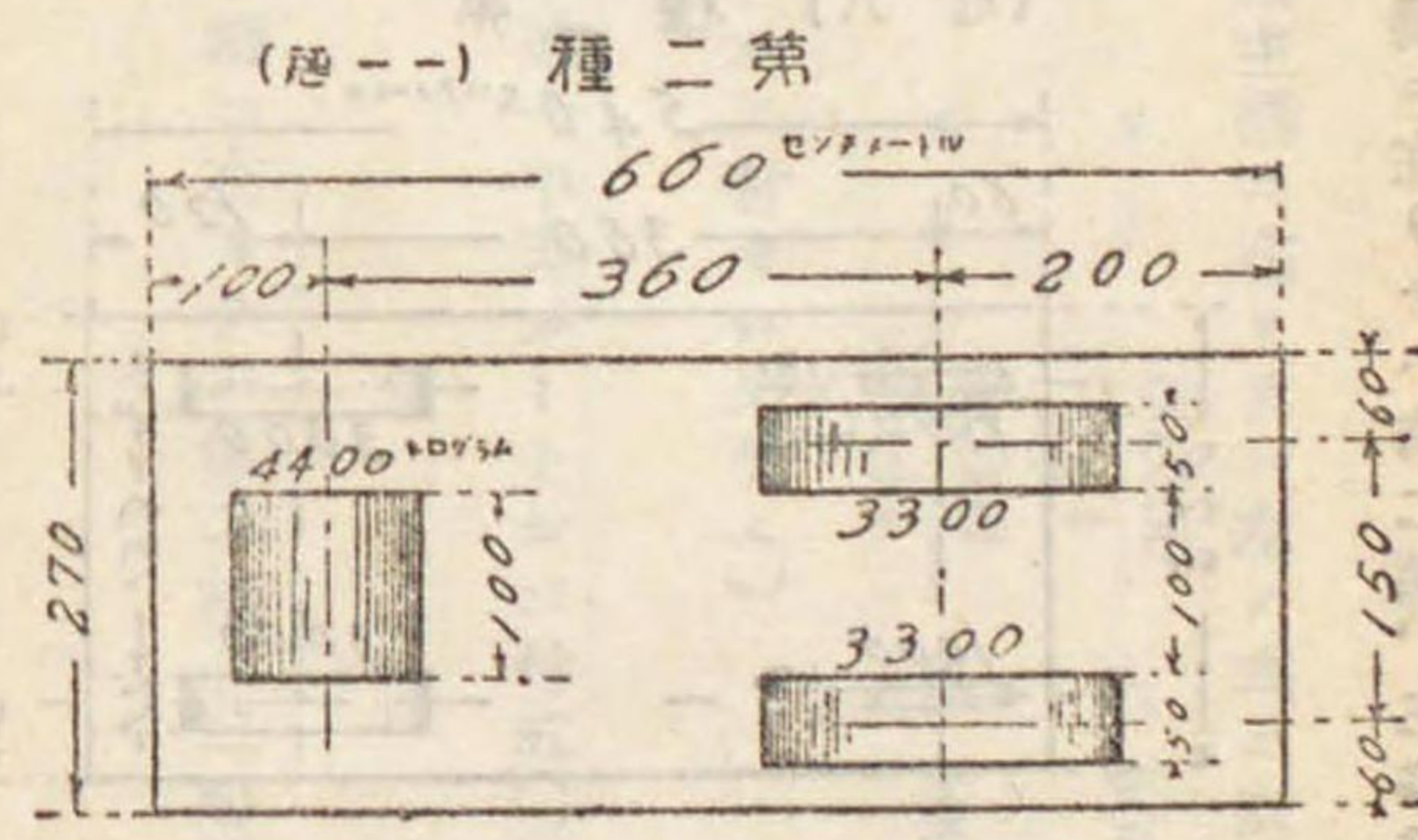
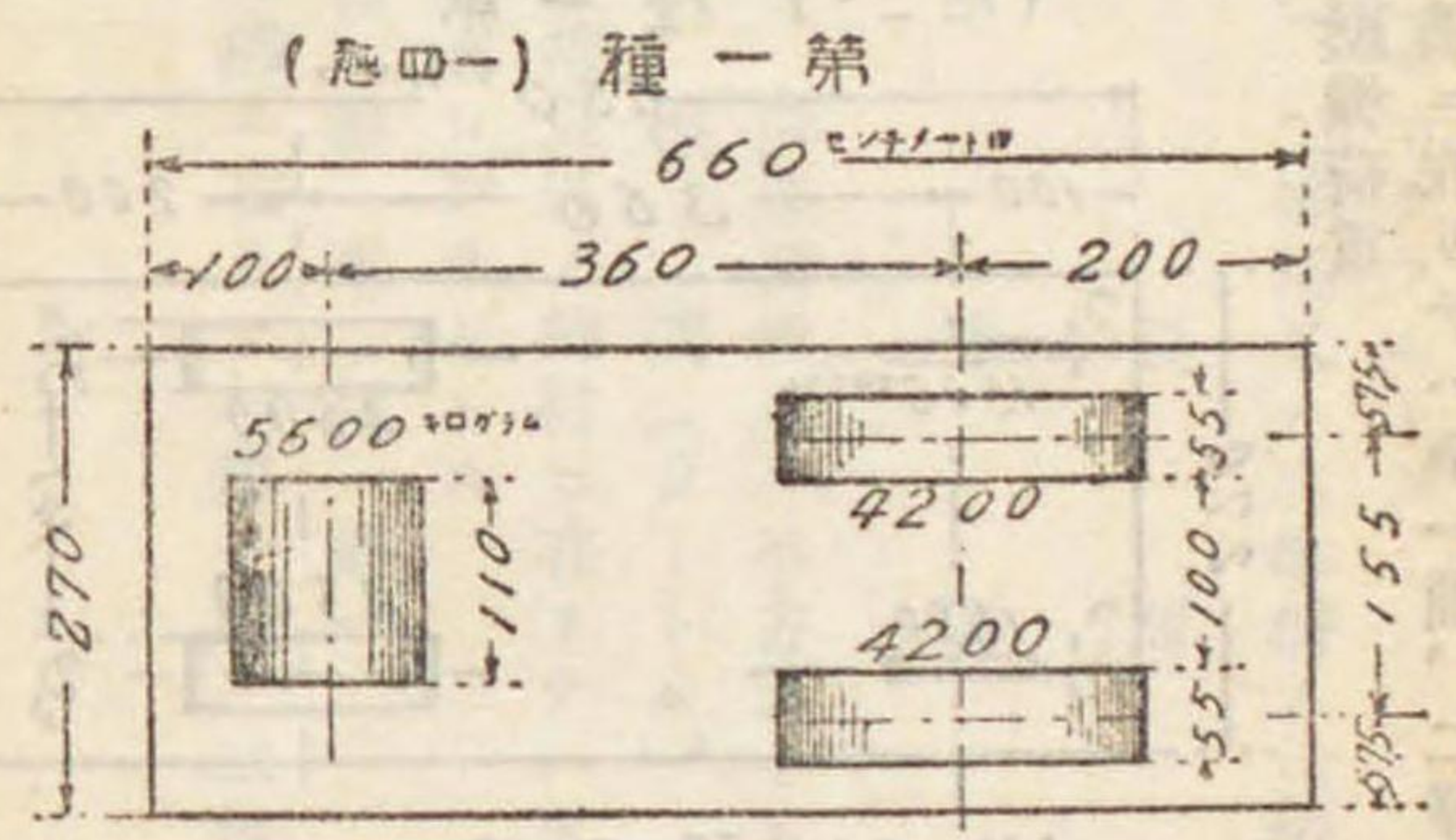
3. 輾壓機荷重

一等橋ニ在リテハ第一種、二等橋ニ在リテハ第二種、三等橋ニ在リテハ第三種トス

道一一三



4. 軌道ノ車輛荷重  
車輛ノ占有幅ハ二七〇センチメートルト假定シ其ノ荷重ハ適宜之ヲ選定スヘシ



第二十一條 活荷重ノ衝擊ハ左ノ定ニ依ルヘシ

1. 自動車荷重又ハ軌道ノ車輛荷重ハ衝擊ヲ生スルモノトス  
衝擊係數ハ左ノ式ニ依リ之ヲ算出スヘシ

$$i = \frac{22}{60 + l} \leq 0.3$$

2. 最大應力ヲ生スル集中荷重及群衆荷重ノ長(メートル)

2. 群衆荷重又ハ軋壓機荷重ハ衝擊ヲ生セサルモノトス

第二十二條 風荷重ハ左ノ定ニ依ルヘシ

1. 徑間五〇メートル未滿ナルトキハ載荷弦ノ長一メートルニ付四〇〇キログラムノ動荷重及無載荷弦ノ長一メートルニ付二〇〇キログラムノ動荷重

2. 徑間五〇メートル以上ナルトキハ徑間一〇メートルヲ増ス毎ニ前號ニ規定スル荷重ニ弦ノ長一メートルニ付一五キログラムヲ增加ス

前項ノ荷重ハ橋梁ノ豎面ニ對シ直角ニ働クモノトス  
第二十三條 制動荷重ハ第二十條第四號ニ規定スル車輛荷重ノ  $\frac{1}{10}$  トシ軌條面ニ於テ軌條ノ方向ニ作用スルモノトス  
第二十四條 欄干ニ作用スル推力ハ左ノ定ニ依ルヘシ

1. 一等橋ニ在リテハ欄干長一メートルニ付七〇キログラム
  2. 二等橋又ハ三等橋ニ在リテハ欄干長一メートルニ付五〇キログラム
- 前項ノ推力ハ欄干ノ頂上ニ於テ欄干ノ豎面ニ直角ニ働クモノトス
- 第二十五條 温度ノ變化ハ鋼橋ニ在リテハ  $30^{\circ}\text{C}$  鐵筋混凝土橋ニ在リテハ  $15^{\circ}\text{C}$  トス
- 彈性係數ハ鋼ニ在リテハ一平方センチメートルニ付二、一〇〇、〇〇〇キログラム混凝土ニ在リテハ一平方センチメートルニ付一四〇、〇〇〇キログラムトス
- 第一項ノ温度ノ變化ニ對スル伸縮係數ハ攝氏一度ニ付〇、〇〇〇〇一二トス
- 第二十六條 地震荷重ハ橋梁ノ所在地方ニ於ケル最強地震力ニ依リ橋梁ノ各部ニ最大應力ヲ生スルモノヲ用フヘシ

### 第三節 活荷重負載ノ方法

第二十七條 活荷重負載ノ方法ハ左ノ定ニ依ルヘシ

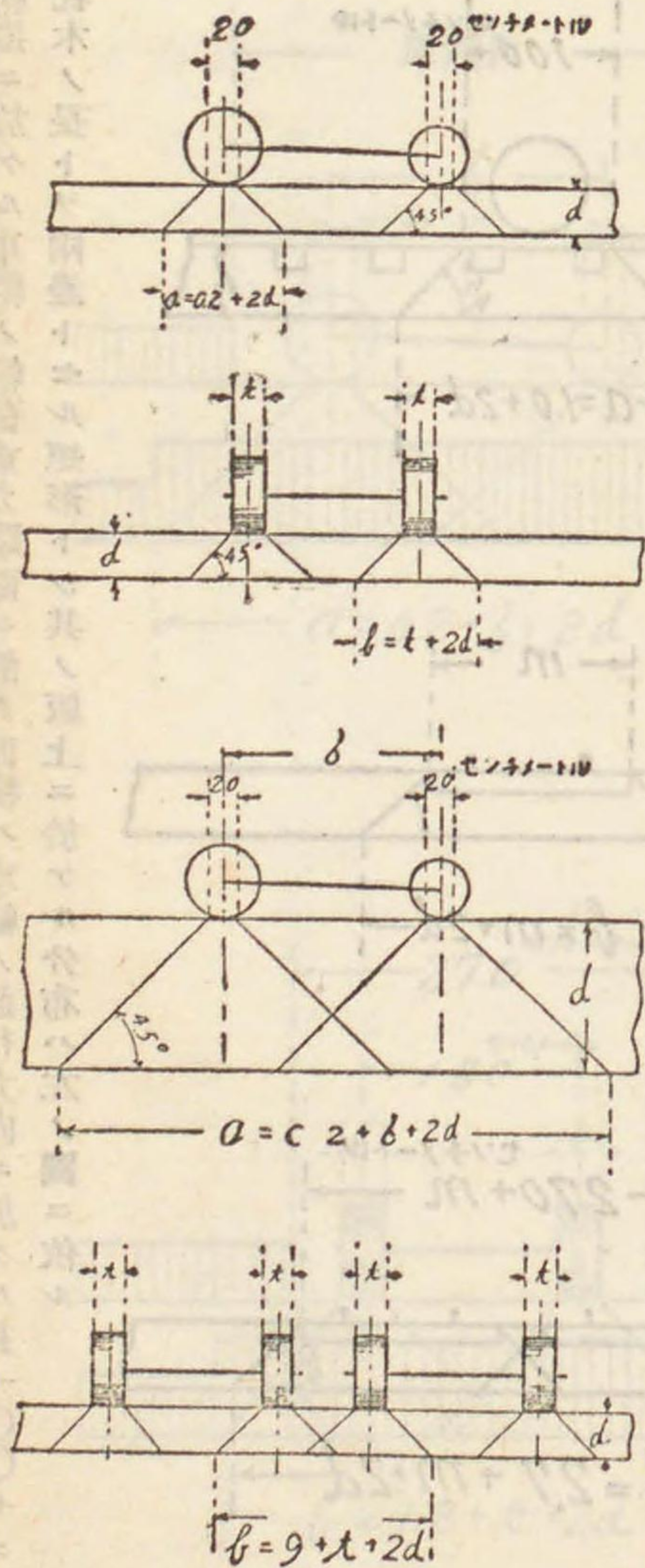
1. 自動車ハ橋梁ノ縦ノ方向ニ一臺トス
2. 軌道ノ車輛ハ輛數ニ制限ナキモノトス
3. 輾壓機ハ一橋梁ニ付一臺トシ他ノ車輛ト同時ニ負載セサルモノトス
4. 車輛ハ橋梁ノ横ノ方向ニハ四輛ヲ超過セサルモノトス
5. 群衆荷重ハ自動車輾壓機及軌道ノ車輛ノ左右前後ニ等布スルモノトス

6. 歩道車道ヲ區別スル橋梁ノ歩道ニ在リテハ群衆荷重ニ限ルモノトス

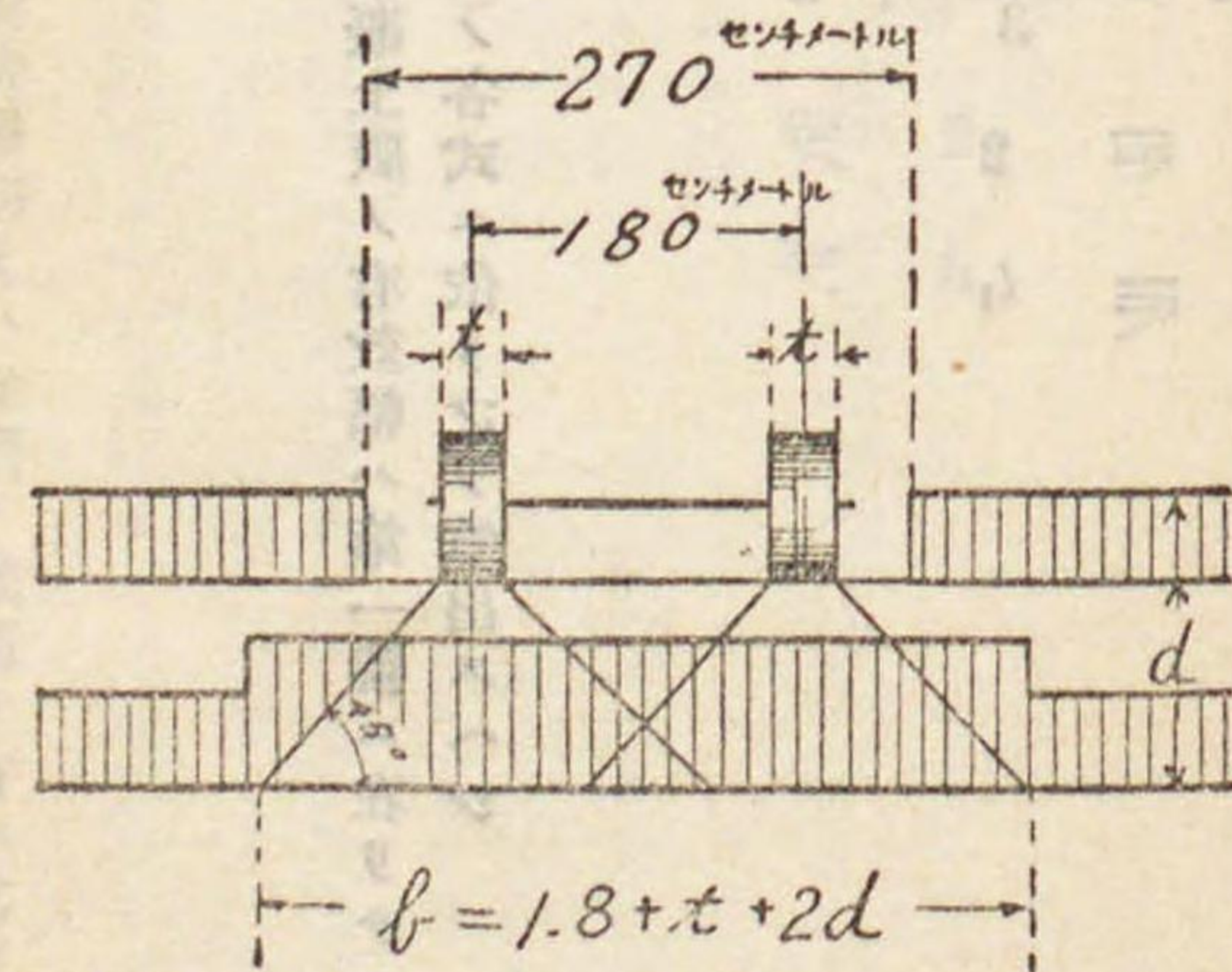
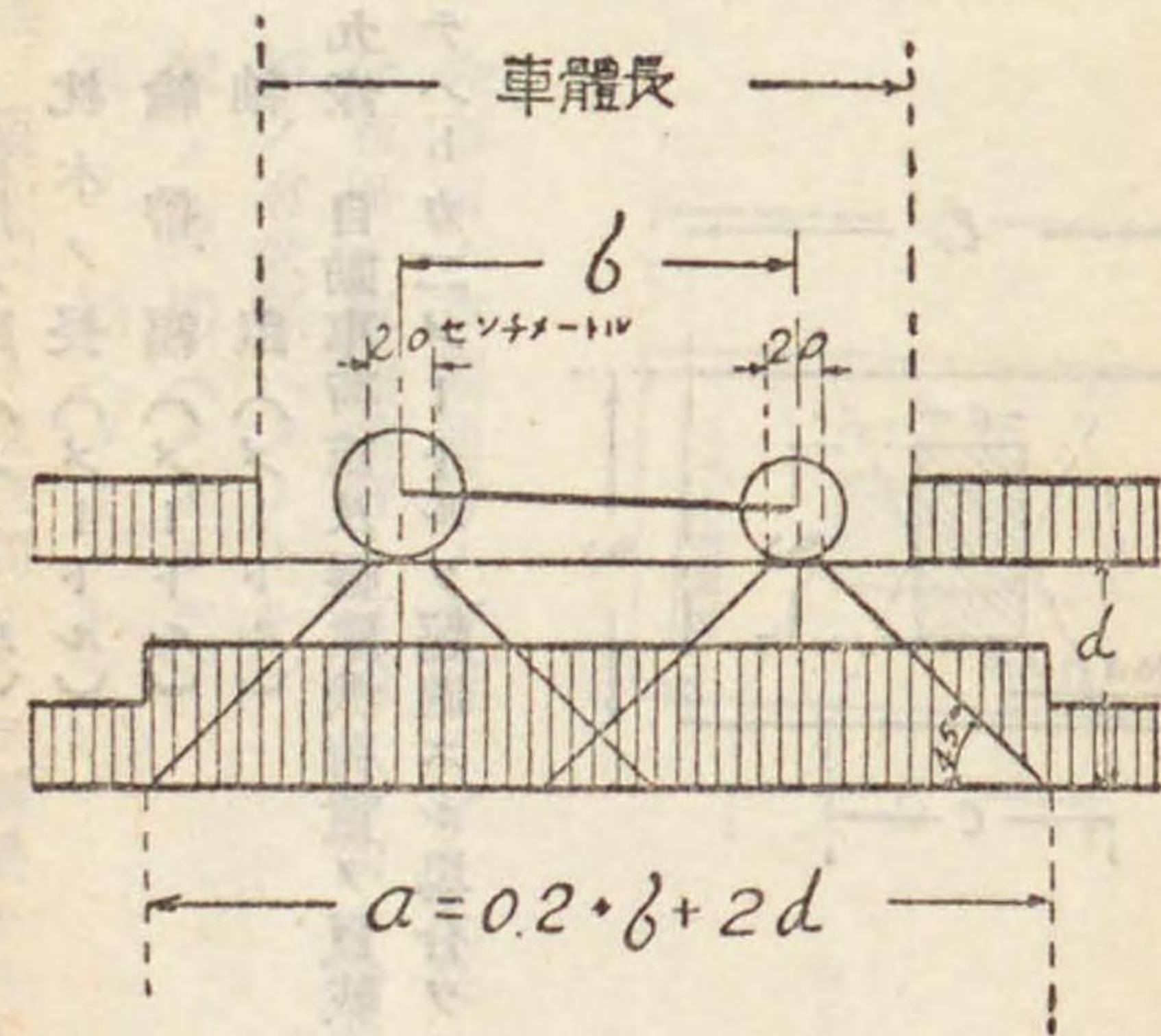
### 第四節 活荷重ノ分布

第二十八條 活荷重カ上置層ヲ通シテ分布スル方法ハ左ノ定ニ依ルヘシ

1. 自動車又ハ輾壓機ノ輪荷重カ路面ニ働ク面積ハ車輛ノ進行方向ニ於ケル長二〇センチメートルト其ノ輪帶幅トヲ兩邊トセル矩形トシ其ノ版上ニ於ケル分布ハ左ノ圖ニ依ル

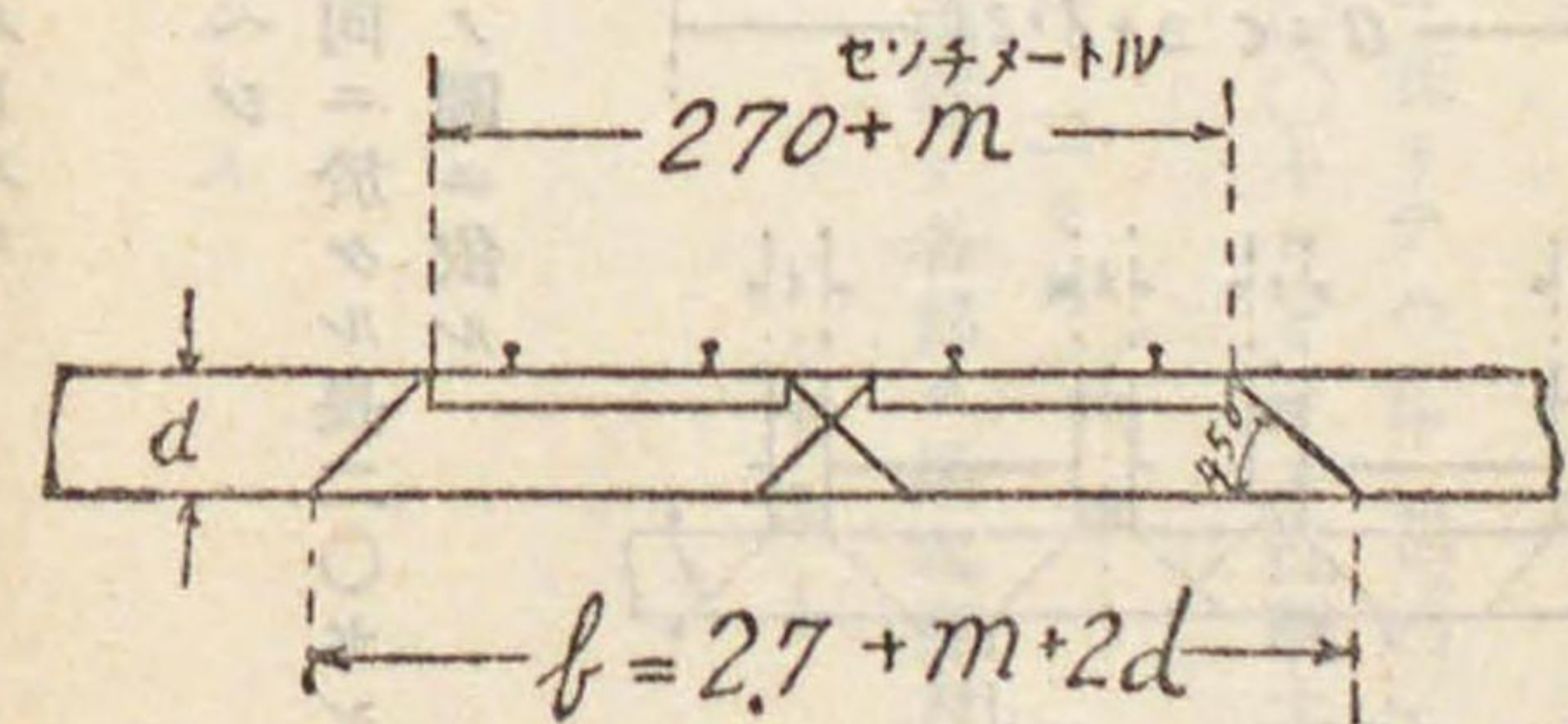
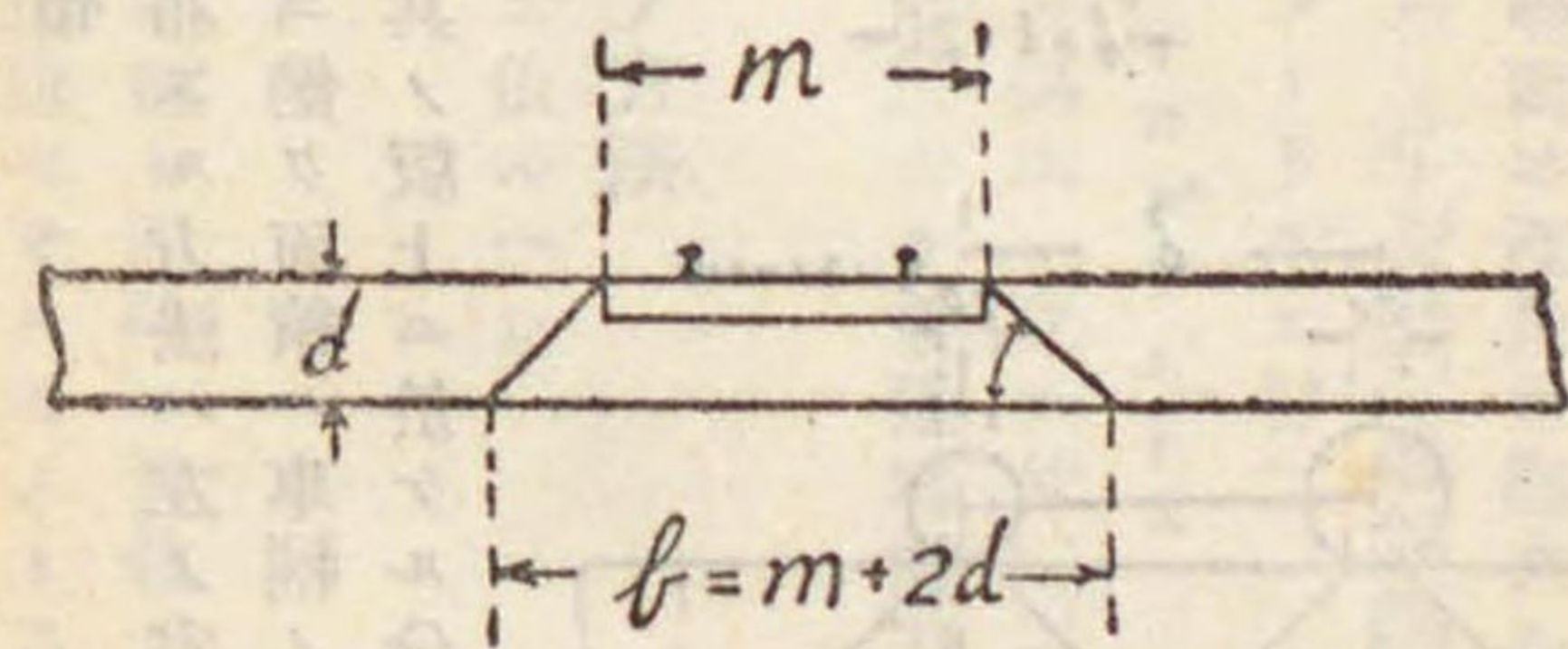
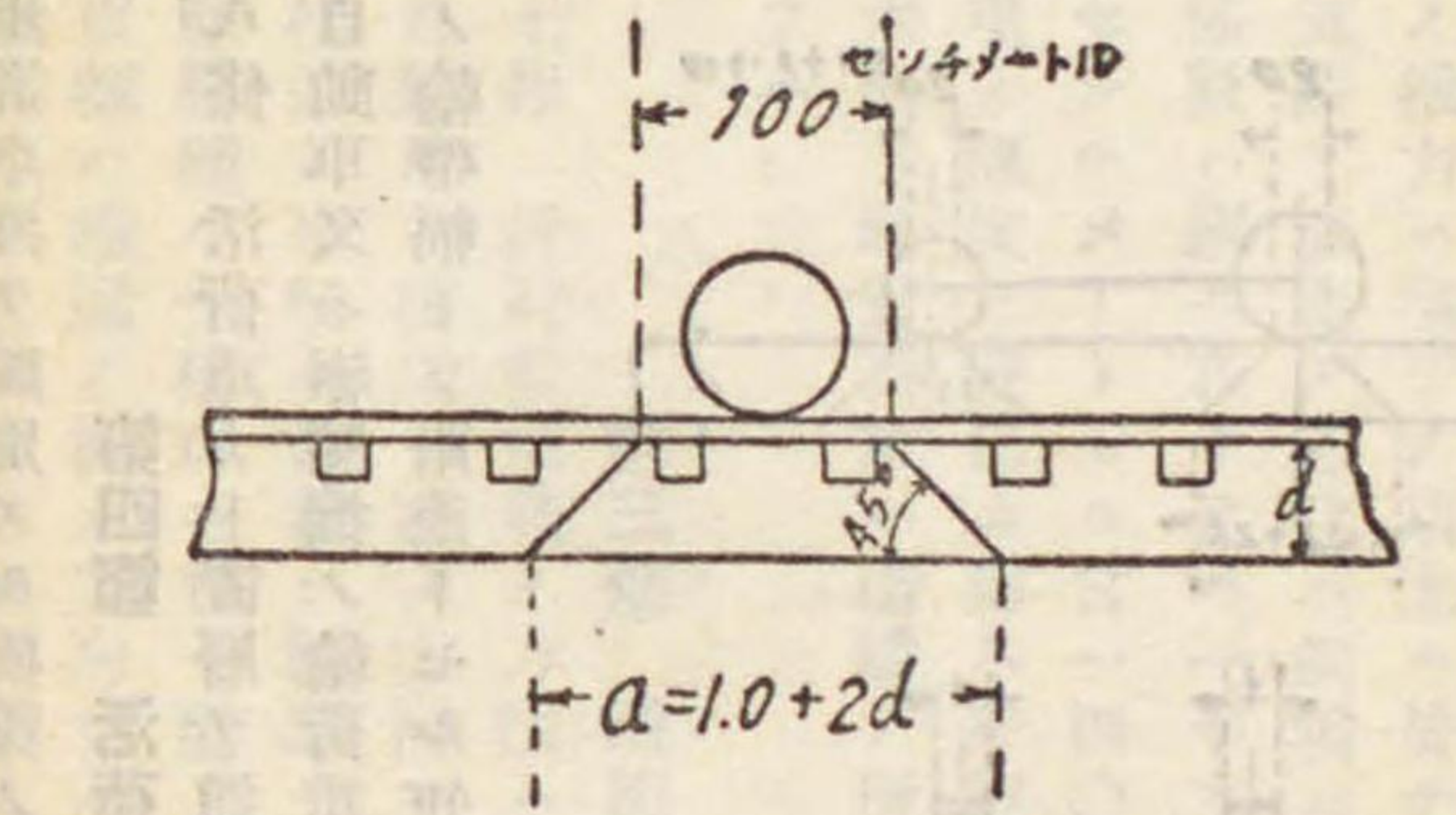


a 分布面ノ車輛進行ノ方向ニ於ケル長(メートル)



道一一九

3. 輪荷量ノ分布面ノ直上ニ存在スル群衆荷重ハ輪荷重ノ分布面上ニ等布スルモノトス



道一一八

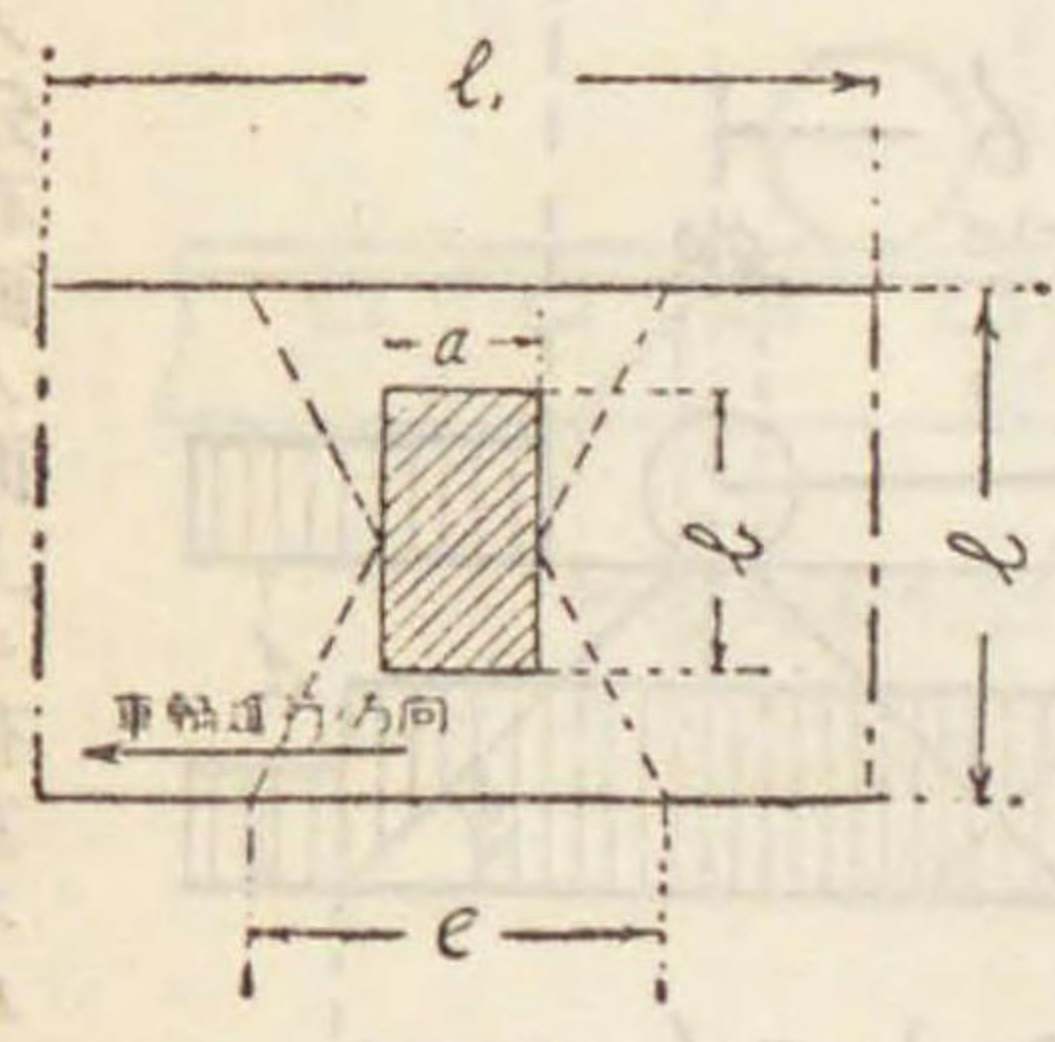
2. 軌道ニ於ケル車輛ノ輪荷重カ路面ニ働ク面積ハ車輛ノ進行方向ニ於ケル長一〇〇センチメートルト枕木ノ長トヲ兩邊トセル矩形トシ其ノ版上ニ於ケル分布ハ左ノ圖ニ依ル



- b 分布面ノ車輛進行ト直角ノ方向ニ於ケル長 (メートル)
- d 上置層ノ厚 (メートル)
- m 枕木ノ長 (メートル)
- t 輪帶幅 (メートル)
- s 軸距 (メートル)

第二十九條 自動車荷重及輾壓機荷重ヲ負載スル鐵筋混凝土版ノ有效幅ハ第一號ニ在リテハ a 第二號ニ在リテハ b カニメートルヲ超過スル場合ヲ除クノ外左ノ各式ニ依リ之ヲ算出スヘシ

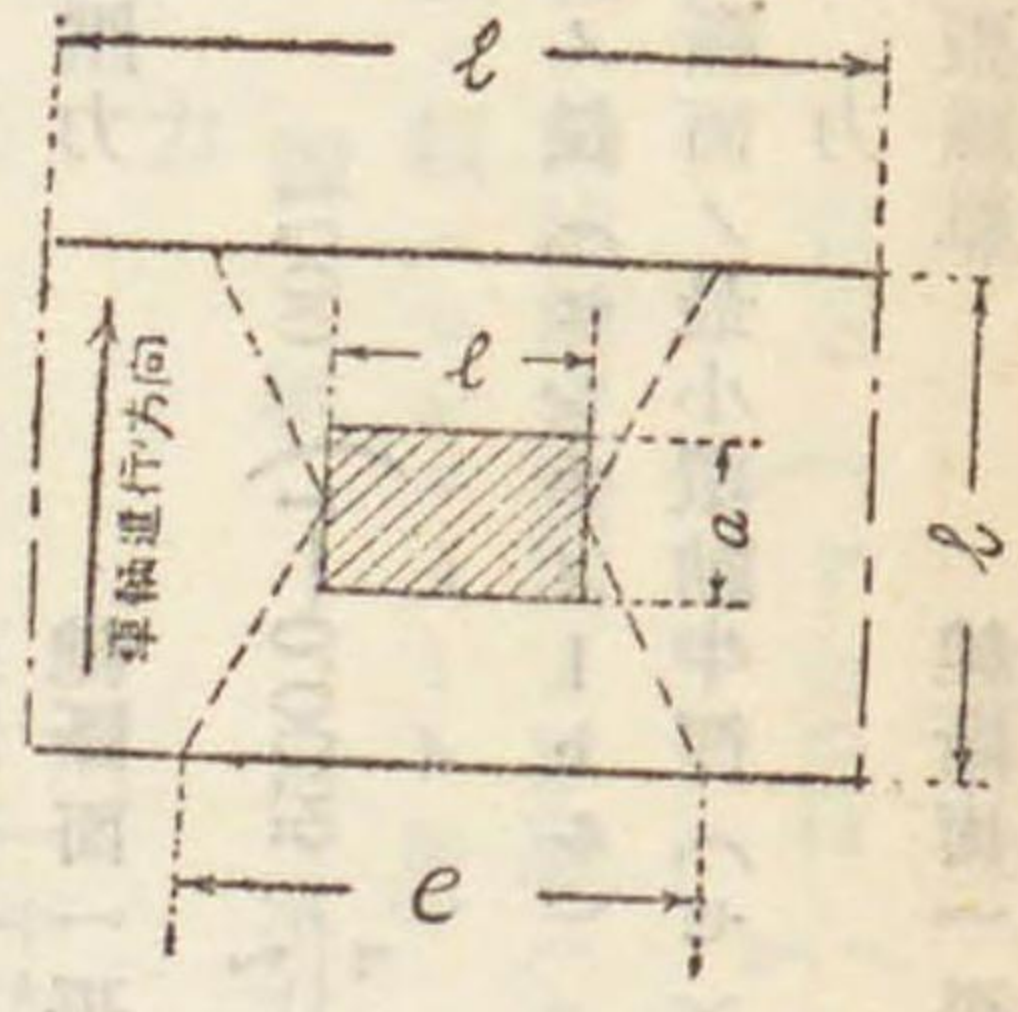
1. 縦桁ヲ有スル版



$$e = \frac{2l}{3} + a$$

≡ 2  
≡ l<sub>1</sub>

2. 横桁ヲ有スル版



$$e = \frac{2l}{3} + 0$$

≡ 2  
≡ l<sub>1</sub>

- a 分布面ノ車輛進行ノ方向ニ於ケル長 (メートル)
- b 分布面ノ車輛進行ト直角ノ方向ニ於ケル長 (メートル)
- e 版ノ有效幅 (メートル)
- l 版ノ徑間 (メートル)
- l<sub>1</sub> 版ノ幅 (メートル)

第三十條 短徑間 l<sub>1</sub> ト長徑間 l<sub>2</sub> トヲ兩邊トスル矩形版カ網狀鐵筋又ハ縱橫ノ鐵筋ヲ有シ其ノ四邊ニ於テ支承サルル場合ニ在リテハ左ノ定ニ依リ其ノ荷重ヲ兩徑間ニ分配スヘシ

1. 長徑間カ短徑間ノ二倍ヲ超過セサルトキハ荷重カ短徑間ニ働ク割合ハ  $(\frac{L_1}{L_2} - \frac{1}{2})$  ニシテ長徑間ニ働ク割合ハ  $(\frac{1}{2} - \frac{L_1}{L_2})$  ト假定スヘシ

2. 長徑間カ短徑間ノ二倍ヲ超過スルトキハ全荷重力短徑間ノミニ働クモノト假定スヘシ

第五節 部材ノ應力及寸法

第三十一條 鋼材ノ許容應力ハ死荷重、活荷重及衝擊ノ作用スル場合ニ在リテハ左ニ規定スル限度ヲ超過スルヲ得ス

應張力 純断面一平方センチメートルニ付 一二〇〇キログラム  
應壓力 總断面一平方センチメートルニ付 一二〇〇キログラム  
抗壓材ノ應壓力 總断面一平方センチメートルニ付

1500  $(1 - 0.0055 \frac{l}{r})$  キログラム ≧ 1000キログラム

部材ノ長 (センチメートル)  
使用断面ノ最小環動半徑 (センチメートル)  
彎曲應力  
桁ノ抗張纖維 純断面一平方センチメートルニ付 一二〇〇キログラム

桁ノ抗壓纖維

總断面一平方センチメートルニ付  
1200  $(1 - 0.012 \frac{l}{b})$  キログラム ≧ 1100キログラム

突縁ノ隣接固定點間ノ距離 (センチメートル)  
突縁ノ幅 (センチメートル)  
應剪力 一平方センチメートルニ付 一八〇〇キログラム

鉸 一平方センチメートルニ付 九〇〇キログラム  
鐵 一平方センチメートルニ付 九〇〇キログラム  
鉗 一平方センチメートルニ付 九〇〇キログラム  
機 一平方センチメートルニ付 八五〇キログラム  
手打綴釘及削成締釘 一平方センチメートルニ付 七五〇キログラム

支應力 一平方センチメートルニ付 一八〇〇キログラム  
鉗 一平方センチメートルニ付 一七〇〇キログラム  
機械打綴釘 一平方センチメートルニ付 一五〇〇キログラム  
手打綴釘及削成締釘 一平方センチメートルニ付

輓子ノ直径 長一センチメートルニ付

450 キログラム

道一二四

現場綴釘ノ許容應力ニ對シテハ前項ニ規定スル限度ヲ一割低減スルコトヲ得  
第三十二條 調合「 $\text{H}_2\text{O}$ 」ノ混凝土ノ許容應力ハ死荷重、活荷重及衝擊ノ作用スル場合ニ在リテハ左ニ規定スル限度ヲ超過スルヲ得ス

直 應 力 一平方センチメートルニ付 三五キログラム  
彎曲ニ因ル應壓力 一平方センチメートルニ付 四五キログラム  
彎曲ト直壓力トノ合成ニ因ル應壓力

拱 壓 材 一平方センチメートルニ付 三五キログラム

壓 穿 應 剪 力 一平方センチメートルニ付 四五キログラム

應 剪 力 一平方センチメートルニ付 九キログラム

支 應 力 一方センチメートルニ付 四キログラム

附 着 力 一平方センチメートルニ付 四五キログラム  
六キログラム

混凝土ノ調合割合ハ容積ニ依リ「セメント」ハ一五〇〇キログラムヲ以テ一立方メートルトス

第三十三條 鋼橋ニ於ケル抗壓材ノ長ハ其ノ斷面ノ最小環動半徑ノ一二〇倍以下ト爲スヘシ但シ對風綫

構ニ在リテハ一五〇倍以下ト爲スコトヲ得

桁ニ於ケル抗壓突縁ノ隣接固定點間ノ距離ハ突縁ノ幅ノ四〇倍以下ト爲スヘシ

釘結セル抗張材ノ長ハ其ノ斷面ノ最小環動半徑ノ二〇〇倍以下ト爲スヘシ

第三十四條 鐵筋混凝土抗壓材ノ長ハ其ノ斷面ノ最小環動半徑ノ五〇倍以下トナスヘシ

第三十五條 應張力ト應壓力トノ交番スル部材ニ在リテハ各應力ニ依リ算出シタル斷面積ノ大ナルモノヲ使用スヘシ

交番應力カ車輛ノ通過ニ際シ連續シテ生スルトキハ各應力ニ其ノ小ナル應力ノ  $\frac{50}{100}$  ヲ加算スヘシ

死荷重及活荷重ヨリ生スル應力ノ性質カ互ニ相反スル場合ニ在リテハ死荷重ヨリ生スル應力ノ  $\frac{2}{3}$  ヲ

有效トシテ合成應力ヲ算出スヘシ但シ第二項ニ規定スル交番應力ヲ受クル部材ニハ之ヲ適用セス

第三十六條 直應力及彎曲應力ヲ受クル部材ノ合成纖維應力ハ第三十一條及第三十二條ニ規定スル許容

應力ヲ超過スルコトヲ得ス

分格點ニ於テ連續スル部材ニ在リテハ單桁トシテ算出シタル彎曲應力ノ  $\frac{3}{4}$  ヲ直應力ニ加算スヘシ

第三十七條 死荷重、活荷重及衝擊ト風荷重又ハ制動荷重若ハ溫度ノ變化カ同時ニ作用スル場合ニ在リ

テハ第三十一條及第三十二條ニ規定スル許容應力ノ限度ヲ各  $\frac{25}{100}$  迄増加スルコトヲ得但シ使用部材

ノ斷面積ハ死荷重、活荷重及衝擊ノミニ對シ第三十一條及第三十二條ノ規定ニ依リ算出シタルモノヨ

リ小ナルコトヲ得ス

道一二五

第三十八條 橋梁ノ各部カ死荷重及地震荷重ニ依リ生スル應力ヲ受クル場合ニ在リテハ第三十一條及第三十二條ニ規定スル許容應力ノ限度ヲ各  $\frac{60}{100}$  迄増加スルコトヲ得  
使用部材ノ斷面積ニ關シテハ前條但書ノ規定ヲ適用ス

第三章 雜 則

第三十九條 本則ニ規定セサルモノニ關シハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 特別ノ事由アルモノニ限り前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

街路構造令 (大正八年十二月六日 內務省令第二五號)

- 第一條 本令ニ於テ街路ト稱スルハ地方長官ノ指定スル市内及市ニ準スヘキ地域内ハ於ケル道路ヲ謂フ
- 第二條 本令ニ於テ廣路ト稱スルハ二十四間以上、一等大路ト稱スルハ十二間以上、二等大路ト稱スルハ六間以上、一等小路ト稱スルハ四間以上、二等小路ト稱スルハ一間半以上ノ幅員ヲ有スル街路ヲ謂フ
- 第三條 街路ハ車道及歩道ニ區別スヘシ但シ一等小路及二等小路ニ在リテハ之ヲ區別セサルコトヲ得
- 街路ノ狀況ニ依リ遊歩道ヲ設ケタルトキハ之ヲ歩道ニ兼用スルコトヲ得
- 廣路ニハ必要アルトキハ高速車道又ハ自轉車道ヲ設クヘシ一等大路ニ付亦同シ
- 第四條 街路ノ各側歩道ノ幅員ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外其ノ街路ノ幅員ノ六分一ヲ下ルコトヲ得ス
- 第五條 車道ノ勾配ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外三十分一ヨリ急ナルコトヲ得ス

第六條 街路ノ屈曲部ニ曲線ヲ設クルトキハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外其ノ中心線ノ半徑ハ五十間以上ト爲スヘシ

第七條 主要ナル街路ノ路面ハ第三條ニ規定スル區別ニ從ヒ適當ナル材料ヲ以テ之ヲ鋪裝スヘシ

第八條 車道ハ鋪裝ノ種類ニ應シ路面ノ排水ニ支障ナキ限度ニ於テ緩ナル橫斷勾配ヲ附スヘシ

側歩道ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外車道ニ向ヒ相當ノ橫斷勾配ヲ附スヘシ

第九條 歩道ハ車道ヨリ相當之ヲ高クシ車道側ノ境界ニハ緣石ヲ設クヘシ

車道ノ兩側ニハ街渠ヲ設クヘシ

特殊ノ箇所ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十條 街路ノ交會、屈曲其ノ他ノ箇所ニシテ交通上必要アル場合ニ於テハ廣場ヲ設クヘシ

第十一條 交通上必要アル箇所ノ街角ハ相當之ヲ翦除スヘシ

街角ニ於ケル歩道ノ外側ニハ相當ノ曲線ヲ設クヘシ

十字街、丁字街其ノ他ノ箇所ニシテ交通上必要アル場合ニ於テハ安全地帯又ハ連絡地下道ヲ設クヘシ

第十二條 橋詰ニ於ケル街路ノ幅員ハ必要ニ應シ相當之ヲ擴大スヘシ

第十三條 遊歩道ニハ竝木ヲ植栽スヘシ交通上支障ナキ場合ニ於テハ歩道ニ付亦同シ

街路ノ狀況ニ依リ遊歩道及歩道ノ鋪裝ノ一部ヲ縮小シ之ヲ植樹帶、樹苑、花苑又ハ芝生ト爲スコトヲ得廣場ニ付亦同シ

- 廣路及一等大路ニハ必要アルトキハ植樹帶ヲ設クヘシ
- 第十四條 隧道ノ有效幅員ハ六間以上ト爲スヘシ但シ接續街路ノ幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得
- 第十五條 橋梁ノ有効幅員ハ橋長三十間以上ノモノニ在リテハ二等大路以上ハ街路ノ幅員ノ三分二以上一等小路ハ四間以上ト爲シ其ノ他ノモノニ在リテハ街路ノ幅員ト同一ト爲スヘシ
- 第十六條 主要ナル橋梁ハ不燃質耐久材料ヲ以テ之ヲ築造スヘシ
- 第十七條 橋梁ハ左ニ掲クルモノノ通過ニ耐フル構造ト爲スヘシ  
橋面一平方尺ニ付十五貫ニ相當スル群衆但シ徑間ニ應シ相當輕減スルコトヲ得  
三千貫ノ車輛、十五米噸輾壓機
- 第十八條 交通ノ情勢ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ得テ前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道路維持修繕令

(大正十年五月三日)改(大正二年四月二十七日) (大正四年九月三日)  
(內務省令第一五號)正(內務省令第二〇號) (內務省令第二六號)

- 第一條 實用路面ノ維持、修繕ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當初ノ築造方法ニ應シ適當ニ之ヲ執行スヘシ  
塵埃、泥土、土芝等ハ路面ノ維持修繕ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス  
實用路面ノ築造ニ適合セサル栗石、荒砂利等ハ之ヲ車轍又ハ輪窪ニ填充スルコトヲ得ス

- 第二條 實用路面ハ其ノ種類ニ應シ適當ナル橫斷形狀ヲ保持セシムヘシ
- 第三條 路肩ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外實用路面ノ橫斷勾配ニ準シ之ヲ整理シ路面ノ排水ニ支障ナカラシムヘシ

- 第四條 必要アル箇所ニハ撒水、注油其ノ他適當ナル處理ヲ爲スヘシ
- 第五條 路面ハ常ニ之ヲ掃除シ其ノ鋪裝シタル箇所ハ必要ニ應シ之ヲ洗滌スヘシ  
側溝其ノ他直接道路ノ排水ニ必要ナル施設ハ常ニ注意シテ水行上支障ナカラシムヘシ道路ノ防水ニ必要ナル遮溝等ニ付亦同シ

- 第六條 實用路面ノ積雪及結氷ハ遲滯ナク之ヲ除却スヘシ但シ雪上ノ交通ヲ便トスル箇所又ハ交通稀ナル箇所ニアリテハ此ノ限ニ在ラス

- 第七條 結氷ヲ除却スルコト能ハサル場合ニ於テハ路面ノ危滑防止上適當ナル處理ヲ爲スヘシ
- 第七條 橋梁ノ各部分ハ常ニ其ノ狀態ニ注意シ所定ノ耐力ヲ保持セシムヘシ  
塗料ヲ施シタル橋梁ハ相當期間毎ニ之ヲ塗換ヘ其ノ保存ニ注意スヘシ

- 第八條 駒寄、雪除工等ハ特ニ其ノ保守ニ注意シ異狀アルトキハ直ニ應急ノ處理ヲ爲スヘシ
- 第九條 道路元標、里程標及道路標識ハ常ニ其ノ保守ニ注意シ必要ニ應シ修繕ヲ爲ヘスシ特ニ徐行標、危險標等ノ記號又ハ文字ハ常ニ之ヲ明瞭ナラシムヘシ
- 第十條 左ニ掲クル事項ハ毎年二回以上之ヲ執行スヘシ

一 法面ニ生スル障礙植物ノ除却其ノ他法面ノ掃除  
 二 石垣其ノ他ノ壁面ニ生スル障礙植物ノ除却  
 三 橋渠溝橋ノ水行ニ關スル障礙ノ除却  
 第十一條 出水ノ場合ニ於テハ河川其ノ他水流、水面ノ標流物ニ注意シ橋梁、溝橋ノ危害豫防上必要ナル處理ヲ爲スヘシ

第十二條 竝木及道路ニ必要ナル樹木ハ之ヲ保護シ必要ニ應シ手入ヲ爲スヘシ街路ニ存スル花苑及芝生ニ付亦同シ

第十三條 左ニ掲ケル場合ヲ除クノ外竝木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採スルコトヲ得ス  
 一 枯損ニ係ルトキ  
 二 障礙ニ係ルトキ  
 三 非常災害又ハ危害防止ノ爲緊急ノ必要アルトキ

前項各號ノ場合ニ於テ竝木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採シタルトキハ其ノ位置、種類、員數、價格竝伐採ノ事由ヲ具シ六ヶ月毎ニ之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ  
 障害除却ノ爲必要アルトキハ竝木及道路ニ必要ナル樹木ノ枝打ヲ爲スコトヲ得  
 第十四條 道路ノ維持及修繕ノ爲道路工夫ヲ常置シ其ノ受持區域ヲ定メ服務セシムヘシ

第十五條 道路修理用材料常置場ヲ設ケ必要ナル材料ヲ保藏スヘシ  
 第十六條 町村道ニ付テハ前二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
 第十七條 街路ノ清潔ヲ保持スル爲必要ナル掃除夫ヲ常置スヘシ  
 第十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**道路維持修繕令中改正ニ關スル件** (大正十一年六月五日發第九八號道) (廳長官各府縣知事宛土木局長通牒)

本年四月二十七日當省令第十號ヲ以テ道路維持修繕令第十三條第一項第三號改正ノ件公布相成候處右ハ從來ニ於テハ單ニ非常災害防止ノ爲必要アルトキニ限り監督官廳ノ認可ヲ受ケスシテ竝木ヲ伐採スルコトヲ得シメタルモ危害防止ノ爲緊要ノ必要アルトキモ亦之ト同様ノ取扱ヲ爲ス必要アルカ爲今回ノ改正ヲ見タル次第ニ候條之カ適用ニ際シテハ其ノ邊充分御考慮ノ上御措置相成様致度  
 追テ本文ノ趣旨管下道路管理者ヘ御通知相成度

**並木伐採ノ件** (大正十一年十月三日發甲第四三號道廳長官) (各府縣知事宛(秋田縣ヲ除ク)土木局長通牒)

標記ノ件ニ關スル別紙乙號秋田縣知事ノ報告ニ對シ甲號ノ通通牒候ニ付御了知相成度爲念  
 道一三一

(甲號) 土木局長通牒(大正十一年十月三日乙第二八號)

九月二十二日秋收土第五九三七號ヲ以テ標記ノ件御報告ノ處道路維持修繕令第十三條第一項第三號ノ規定ハ竝木ノ存在スル爲非常災害ノ範圍ヲ擴大シ又ハ危害ノ原因トナリ之ヲ急速ニ伐採除却スルニ非サレハ災害若ハ危害ヲ防止スルコトヲ得サル場合ニノミ適用スヘキモノニシテ本件報告ノ如キ場合ハ不可然義ニ付將來御留意相成度

(乙號) 秋田縣知事報告(大正十一年九月二十二日秋收土第五九三七號)

本年八月二十九日以來ノ降雨ニテ管下仙北郡玉川増水ノ爲メ國道五號線仙北郡花館村字中野下川原原地内玉川橋第二十三號橋脚根元深堀ノ爲メ流失ノ虞アルヲ以テ九月一日應急假手當用材トシテ別紙調書ノ竝木伐採致候條大正十年五月二十八日内務省令第十五號道路維持修繕令第十三條第二項ニ依リ圖面添附此段報告候也

道路工事執行令(大正九年十一月八日内務省令第三六號)

第一條 道路工事執行ノ方法ハ直營及請負トス

第二條 左ニ掲クル場合ニ於テハ直營ト爲スヘシ

- 一 請負ニ付スルヲ不適當ト認ムルトキ

二 急施ヲ要シ請負ニ付スルノ暇ナキトキ

三 請負契約ヲ締結スルコト能ハサルトキ

四 特ニ直營ト爲スノ必要アリト認ムルトキ

第三條 請負ニ付セムトスルトキハ一般競争入札ニ付スヘシ

第四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ三名以上ヲ指名シ競争入札ニ付スルコトヲ得

一 一般競争入札ニ付スルヲ不適當ト認ムルトキ

二 急施ヲ要シ一般競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ

三 一般競争入札ニ付スルモ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ

四 特ニ指名競争入札ニ付スルノ必要アリト認ムルトキ

第五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一 競争入札ニ付スルヲ不適當ト認ムルトキ

二 急施ヲ要シ競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ

三 競争入札ニ付スルモ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ

四 豫定價格カ國道、府縣道、地方費道又ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ市道ニ在リテハ二千圓未滿(郡道)、準地方費道、道路法第十七條但書ノ規定ニ依ラサル市ノ市道又ハ區道ニ在リテハ千圓未滿町村道ニ在リテハ五百圓未滿ナルトキ

五 競争入札ニ付スルコト能ハサルトキ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナルコトヲ得ス

一 無能力者

二 破産若ハ家資分産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 責付又ハ保釋中ノ者

六 入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサル者

道路管理者ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市區町村ト請負契約ヲ締結スルコトヲ得ス

第七條 一般競争入札ハ入札期日ヨリ五日前入札ニ必要ナル事項ヲ公告スヘシ

第八條 入札人ハ左ニ掲クル要件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ道路管理者ニ於テ相當ト認ムル學識經驗ヲ

有スル技術者ヲシテ工事ヲ擔當セシムルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 引續キ二年以上土木請負業ニ従事スルコト

二 其ノ他地方長官ノ定ムル要件

第九條 入札ヲ爲サムトスル者ハ入札金額ノ百分三以上ノ入札保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又

ハ豫定價格二千圓未滿ノ工事ニ付テハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス

一 本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ道路管理者ノ定ムル入札條件ニ違反シタルトキ

二 入札人又ハ其ノ代理人二以上ノ入札ヲ爲シタルトキ

三 入札人協定ヲテ入札ヲ爲シタルトキ

四 入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルトキ

第十一條 入札人中豫定價格以內ニシテ豫定價格ノ三分二ヲ下ラサル最低價格ノ入札ヲ爲シタル者ヲ以

テ落札人トス但シ設計附入札ニ在リテハ設計及入札金額ニ依リ落札人ヲ定ム

同一ノ入札アリタルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム

落札人ナキトキハ直ニ再入札ニ付スルコトヲ得

第十二條 落札人ハ落札ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日內ニ道路管理者ト請負契約ヲ締結シ契約書ヲ作成

スヘシ

落札人前項ノ期間內ニ請負契約ヲ締結セサルトキハ落札ハ其ノ效力ヲ失フ

第十三條 請負人ハ請負金額ノ百分十以上ノ契約保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又ハ隨意契約ノ

方法ニ依リ請負契約ヲ締結スル場合ニ在リテハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十四條 入札保證金及契約保證金ハ國債證券、地方債證券、勸業債券、農工債券、拓殖債券、興業債

券其ノ他道路管理者ニ於テ適當ト認ムル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得



前項ノ場合ニ於テ國債證券ハ其ノ額面金額ニ依リ其ノ他ハ該地方ニ於ケル前月市場價格ノ十分八ヲ以テ之ヲ換算ス

第十五條 入札保證金ハ入札終了後之ヲ還付ス但シ落札人ニ對シテハ契約保證金納付ノ際之ヲ還付ス契約保證金ハ工事完成後之ヲ還付ス但シ契約ニ依リ擔保義務終了迄其ノ全部又ハ一部ヲ留保スルコトヲ得

第十六條 請負人ハ道路管理者ノ承諾ヲ得シテ工事ノ執行ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ス

第十七條 請負人ハ工事ノ執行ニ付道路管理者ノ指揮監督ニ從フヘシ

第十八條 請負人ハ工事竣功シタルトキ道路管理者ノ検査ヲ受クヘシ

第十九條 請負人天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ契約期間内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハサルトキハ道路管理者ニ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 契約期間内ニ工事ヲ竣功セサルトキハ遲延日數一日ニ付請負金額千分一ノ違約金ヲ徵收ス前項ノ違約金ハ請負金額中ヨリ之ヲ控除ス

第二十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ道路管理者ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

- 一 契約期間内ニ工事竣功ノ見込ナキトキ
- 二 工事ノ執行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ
- 三 正當ノ事由ナクシテ管理者ノ指揮監督ニ從ハサルトキ

四 本令ニ基キテ發スル命令又ハ契約ニ違反シタルトキ

第二十二條 前條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ工事ノ既成部分ニ對シ道路管理者ニ於テ相當ト認ムル金額ヲ交付ス契約無効ノ場合亦同シ

第二十三條 入札ニ付不正ノ行爲アリタルトキ又ハ第十二條第二項ノ規定ニ依リ落札其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ入札保證金ヲ沒收ス

第二十一條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ヲ沒收ス請負人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ契約無効トナリタル場合亦同シ

前二項ノ規定ニ依リ沒收シタル保證金ハ道路管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

第二十四條 道路管理者ハ請負人ニ對シ工事ノ出來形ニ相當スル金額ノ十分八以内ノ假拂ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本令ニ規定セサル事項ハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 道路法第十八條第二項ノ規定ニ依ル管理者並道路管理者ニ非サル者ニ於テ工事ヲ執行スル場合及北海道拓殖費ヲ以テ工事ヲ執行スル場合ハ本令ヲ適用セス

第二十七條 本令ハ工事ニ要スル物件ノ購入、借入又ハ勞力供給ノ場合之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

道路工事執行令中疑義ニ關スル件

(大正十一年十一月二十九日乙第八八號靜岡縣知事宛土木局長回答)

九月二十七日土第四八七三號照會標記ノ件右ハ前段御意見ノ通入札人協定セル場合ハ本令ノ所謂不正ノ行爲中ニ之ヲ包含セサル義ト御承知相成度

静岡縣知事照會(大正十一年九月二十七日土第四八七三號)

道路工事執行令第六條ニ依リ入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサル者ハ入札人タルコトヲ得ス而シテ同第十條ニ於テハ入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルトキハ其ノ入札ヲ無効トシ又第二十三條ニ於テハ入札ニ付不正ノ行爲アリタルトキ入札保證金ヲ沒收スト規定セラレ其ノ用語ハ入札ニ付又ハ入札ニ際シ第三者一定セサルモ要スルニ右ハ同一ノ意義ニシテ入札人協定シテ入札シタル場合第十條第三號前段ノ規定アルニ徴シ本令ノ所謂不正ノ行爲中ニ之ヲ包含セサル趣旨トモ被存候然レトモ通常入札ニ付不正ノ行爲トハ共謀結託等ノ協定入札ヲモ指稱シ又實際上是等ノ行爲カ入札本來ノ精神ヲ沒却スルモノナルコトハ論ヲ俟タサル所ナルヲ以テ本令第六條及第十條ノ所謂不正ノ行爲中ニハ協定入札モ亦包含スル趣旨ト解シ取扱可然ヤ解釋上聊カ疑義ニ涉リ候條何分ノ義御指示相煩度

道路工事執行令第八條ニ關スル件(大正十年三月三日乙第一號) 三重縣知事宛土木局長回答

二月一日土第五三七號ヲ以テ標記ノ件照會ノ所當該法條所謂引續二年以上土木請負業ニ從事シタルヤ否ヤハ事實ノ認定ニシテ現實ニ二年以上其ノ業ニ從事シタルコトヲ以テ足ルヘク營業稅ノ納付又ハ商業登記等ノ如キ形式的要件ハ間接ノ證據資料ニ過キサル義ニ有之候

三重縣知事伺(大正十年二月一日土第五三七號)

内務省令第三十六號道路工事執行令第八條第一號ノ要件ヲ認知スルニハ結局町村長又ハ官公署ノ證明ニ依ルノ外無之モ之カ證明ハ土木請負業トシテ引續二年以上營業稅ヲ納付シ居ルモノヲ標準トナスヘキモノナルヤ或ハ營業稅納付ノ有無ニ拘ラス單ニ引續二年以上土木請負業ヲナシ居ルモノナラハ差支ナキヤ疑義ヲ生シ候條至急御意見御回示相煩度及照會候也

道路管理職員制(大正九年八月十一日勅令第二四五號) 改正(大正十二年六月二十二日勅令第三一八號) 昭和七年九月二十一日勅令第二四七號

第一條 道路管理ノ爲道廳又ハ府縣ニ通シテ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

- 事務職員
  - 道路主事 專任六十六人以内 奏任官待遇
  - 道路書記 專任千二百十三人以内 判任官待遇
- 技術職員
  - 道路技師 專任二百三人以内 奏任官待遇
  - 道路技手 專任四千百三人以内 判任官待遇
- 前項職員ノ道廳及各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム
- 地方待遇職員令第九條但書ノ規定ニ依リ俸給ヲ受ケス又ハ最低金額ヨリ低キ俸給ヲ受クル第一項ノ職

員ニシテ他ノ官職ニ在ル者ノ員數ハ主トシテ從事スル事務又ハ技術ノ職員ノ定員ノ内トシ其ノ他ハ職員ノ定員ノ外トス

第二條 道路主事及道路書記ハ道路ニ關スル事務ニ從事ス

道路技師及道路技手ハ道路ニ關スル技術ニ從事ス

第三條 道路管理者タル市町村長ハ道路管理ノ爲左ノ職員ヲ置クコトヲ得

事務職員

道路主事

道路書記

技術職員

道路技師

道路技手

第二條ノ規定ハ前項ノ職員ニ之ヲ準用ス

道路管理者タル市町村長ハ市町村ノ吏員ヲシテ道路管理ニ關スル事務又ハ技術ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 道路法第十七條但書ノ規定ニ依リ指定スル市ノ市長ハ道路管理ノ爲市ニ道路局又ハ道路部ヲ設

クルノ必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職員ノ外道路局長又ハ道路部長ヲ置クコ

トヲ得

第五條 市町村ニ於テ道路ノ管理ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員ノ俸給及旅費ニ關スル規定ハ道路管理者之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十三年勅令第二八七號附則同上)

### 道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ關スル

費用負擔ノ件(大正十一年八月十八日勅令第三八六號)

第一條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ヲ除クノ外國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ノ一部ヲ道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依リ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ負擔セシムルトキハ内務大臣ハ豫算額ニ依リ其ノ負擔基本額及負擔額ヲ定メ當該公共團體ニ通知スヘシ

公共團體前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ内務大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ負擔額ヲ國庫ニ納付スヘシ

第二條 前條ノ負擔基本額ハ國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ヨリ道路法第四十三條ノ規定ニ依リ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入ニ歸スル負擔金ヲ控除シタル額トス但シ道路會議ノ諮問ヲ經テ道路法第三十九條ノ規定ニ依ル負擔額及第四十一條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ノ負擔額ニ限リ控除セサルコトヲ得

第三條 第一條ノ負擔額ハ負擔基本額ノ二分ノ一ニ前條ノ規定ニ依ル控除金額ヲ加算シタルモノトス但

シ特ニ必要ト認ムル場合ニ限リ道路會議ノ諮問ヲ經テ其ノ率ヲ減スルコトヲ得  
第四條 負擔基本額又ハ第二條ノ規定ニ依ル控除金額カ決算ノ結果増減シタルトキハ第一條ノ負擔額ヲ  
増減ス

附 則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

**道路ニ關スル訴訟費用ノ件** (大正十二年五月二十九日甲第四) (九號各地方長官宛土木局長通牒)

標記ノ件ニ關シ別紙甲號東京府知事ノ伺ニ對シ乙號ノ通回答致條御了知相成度

(乙號) 訴訟費用ニ關スル件回答 (大正十二年五月二十) (四日東土第二八一號)

二月十五日亥土發第七一號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件右ハ道路ニ關スル費用トシテ管理者タル行政廳  
ノ統轄スル公共團體ノ負擔スヘキ筋合ノモノニ有之候

(甲號) 訴訟費用支出ニ關スル疑義ノ件 (大正十二年二月十五) (日亥土發第七一號)

目下當廳ニ於テ施行中ニ係ル國道一號路線道路改修工事用地所有者中當廳ノ買收協議ニ應セサルモノア  
リタルヲ以テ客年十二月土地收用審査會ノ裁決ヲ求メタル處該土地所有者ハ審査會ノ裁決ニ係ル土地收  
用補償金額ヲ失當ナリトシ東京府及東京府知事ヲ被告トシ東京地方裁判所ニ補償金額ノ民事訴訟ヲ提起

シタルヲ以テ之ニ應訴スル爲訴訟代理ヲ辯護士ニ委任セリ然ルニ之ニ要スル報酬及其ノ他ノ訴訟費用ノ  
支出ニ關シ (一) 本件ハ道路改築起業ヲタル道路管理者ニ對スル訴訟ニ要スル費用即チ道路法ニ所謂道  
路ニ關スル費用ニ外ナラサルヲ以テ本件費用ハ之ヲ管理者タル行政廳ノ統轄スル府ニ於テ負擔スヘシト  
爲スモノト (二) 此ノ如キ訴訟費用ハ國ノ機關タル知事ノ職務執行ノ爲ニ要スル費用ニシテ道路法ニ所  
謂道路ニ關スル費用ニ包含セサルヲ以テ之ヲ國費ヨリ支辨スルヲ相當ト爲スモノト (三) 訴訟被告カ知  
事及府ヲ相手方トスルヲ以テ國費及府費ニ於テ平等ニ分擔スヘキモノナリト爲スモノアリ聊カ疑義相生  
シ候ニ付至急何分御回示相煩度

**道路費國庫補助規程** (大正十年一月二十九) (改) (大正十五年八月四日) (日內務省令第一號) (正) (內務省令第三八號)

第一條 道路法第三十五條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ當該年度豫算内ニ於テ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二條 國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ノ國庫補助ハ二分一トス但シ特ニ必要ト認ムル場合ニ限リ補  
助ノ率ヲ高ムルコトヲ得

第三條 府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ノ國庫補助ハ三分一トス但シ特ニ必要ト認ムル  
場合ニ限リ補助ノ率ヲ高ムルコトヲ得

第四條 國庫補助ノ算定ニ付テハ道路法第三十九條ノ規定ニ依ル負擔額及第四十一條ノ規定ニ依ル道路  
ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ノ負擔額ヲ補助基本額ニ加算シテ補助金ヲ定ムルコトヲ得

第五條 補助金ハ支出額ニ應シ之ヲ交付ス

第六條 補助基本額決算ノ結果減少シタルトキハ國庫補助ヲ減額ス

決算ノ際換價シ得ヘキ物件殘存スルトキハ其ノ使途ニ付内務大臣ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ外其ノ時價ニ相當スル金額ヲ補助基本額ヨリ控除ス

第七條 國庫補助ノ條件ニ適合セザルトキハ補助ヲ取消シ又ニ停止シ交付シタル補助金ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 國庫補助ノ必要アルモノニ付テハ道路管理者其ノ工事ノ計畫書、圖面及補助ヲ受クヘク公共團體ノ收支豫算書ヲ内務大臣ニ提出スヘシ

第九條 道路管理者工事ヲ竣功シタルトキハ内務大臣ニ竣功ノ認定ヲ申請スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**道路改良費國庫補助内規(道路會議決定)**

道路會議ノ決定シタル補助率ハ左ノ標準ニ基キ適宜執行スルモノトス

一 國道改良費ニ對スル補助

イ 橋梁ニシテ長約百間以上ノモノ及隧道(開鑿法ニ依ルモノヲ除ク)三分二補助

ロ 新架橋ニシテ長約三百間以上ノモノ及一計畫ニ依ル架橋費巨額ニシテ三分二補助ニテハ架橋困難

ト認ムルモノ四分三補助

ハ 其ノ他二分一補助

二 府縣道改良費ニ對スル補助

三分一補助ヲ原則トシ軍事ノ關係ト地方交通ノ情況トニ依リ増額補助ノ必要アル場合ニ限り特ニ補助歩合ヲ定ム

三 街路改良費ニ對スル補助

三分一補助ヲ原則トシ特ニ重大ナル事由アル場合ニ限り補助歩合ヲ定ム

四 産業道路ニ對スル補助

三分一補助ヲ原則トシ特殊ノ橋梁及隧道ニ限り三分二ヲ補助スルモノトス

**國庫補助道路工事竣功認定様式ニ關スル件**  
(大正十五年六月於土木主任官會議決定)

國庫補助ヲ受ケタル道路工事ノ竣功ノ認定ヲ申請スル場合ニハ別記調書及竣功明細書ヲ添附スルコト

一 調 書

イ 國庫補助道路工事費精算書

路 線 名

工事施行箇所









何々	支保工	掘鑿	掘鑿費	一何々隧道費	隧道費	何々	取付護岸	二雜工事費	何々	足場損料

高欄	橋床	桁構	八橋體費	何々	型枠損料	水縮切及替	基礎	橋脚	口橋脚費	何々



										一俸給
										技師
										技手
										書記
										雇員
										何々
										二雜給及 雜費
										旅費
										諸手当
										賞與
										傭人給

三 事務所  
費

										何々
										營繕費
										備品費
										消耗品費
										通信費
										運搬費
										何々
										雜費
										計

(注意)

- 一 費目、種別又ハ物件及認可設計額ノ欄ハ最終ノ認可設計ニ依リ之ヲ相當欄ニ掲記スルコト
- 二 精算額ノ欄ハ左記ニ依リ記載スルモノトス

イ 請負ニ付シタル場合ニシテ各種別又ハ物件別ニ單價及金額ヲ記載スルコト困難ナルモノハ單ニ請負額ノ記載ニ止ムルコトヲ得

ロ 請負ニ付シタル場合ニ於テ工費用物件ヲ交付シタルモノアルトキハ直管ノ欄内ニ其ノ數量單價及金額ヲ記載スルコト

ハ 國庫補助道路工事殘餘物件調

費目	物件		認可設計額		購入額		購入使用額		殘餘物件及見積價格		摘要
	種類	數量	單價	金額	數量	單價	金額	數量	單價	金額	
計				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	
				円			円			円	

(注意)

殘餘物件及見積價格欄ニハ工事ノ爲購入シタル物件ニシテ殘存セルモノ及其ノ見積價格ヲ掲記スルコト

二 竣工明細圖

- イ 平面圖
- ロ 縱斷面圖
- ハ 橫斷面圖
- ニ 橫斷定規圖
- ホ 工作物ノ構造圖

(注意)

- 一 縮尺ハ認可ヲ受ケタル設計書ニ添付シタルモノト同一トス
- 二 最終ノ設計認可後ニ於テ變更セル部分ハ之ヲ朱書スルコト

國道改良費國庫補助ノ件

(大正九年十月十三日發土第一二二號各地方長官(沖繩縣ヲ除ク)宛土木局長通牒)

國道ノ改良ハ近代交通ノ發達ニ順應スルヲ要ス從テ工費ハ無慮三億圓ノ巨額ニ上リ殆ント其全長ニ涉ルト雖、先ツ急施ヲ要スル架橋又ハ險路ノ開鑿ニ著手スルコトアルヘキハ必然ノ義ト存候處斯カル場合ニ於テハ改良後ニ於ケル道路トノ取付ノ關係等ヲ慎重考慮シ架橋、隧道又ハ切割ノ位置ニ關シ悔ヲ將來ニ

遺ササル様先以テ其道路ノ改良計畫ヲ樹立シ其ノ一定計畫ニ基キ路線ノ不動地點間ニ起工スルモノニ非サレハ國庫補助ノ詮議不相成筈ニ候條右御舍ノ上改良計畫ヲ樹テラレ度

**府縣道路新設改築費國庫補助ノ件** (大正九年十一月十七日發甲第四) (三號各地方官宛土木局長通牒)

府縣道改良費ニ對スル國庫補助ハ今春御送付致置候道路法ノ施行及道路改良計劃ノ六十五頁ニ記載セル通軍事上其ノ他特殊ノ事由アル府縣道ニ限ル次第ニ候處特殊ノ事由ナキ府縣道ノ橋梁工事費等ニ對シ國庫補助アルカ如ク誤解シ居ル向モ有之哉ニ及聞候條其ノ邊特ニ御注意相成度

**府縣道路費國庫補助ニ關スル件** (大正十年三月二十九日發土第三) (一號各府縣知事宛土木局長通牒)

府縣道改良費ニ對シ國庫ノ補助ヲ申請セラレル向往々有之候處道路公債法ヲ以テスル府縣道路費ニ對スル國庫補助ハ軍事上其ノ他特殊ノ事由ニ依リ國家の見地ニ基キ其ノ新設改築ヲ必要トスル府縣道ニ限ルヘキ方針ニシテ假令管内全部ノ府縣道改良計劃ヲ樹立セラレルモ右ニ該當セサルモノハ到底詮議難相成義ニ候條御承知相成度爲念申進候

**災害工事費ノ負擔所屬ヲ變更セルモノノ國庫補助**

**精算ニ關スル件**

(大正九年三月二十三日發土第二) (〇號各地方官宛土木局長通牒)

一 災害土木費國庫補助規程ニ依リ國庫補助ヲ受ケ又ハ國庫補助ヲ受ケヘキ災害工事ニシテ道路法ノ施

行其ノ他ノ事由ニ因リ災害當時ノ負擔所屬ニ變更ヲ來シタル場合ニ於テハ其ノ工事ニ對スル國庫補助ノ精算ニ關シテハ第二項ノ如キ措置ヲ採ラサル限リ左記ノ通御取扱可相成義ト御承知有之度

(一) 府縣ノ負擔ニ屬スル工事カ下級公共團體ノ負擔ニ歸シタルトキハ其ノ所屬變更ノトキノ出來形ニ依リ之ヲ打切り區分シ既成部分ニ對シテハ其ノ部分ノ工費額ヲ又未成部分ニ對シテハ府縣ノ補助規程ニ依リ下級公共團體ニ對シ府縣ヨリ補助スヘキ金額ヲ以テ國庫補助ニ係ル災害土木費トシテ精算スルコト

(二) 下級公共團體ノ負擔ニ屬スル工事カ府縣ノ負擔ニ歸シタルトキハ其ノ所屬變更ノトキノ出來形ニ依リ之ヲ打切り區分シ國庫補助ニ關スル會計ノ整理ヲ爲スヘキハ勿論ナルモ其ノ工事ニ對スル國庫補助ニ付テハ既成工事費ト未成工事費トヲ併セ其ノ總費額ニ對シ府縣ノ補助規程ニ依リ府縣ヨリ補助スルモノト看做シ計算シタル府縣ノ補助額ヲ以テ其ノ總體ノ工事ニ對スル國庫補助ノ災害土木費トシテ精算スルコト

(三) 前二號ニ依リ工事ヲ打切りタル結果既成工事又ハ未成工事ノ工費カ三百圓未滿トナリタル場合ニ於テモ其ノ工事ハ國庫補助ヲ受ケヘキ資格ヲ失ハサルコト

(四) 第一號及第二號ノ工事ハ他ノ府縣工事及市町村土木補助費ト區別シ精算書類ヲ調製シ其ノ精算書ニハ前記二號ニ依リ精算關係ヲ明瞭ナラシムルコト

二 道路法施行前郡市町村ノ負擔ニ屬スル道路又ハ其ノ附屬物ニ關スル災害工事ニシテ道路法ニ依リ府

縣ノ負擔ニ歸シタルモノハ同法第三十八條ノ規定ニ依リ引續キ從前ノ郡市町村ニ負擔ヲ命シ負擔所屬ヲ變更セサルモノトシテ取扱ヒ又道路法施行前府縣郡ノ負擔ニ屬スル道路又ハ其ノ附屬物ニ關スル災害工事ニシテ道路法ニ依リ其ノ下級公共團體ノ負擔ニ歸シタルモノハ同法第二十四條ノ規定ニ依リ從前ノ費用負擔者ニ於テ道路管理者ノ承認ヲ得テ引續キ工事ヲ施行シ負擔所屬ヲ變更セサルモノトシテ取扱候方諸般ノ關係上便益多キコトト存候處後段ノ關係ニ付テハ省令制定ノ必要有之候ニ付目下其ノ手續中ニ候條其旨御含ヲ以テ相當御處置相成度

**國庫補助道路工事工程報告ノ件**

(大正九年十二月二十三日發土第一三九號各地方長官宛土木局長通牒)

國庫補助ヲ受ケ施行スル道路ニ關スル工事ノ工程ヲ別表ニ依リ第一表ニ在リテハ毎年三、六、九、十二月現在ヲ各翌月十日迄ニ御報告相成度

追テ從來施行ノ工事ニ關シテハ本月末現在ヲ大正十年一月二十日迄ニ御報告相成度

第一表

何々道路國庫補助工事工程報告

大正 年 月 末現在

府 縣 名

道 路 工 程 延 長 間	種 類	認 可 計 劃 高	出 來 形 態		摘 要
			前 期 迄 一 當 期	出 來 形 步 合	

(備考)

計	雜 費	物 件 移 轉 其 他 補 償 費	土 地 買 收 費	隧 道 工 事 費	橋 梁 工 事 費	道 路 工 事 費	計	隧 道 工 程 延 長 所 數 長	橋 梁 工 程 延 長 所 數 長

1 工事ノ種類ニ依ル出來形トハ工事ノ竣功シタルト工事費ノ支拂濟ナルトニ關セス工事進捗ノ程度ヲ示スモノトス

2 工事費ノ種別ニ依ル出來形トハ工事費支出額ヲ示スモノトス

3 出來形歩合欄ハ百分率ヲ以テ示スモノトス

第二表

何々道路國庫補助工事功程月報

大正 年 月末現在

府 縣 名

種別	單位	設計高	出來形	工事費仕拂高	出來形	摘	要
切取及盛土	圓立	坪					
擁壁工	圓面	坪					
路面工	圓面	坪					
構橋	圓間						
何々							

道一六四

工道隧				事工梁橋				事	
引	切	卷	雜	小	橋	橋	橋	小	雜
立	擴	立	工	計	體	脚	臺	計	工
圓立	圓立	圓立	圓	圓	圓面	圓基	圓基	圓	圓
	坪	坪			坪				

道一六五

事		小計	合計
圓	圓	圓	圓
濱地買收	面坪		
物件移轉及其他補償費	圓		
雜費	圓		
合計	圓		

(備考)

出來形トハ工事ノ竣功部分又ハ支拂高ノ如何ニ關セス工事進捗ノ程度ヲ云フ

出來形歩合欄ニハ出來形(當月迄)ト設計高(前年度繰越トモ)トノ割合ヲ記入スルコト

**道路費國庫補助ニ關スル件** (大正十一年十一月二十五日發土第一四一號六大都市所在地方長官宛土木局長通牒)

貴管下 東京市、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市、神戸市、内市道ノ新設改築ニ要スル費用ニ對シ國庫ヨリ補助ヲ受クルモノハ道路費國庫補助規定第八條ニ規定スル關係圖書ヲ提出スヘキハ勿論ノ義ニ有之候條工事着手後、後年度ニ於テ國庫ノ補助ヲ申請セムトスルモノニ付テモ同規定ニ準シ工事着手前豫メ道路管理者ヨリ工事ノ計劃書及圖面ヲ添付シ當省ノ承認ヲ受クルニ非ラサレハ補助ノ詮議ヲ爲ササルコトニ決定相成候條此旨市長ニ御傳達相成度

**國庫補助要求及仕拂方等ニ關スル件** (大正三年三月四年四月四日發會第三二號地)

公共團體ノ經營ニ係ル工事ニ對スル國庫補助ノ要求及仕拂方等ニ關シテハ將來左記ノ通り可取扱義ト御了知相成度

左記

- (一) 公共團體ノ經營ニ係ル工事ニ對シ國庫補助ノ指令アリタルトキハ別ニ通牒ヲナス場合ノ外別紙甲、乙號様式ニ依リ仕拂豫算ノ要求ヲナスモノトス
  - (二) 工事豫期ノ如ク進捗セサル爲年度内國庫補助ノ全額ヲ要求スルニ至ラス其殘餘額ヲ翌年度ニ於テ要求スル場合モ亦前項ト同一ノ方法ニ依ルモノトス
  - (三) 國庫補助ハ工事進捗ノ程度ニ應シ仕拂命令ヲ發行スルモノトス
  - (四) 國庫補助仕拂ノ年度區分ハ會計規則第二條第五ニ依ルモノトス
  - (五) 國庫補助仕拂命令委任額ニ對シ仕拂命令發行未濟額ヲ生シタルトキハ別紙丙號様式ニ依リ翌年度ニ繰越使用方ヲ稟請シ又仕拂命令發行未濟額ナキトキハ別紙丁號様式ニ依リ報告スルモノトス
  - (六) 前項ノ稟請書及報告書ハ遅クモ翌年度四月十五日迄ニ提出スルモノトス
- (甲號様式省略)  
(乙號様式)



年 月 日

内務大臣宛

道廳長官  
府縣知事

道一六八

何年度何々費補助仕拂豫算要求之件

金何程

内 課

要求額

月 別	工事費支出見込額	國庫補助仕拂見込額	備 考
何 月			
何 月			
計			

前年度迄(前年度)仕拂額

右要求候也

(備考)

- 一 災害土木費補助ヲ除キタル他ノ補助ノ要求ハ本様式ニ依リ一ヶ年度内所要額ヲ一時ニ要求スルモ

ノトス

- 二 工事費支出見込額ハ公共團體ニ於ケル各月ノ工事費支出見込額ヲ記載スルモノトス
- 三 國庫補助仕拂見込額ハ工事進捗ノ程度ニ應シ仕拂命令ヲ發行スル見込額ヲ記載スルモノトス
- 但シ工事費支出額ニ對シ國庫補助歩合額ニ過不足アルトキハ各月毎ニ其事由ヲ備考ニ記載スヘシ
- 四 繼續補助又ハ前年度ヨリ繰越ニ係ル補助ヲ要求スル場合ニ於テハ前年度迄又ハ前年度ニ於ケル工  
事費及國庫補助ノ仕拂濟額ヲ内課計ノ次行ニ記載スルモノトス

(丙號様式)

年 月 日

道廳長官  
府縣知事

内務大臣宛

何年度何々費繰越之件

款 項 目	仕拂命令委任額	仕拂命令發行濟額	差引翌年度へ繰越額	繰 越 事 由
何 費	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	何々ニ由ル

道一六九

何	何	何	何
費	費	月	月
100,000	100,000	1	1
000	000	00	00
000	000	00	00

道一七〇

右之通り翌年度へ繰越使用方御許可相成度此段稟請候也  
(備考)

一 繰越額ニ對スル月割額ハ工事進捗ノ程度ニ應シ仕拂ヲナス見込額ヲ記載スルモノトス

(丁號様式)

年 月 日

内務大臣官房會計課長宛

道廳長官  
府縣知事

何年度何々仕拂濟之件

右仕拂命令委任額金何程ハ年度内其全額ノ仕拂命令發行濟ニ候此段及報告候也

**農村振興土木事業及産業振興土木事業功程報告ニ  
關スル件**

(昭和七年十一月三十日發第一七  
五號各地方長官宛土木局長通牒)

國庫補助ヲ受ケ府縣ニ於テ執行スル農村振興土木事業及産業振興土木事業ニ付テハ別紙様式ニ依リ功程報告書ヲ提出相成度  
追テ十一月末日現在ノ功程ニ付テハ此ノ際直ニ報告相成度候  
(様式)

計	路 河 港	線 川 灣	※ 名	改 良 修 築	簡	※ 所	事 業 費	※	出 來 高		計	出 來 高 步 合	摘 要	府 縣
									前 回 迄	當 期				
							円	円	円					
												パーセント		

農村振興(又ハ産業振興)土木工事功程報告

道一七一

監督雜費	合計

(備考)

- 一 本表ハ毎月十五日及月末現在ニ依リ調査シ五日以内ニ報告スルコト
- 二 ※印ヲ附シタル欄ハ出来形ノ有無ニ拘ハラズ國庫補助ヲ受クル工事箇所全部ヲ掲記スルコト
- 三 各箇所ニ於ケル事業費ニハ後ニ計上ノ監督雜費ヲ除キタル總テノ費用ヲ合算計上ノコト
- 四 出来高欄ニハ工事ノ竣功シタルト事業費ノ支拂濟ナルト否トニ拘ハラズ工事ノ出来形ヲ金額ニ比例換算シタルモノヲ掲記ノコト
- 五 監督雜費ノ出来高欄ニハ支拂濟額ヲ掲記ノコト
- 六 出来高歩合ハ進捗ノ程度ヲ示スモノニシテ事業費ニ對スル出来高計ノ割合ヲ厘位以下ハ四捨五入シ「パーセント」ヲ以テ表示スルコト
- 七 合計欄ノ出来高歩合ハ總事業費ニ對スル出来高總計ノ割合ニ依リ算出ノコト
- 八 道路、河川、砂防、港灣等各別表ニ之ヲ調製スルコト
- 九 農村振興土木事業ニ對スル報告ト産業振興土木事業ニ對スルモノトヲ混同セサル様特ニ注意ノコト

農村振興及産業振興國庫補助道路改良工事

竣功認定申請様式ニ關スル件

(昭和八年三月十五日發第五七號各地方長官宛土木局長通牒)

國庫ノ補助ヲ受ケ執行セラレタル農村振興、産業振興府縣道路改良事業ニ關スル道路費國庫補助規程ニ依ル竣功認定申請ニハ左記圖書ヲ添付シ事業完了次第速ニ提出相成度

記

- 一 精算調書(別紙第一號様式ニ依ル)
- 二 殘餘物件調書(別紙第二號様式ニ依ル)
- 三 圖面

工事箇所並ニ精算調書ニ對照スル番號ヲ朱色ニテ示シタル陸地測量部刊行五萬分一地形圖市街地ニ關スルモノニ付テハ別ニ同様ノ表示ヲ爲シタル市街圖ヲ添附ノコト

(第一號様式)

農村振興(又ハ産業振興)府縣道改良事業費精算調書

縣府

何々

- 一 計畫事業費總額
- 一 國庫補助基本額

圓圓

